

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月7日（金）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（18名）

委員長	松 平	雄一郎
副委員長	たかはま	なおき
理 事	宮 野	ゆみこ
理 事	高 山	かずひろ
理 事	金 子	てるよし
理 事	田 中	としかね
理 事	松 丸	昌 史
理 事	品 田	ひでこ
理 事	山 本	一 仁
委 員	吉 村	美 紀
委 員	石 沢	のりゆき
委 員	豪	一
委 員	山 田	ひろこ
委 員	沢 田	けいじ
委 員	岡 崎	義 顕
委 員	浅 田	保 雄
委 員	高 山	泰 三
委 員	板 倉	美千代

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

議 長	白 石	英 行
副 議 長	田 中	香 澄

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
渡 邊 了	危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
栗 山 仁	児童相談所開設準備担当部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
橋 本 万多良	資源環境部参事環境政策課長事務取扱
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
吉 岡 利 行	監査事務局長
横 山 尚 人	企画課長
岡 村 健 介	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
野苅家 貴 之	情報政策課長
武 藤 充 輝	総務課長
山 田 智	総務部副参事

熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長
畑 中 貴 史	職員課長
坂 田 賢 司	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
横 山 勲	危機管理課長
齊 藤 嘉 之	防災課長
榎 戸 研	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
川 崎 慎一郎	アカデミー推進課長
堀 越 厚 志	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
木 村 健	福祉政策課長
瀬 尾 かおり	高齢福祉課長
木 内 恵 美	地域包括ケア推進担当課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
渡 部 雅 弘	生活福祉課長
佐々木 健 至	介護保険課長
後 藤 容 子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
篠 原 秀 徳	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所開設準備室長
中 島 一 浩	生活衛生課長
田 口 弘 之	健康推進課長
小 島 絵 里	予防対策課長
金 谷 裕 二	保健対策担当課長
大 塚 仁 雄	保健サービスセンター所長

真 下	聡	都市計画課長
前 田	直 哉	地域整備課長
吉 本	眞 二	住環境課長
川 西	宏 幸	建築指導課長
橋 本	淳 一	管理課長
村 岡	健 市	道路課長
村 田	博 章	みどり公園課長
有 坂	和 彦	リサイクル清掃課長
高 橋	彬	文京清掃事務所長
阿 部	英 幸	施設管理課長
五木田	修	保全技術課長
大 畑	幸 代	整備技術課長
熱 田	直 道	教育総務課長
中 川	景 司	学務課長
宮 原	直 務	教育推進部副参事
山 岸	健	教育指導課長
藤 咲	秀 修	教育施策推進担当課長
鈴 木	大 助	児童青少年課長
木 口	正 和	教育センター所長
猪 岡	君 彦	真砂中央図書館長
大 武	保 昭	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	糸日谷 友
係 員	梶 原 理 子

8 本日の付議事件

議案第58号 令和7年度一般会計予算

ア 一般会計歳入

・12款「分担金及び負担金」～13款「使用料及び手数料」

- ・14款「国庫支出金」～15款「都支出金」

- ・16款「財産収入」～21款「特別区債」

イ 一般会計歳出

- ・1款「議会費」

- ・2款「総務費」

午前 10時00分 開会

○松平委員長 それでは、予算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席いただいております。

なお、成澤区長は、区政功労表彰のため、午後3時50分から欠席となります。

○松平委員長 それでは、昨日に引き続き、予算審査を行います。

一般会計歳入の12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料まで、予算事項別明細書の64ページから85ページまでの部分です。

それでは、昨日の板倉委員への答弁から開始をいたします。

内宮経済課長。

○内宮経済課長 おはようございます。アンテナスポットについてでございますけれども、現在、緊急経済対策担当の執務フロアとして利用しているところで、令和7年度も定額減税の不足額給付、こちらが予定されているところから、引き続き、執務フロアとして利用することを予定してございます。歳入の見込みが現時点においてはございませんため、今回、記載からは削除しているものでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうですか、分かりました。今回はそういう形で削除ということですが、元に戻すということで分かりましたが、ただ、この間の使い方というか、あの場所が、物すごくやっぱり使い勝手が悪いと思うんですよね。なので、やはり工夫をしていただきたいということと、このアンテナスポットについては、決まり事、何かこう、こういう形で使ってくださいとかそういうことが、多分そんなに厳、厳しいというか、かなり緩い使い方ができてたかなと思うんですけれども、使い方については以前と同じような形で、例えば私たち要望していたのが、障害者の皆さんが物販できるようとか、例えばそこで展示ができるよう

にとか、そういうこともお願いをしていたことがあったかと思うんですけども、その辺についても、そんな強い縛りというか、そういうのない形で使えるということによろしいんですか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 アンテナスポットのところは、産業とくらしプラザの条例施行規則のところで、一応、ルールとして定められているところがございまして、基本的には産業団体や消費者団体、その他、区内の団体が御利用いただくという形にはなっております。

今後のところですね、まさに今は執務室という形でございますけれども、それが終了した後については、区内産業や消費生活、そういったものの情報発信として活用を図っていききたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ使える、あの場所ということも、一時期、議論があったと思うんですね。やっぱりもっと目立つ場所に置いてほしい、あったほうがいいという声もあって、最初のときは、今はたしか観光協会があるあの辺とか、UN Womenさんのところまで行ったかどうか、とにかく、あのかいわいにあったからこそ、やっぱり皆さんが使えるあれが多かったなというふうに思うので、場所についても、ちょっと引き続き地下2階のあの場所ではなくて、やっぱり違う場所、奥まったところということではなくて、ぜひとも場所の検討もしていただきたいというふうに思いますので、これは要望としてお願いをしておきたいと思います。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 場所につきましては、経済課の前のショーウインドーのところを含めて一体的な活用という形で考えているので、現時点においては、あちらの場所というふうに考えてございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、消費団体であったり、産業団体の活性化のところで活用は引き続き考えてまいりたいと思っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 この件はそれでいいです。

もう一点は、77ページの駐輪場についてです。駐輪場、定期利用駐輪場については、この間、合計、台数が出ていないので、合計で何台あるのか。去年度も出てなくて、去年度というか今年度ですね。今年度も出てないし、この来年度予算にも台数は出てないんです。その前はちゃんときちっと台数が示されていたんですけども、合計で何台なのか。

それと、使用料の一覧表を見ますと、一般生活保護受給者、障害者手帳の交付を受けてい

る方、学生というふうに区分があるんですけども、それぞれ何人を予定しているのか、人数を示していただきたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 定期利用制の自転車駐車場の台数につきましては、時期によって異なる、設置のタイミングによって異なることもありますけれども、現時点で1,937台となっております。

また、減免の状況につきまして、こちらの実績でございますけれども、学生、生活保護、障害者の方合わせて約250名となっております。

○松平委員長 今のって予算上の見込みの台数を聞いていらっしゃるんじゃないですか。

橋本管理課長。

○橋本管理課長 減免の内訳でございますけれども、学生の方が約200、あ、約190名、生活保護が約10名、障害者の方が約50名としております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 文京区の場合は、最初は年間登録料ということだけで年間2,000円だったものが、登録手数料2,000円、それが月の使用料2,000円ということで、12倍に跳ね上がったわけで、私たちはこの間、駐輪場については元の2,000円に戻すようにということで、条例提案も行ったたりしていたところなんですけれども、調べましたら、例えば新宿区、あ、千代田区ですね、千代田区では、区内在住の方は年間登録料3,000円ということなんです。この順位でいくと、優先なしということかというと、千代田区の例えば飯田橋駅の東口のところに駐輪場が2か所ほどあるんですが、区外の方の利用ですと登録料6,000円ということで済むということですから、文京区の駐輪場を通り過ぎて、飯田橋の交差点を通り過ぎて、千代田区の駐輪場を使うということになれば、年間手数料6,000円で済むということですから、そういう点では、やはり私たち、この間、要求してきましたけれども、引下げ、2,000円に引き下げていくということ。あと、新宿区も飯田橋のセントラルパークの、セントラルプラザかな、の手前のところに新宿区の駐輪場があるんですけども、新宿は年1万8,000円ということで、文京よりも安くなっている。そういう点では、文京区の方が千代田区や新宿区のところを使うということになれば、もっと安くできるというふうな判断になるんですけども、やはり文京区の駐輪場を文京区民の方が使って、使ってもらおうとか、そういう対応としては、私たちは、この手数料については、使用料ではなくて、年間の登録手数料2,000円に戻すようにということで要求しているんですが、区としては、そういうことを検討したことがあり

ますか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 定期利用制の自転車駐車場の利用料金につきましては、こちらは受益者負担の適正化の観点から算定しておりまして、妥当であると認識しております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 改めて要求しますけれども、千代田区さん、千代田区では、登録手数料で高校や高等専門学校以下の学生さんについては、登録で手数料を3,000円、在住の方は6,000円ですけど、学生さんは3,000円ということで5割引き、半額になっているんですね。文京の場合は、学生さんたちについては3割引きという、まあ、半分、せめて半分にしたらどうかぐらいな思いはあるんですけれども、全体としてやっぱり登録料だけという形にすべきだというふうに改めて要求するのと、他区の状況をやっぱりきちっと調べていただいて、文京区がやっぱり隣接区に比べて高いということを認識していただいて、引下げを改めて求めていきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 他区の状況につきましては、様々情報共有などを行っておりますけれども、料金の設定の方法について、月額料金であっても屋根があるかないかですとか、建物の1階か2階などで料金区分している場合もありまして、文京区との単純な比較は難しいと考えております。

また、一部の区では、御指摘のように年間の登録料金として設定しているところもありますけれども、月額で設定している区の状況を見ますと、本区では減免制度を設けておりますし、料金に大きな違いはないものと考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 やっぱり今、本当に物価高騰が続いている中で、皆さん暮らしが大変になっているんですよ。ですから、こういうところで区として皆さんの生活を応援しているんですよという構えとして、やはりこの手数料については引き下げるべきだということを改めて要求して、終わります。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

それでは、宮野委員。

○宮野委員 67ページの保育園保護者負担金について伺っておきたいと思います。

保育、教育の無償化が始まった後、有償のままだったゼロから2歳児までの課税世帯について、これまで都に無償化を求めることをずっと要望してまいりましたが、今回、第二子に引き続いて第一子も無償化になるということで、感謝をしております。都の発表のタイミングからすれば、4月からの無償化も視野に入っただのではないかと思います、9月からということになりました。これは都とどのような協議がされてそのように決定したのか。また、無償化に向けての現在の準備状況を伺いたいと思います。

○松平委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 東京都が主導して行う予定のゼロ歳から2歳の第一子保育料の無償化でございますけれども、今年の9月から実施する予定で準備しているところでございます。4月からではなくというところは、東京都の方針として、全東京都内の自治体、全自治体で4月から始めるというのはなかなか準備とかも、それぞれの自治体によって多少まちまちなところがございますので、第二子の無償化のときは10月から行ったところでございますけれども、第一子は9月から保育料が切り替わるタイミングで行うというふうに統一したところでございます。

現在の準備状況でございますけれども、システム改修が多少生じますけれども、そのあたりは特に遅滞なく準備が進められているところでございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。ありがとうございます。支払いに関してトラブルがあるようなことなくスムーズに移行できるように、各保育園のフォローといった点もぜひお願いをしたいと思います。引き続きお願いいたします。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

では、岡崎委員。

○岡崎委員 77ページの自転車駐車場使用料なんですけど、今、先ほど共産党さんから定期利用制の料金の話がありましたけども、これも議論もしてきましたけども、いわゆる改定する前はあまり使わない人も登録というかしてて、本来使うべきというかね、必要としている人がなかなか使えないというような状況もあったりして、そんな中で、こういった形で料金が改定されてきた経緯もありますけども、確かにそれは安いほうがいいですけども、その安い、高いだけではなくて、やっぱり本当に自転車駐輪場を、結構、当時、僕たちのほうにも、申し込んでもなかなか満杯で使えないという方も結構いらっしゃいました。今、そういった意味では、状況的にはどうなんだろうかね、定期利用。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 定期利用制自転車駐車場の申込み状況でございますけども、令和5年度の状況で見ますと、募集に対して応募倍率は0.79倍ということで、承認、不承認になった件数も93件というふうになっております。全体としては、承認が1,341件で、不承認が93件という状況でございました。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。本当に必要としている人がしっかり使っているというところから、昔、安いからって言っちゃいけないのかな、あまり使わなくてもこのぐらいだったらお金払っていいやみたいなね、部分で、実際に使われてない人も結構いたということもあったと思います。そういった意味では、今後もやっぱりこの定期利用制自転車駐車場、しっかり確保していただければと思います。

それと、僕がね、ごめんなさい、本来聞こうとしたのは、一時利用制自転車駐車場なんですけど、これも前からなるべく台数を増やしてほしいというふうに要望もしてきましたけども、去年、令和6年度の当初予算より、今回かなり大幅に1,700万ほど増えているんですけど、またこれ7年度、新しいところができるのか、また、それとも去年の実績見込みからこういった大幅に増加になったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 一時利用制自転車駐車場につきましては、令和7年度に新たに1か所、湯島に開設する予定でありまして、その見込みを含めております。そのほか、ほかの自転車駐車場におきましても、設備更新を行う際に交通系ICカードの利用可能になるよう切り替えておりまして、その収入をより精緻に見込んだ結果、前年度に比べて増となっております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。あれですかね、あれですかねって、たしか礪川公園の下の駐輪場が新しくなるんですかね。結構、利用者から、古い精算機のとときはいろんなお話もいただきましたけど、これで新しくなって、いわゆる何というんですか、PASMOとかSuicaとかというように使えるような形で、さらにそういった意味では利便性の向上もしていただければと思うんですけど、あともう一点、一時利用制、定期もそうかな、いわゆるですね、今度、湯島が新しくできますけど、そのラックというんですかね、自転車を入れる、あれの間隔が狭くて、なかなかいっぱい、満杯だと、本当に僕も利用させていただいてはいますけども、すごい出し入れに苦労するんですよ。ちょっともうちょっとやっぱりラックの間隔、まあ、台数が

その分減っちゃうとは思いますが、ラックの間隔をやっぱ開けないと、特に最近、何ですか、ママチャリって正式な言葉なのかな、が結構大きいんでね、前後ろあって、余計にこの間隔が幅が狭くなって、出し入れに本当に大変苦労するんですけども、その辺何か対策はあるんでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 設備更新を今後行っていく場所につきましては、基本的にはラックについては間隔を45センチ設けることとしております。また、大型用自転車に備え、向けて、60センチの間隔を設けるスペースも設けることとしております。このサイズであれば、ほぼ全ての自転車に対応し、とめやすくなることができるというふうに考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。これ広くなるということで、今後また新しいところも含めて、結構もう年代、月日もたっているんで、古いところも結構あると思いますし、そういった形でさらにまた定期利用制から一時利用制に変更するなりして、やはり一時利用制の駐輪場の増設をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、80ページの、ああ、これだこれだ、手数料の区民手数料はまだ来てないですね。戸籍住民課長だと思うんですけども、ああ、すいません。区民手数料なんですけど、全体的に昨年より900万円の減ということで、様々な手数料、印鑑、住民票、印鑑証明も含めて結構増えているの、住民、ああ、人口も増えているので、増えているのかなと思っていたんですけど、特にこの81ページの戸籍全部事項証明書等交付手数料というのが8,000件ぐらい減っていますけども、この辺は何か要因があるんでしょうか。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 区民手数料の部分でございますが、まず、全体的に少しずつ予算の、歳入予算額が減っている主な要因といたしましては、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の率の上昇によるものというふうに分析をしております。

今、委員から御指摘のあった戸籍全部事項証明書等交付手数料の件数、昨年度と、ああ、今年度と比べて来年度が8,000件ほど減っているという主な要因でございますが、こちらにつきましては、あくまでも予算上の想定の数だったということもございます。一番大きな要因として考えているのは、昨年の3月の1日に全国のどこの自治体でも戸籍謄本が取れるようになったということで、戸籍の広域交付という制度が始まりました。このときに、文京区の場合はシビックセンターへのアクセスが大変よくて、いろんな自治体に本籍を持つ方が

いらっしゃるであろうということで、歳入の件数として少し多めに見積もっていたところでございます。実際、今年度1年間回してみたところの実態としては、もちろんシビックセンターに御来庁される他区、他の自治体の本籍の方も増えた一方で、文京区に本籍を持つ方もほかの自治体の窓口で戸籍を取られているというようなところがあったので、件数として大幅な増ではなかった。ですので、来年度の予算、歳入予算については、従前と同じぐらいの件数を見積もったというところでございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。広域交付が始まって、その辺のちょっと目算がずれたということで、これが現状なのかなというふうに思います。

コンビニ交付につきましては、確かに前もいろいろ議論してきましたけども、手数料的には安くなってしまうと、区に入る歳入としてね。そういう、けども、繁忙期の混雑の、窓口の混雑の緩和にも大きく寄与しているんじゃないかなと思うんですけども、その辺の現状はどうなんでしょう。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋区民部長 コンビニ交付の利用率につきましては、年々こう1割ずつぐらい増えてきております。今年度、令和6年度につきましては、まだ1年間終わってございませんが、もう恐らく年度末時点で4割以上の方がコンビニ交付を利用しているのかなという状況になると思っております。

もちろん、繁忙期に限らず、コンビニ交付のほうが、今、100円ほど条例上の手数料より減額をしておりますので、そちらに流れていく方が増えていると認識をしておりますので、今後もしっかりとコンビニ交付使えますよということを周知して、窓口の混雑緩和に努めていきたいというふうに思っております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。コンビニ交付、もうね、マイナンバーカードも含めて、やっぱり利便性向上という意味でも非常に大事な部分だと思います。さっき、今、課長さんもおっしゃっていたけど、やっぱり知らない人ってね、結構まだいらっしゃると思うので、その辺の周知の徹底も今後よろしくお願いいたします。

以上です。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 関連。

山本委員。

○山本委員 すいません。今の戸籍住民の証明書等料金のところで、岡崎さんの質疑で、ちょっと私も関連で話していただければ。いろいろと窓口対応、2階のですね、大変よくなっているというふうに私のところにも区民の方からお声をいただいております。そんな中なんですけれども、先日ですね、転入届をお出し、提出しに行ったところ、2時間待ちだということに、まあ、事前に職員の方に今日は時間がかかりますよということで言われたということで、何でかなということ私のほうもちょっと調べを、調べて、課長ともいろいろお話をさせていただきましたが、その日取りによって混雑する日があると。例えば大安吉日ですとか、私の大好きな天赦日ですとか、そういうところで、例えば近いところだと3月3日、ひなまつりですとか、そういう何かこだわりを持ってやられると。特に婚姻届関係も多いと思いますけども。そういったところで非常に混雑がするというので、その辺は非常に理解をして対応をしているということなんですけど、そこもうちょっと何とか緩衝、緩和できないのかなというふうに思うんですけど、その辺の対策って何かもう少し踏み込んでないでしょうか。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 窓口の混雑緩和策というところでございます。どうしても3連休とか連休明けの営業日であるとか、今、委員のおっしゃったような特定の運のいい日というか、そういった日については窓口が混み合う傾向にございます。特に戸籍と住民票が連動した手続、婚姻届を出して、そのまま転入届を出すとか、そういったパターンについては、それぞれ戸籍法、住基法に基づく手続になってしまうがゆえに、どうしても時間がかかってしまう、一定時間がかかってしまうということは事実でございます。ただ、その中でも、戸籍住民課の中で完結する手続ですので、なるべくその書類であったり、システムへの入力であったりというところの事務改善を図りながら、何とか1分でも早く処理が終わるような努力はしているところでございます。特に戸籍の届出については、事前に大安であるとかそういったことはこちらも把握はできておりますので、特に混み合う日については、最近ではホームページでこの日は特に混雑をしますということで、事前に書類をしっかりと整えていただくとか、そういったお願いをさせていただいているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。やっぱり事前にそういったね、時間がかかるとかというお声をかけると非常にありがたい話だと思うんですね。そこでお客様が判断をして、じゃあ、日にちを変えようかなとか、ちょっと用事を済ませようかなということができるので、その

ような窓口対応をしっかりと、少しでもお客様の気持ちを落ち着かせるような形で、また別の方法があれば対応していただきたいというふうに思います。

あと、転入だけに関して、転入届だけに関して、来た人に対してなんですけれども、これちょっと調べたら、近隣区では転入届を本庁に行かなくても出張所や外の出先機関で対応ができるということで、豊島区さんなんかそうみたいなんですけれども、文京区の過去のいろんな経緯のある中で今の状況になってると思うんですが、もう一度ちょっとおさらいのために、外の出先機関で取れなくなったということの状況を教えてもらって、本庁になぜ、転入届に関してはできなく、本庁しかできなくなったのかというところ、ちょっともう一度御説明いただければ、簡単に、思います。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 地域活動センターのほうの取組についてのお尋ねだと思います。地域活動センター、御案内のように地域の活動する人たちを支援するという意味で地域活動センターという形で行っておりまして、一方で、区民の方にサービスコーナーというものを設置しております、そこで住民票等が直接シビックに行かなくても取れるような形でのサービスを行っているところでございます。以前、出張所時代につきましては、そこで、出張所であったときは、そういった届出も受けていたところでもございますけれども、歴史的な経緯から申し上げますと、そういった証明等の発行を区民サービスコーナーでやりながら、地域活動センターのほうにおきましては地域の活動の方の支援を行っていくというコンセプトの下で現在取り組んでいるところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 まあ、できればね、サービス向上の観点から転入届も、もし、今は諸証明関係はサービスコーナーでできるとはしているんですけれども、もう少しまた見直し等の時期が来たら、そういったサービスの向上のために転入等の手続も外で取れるようにもう一度できればと思うんですが、何かあればお願いします。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 マイナンバー制度が導入されて約10年近くたつところになりますが、従前であれば転入の手続、住民基本台帳システムのみでの入力で完結をしていたというところになります。現在、このマイナンバー制度が入って以降は、まず住民票、転入届を受けた後に住民票を作成するという作業を行った上で、その後、住民票ができた後にマイナンバー関連の手続に入っていくと。要はマイナンバーカードに新しい住所の情報を入れたり継続的に文

京区でも利用できるようにする継続利用の手続など、様々なちょっと関連する手続が出てきております。そのため、シビックで一極集中で、あ、一括処理で対応しているというのが現状でございます。今現在、地域活動センターのほうにはそういったちょっと設備等もございませんで、証明発行するパソコンが1台置いてあるというだけでございますので、なかなか設備投資の部分でもコストがかかってくると思いますので、そこは件数と、いわゆる投資にかかる経費といったところを慎重に見極めていかなければいけないのかなというふうに捉えてございます。

○松平委員長 よろしいですか。

岡崎委員は終わりでよろしかったですね。

（「ああ、いいですよ」と言う人あり）

○松平委員長 では、豪一委員。

○豪一委員 69ページから70ページにかけて、使用料全般なんですけれど、令和4年の予算書ぐらいからちょっと見てみたんだけど、使用料はあんまり変わってない。例えば、ふれあい館で見ると600円から1,120円という単価になっているんだけど、ああ、ごめん、600円から1万1,200円という単価になって変わってないですね、ずっと。この令和4年から不動産を見ると、市況では1.25倍ぐらい家賃とか高くなっているんですよ。その辺はもちろん公共の福祉だったりサービスだったりするから、まあ、地方公共団体の使用料は上げないんだというならそれでいいんですけど、その辺の使用料の考え方とか使用料の根拠とか、今後の見通しをお伺いします。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 今般の経済情勢を考えますと、やはり物価高騰対応が一番課題だと思っております。消費者、個人のそれぞれの賃金の上昇にいかんかを、物価上昇に対して個人のその給与所得とかがいかんか上回ってくるか、そういったところが今の経済状況の中では一つの課題と考えておりますので、今、文京区のほうでも今回はその当年度予算で物価高騰対応として、昨日も申し上げたんですが、約10億円ほどの予算を計上しまして、それは財源については一般財源を活用してやっておりますので、まずはそこをしっかりとやっていく中で、今後、経済状況を見ながら使用料等の引上げ時期が来れば、そこはまたそのときに適切に判断をしていきたいと考えております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 分かりました。一応、それなりに皆さん考えているだろうとは思ってたけど、一

応そういった背景で、今後、市況を見ながら考え、検討していくということで分かりました。

それと、毎年聞いて申し訳ないんですけど、ふれあい、あ、ふれあい館じゃないや、ふるさと歴史館。これは今まで予算で大体ですね、有料入館者数を希望推測で5,000人になっていたのが3,500人になってきたと。ちょっと弱気になったというのは毎年決算もやっているもので、現実を見て、かけ離れてたので少し現実的な数字にしようということなんだろうけど、それにしても3,500人、予算ちゃんと呼べるのかなというところですけども、25階を私ずっとカフェプラスふるさと歴史館にして、ふるさと歴史館は貸せば年間3,000万ぐらいの収入期待できるから、ぜひそうしたほうがいいんじゃないのって言ってたけど、それに関しては、もうこれから改修に入りますし、あきらめました。何かふるさと歴史館、この3,500人にしたこの具体的な対策だとか、こういうことを考えているみたいなことがもしあれば、お伺いします。

○松平委員長 川崎アカデミー推進課長。

○川崎アカデミー推進課長 ふるさと歴史館の有料入館者数、前年度までは5,000人というところを、今回、3,500人というところで案となっております。根拠といたしましては、近年のコロナ禍以降、入館者数は徐々に増えてきておりまして、増加傾向にはあるんですけども、その実態というところもございます。また、もう一つの要因といたしまして、毎年実施している特別の展示を実施をしているんですけども、来年度については一旦中止を予定しております。理由といたしましては、収蔵品の管理の部分でございます。毎年1回、薫蒸ということで防虫、虫を防ぐ部分、あとカビを防ぐ部分、防カビで、大規模なガスで薫蒸というのを行っておりましたが、このガスが製造販売中止となったというところでございまして、今後、細やかに温度管理、湿度管理、あとアルコールで拭き取るですとか、そういう小まめな管理が必要となってまいります。また、平成19年に一旦大規模な収蔵品の点検を行いました、そこからかなり時間もたっておりまして、約2万7,000件ほどあると思われる収蔵品を、再度、新たに改めてどういう状態かというのを確認をしていくという予定としております。その代わりといたしましては、歴史館ではなく、例えばシビックセンターですとかほかの施設でふるさと歴史館の収蔵品を見ていただきたいというふうに思っておりまして、そういったテーマで、そういった別の会場で、ふだん歴史館にいらっしゃらない方でもそういう収蔵品に触れていただくと、そういうことを検討しているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 今、シビックでちょっとやるという、ちょっと期待をにおわせるような、25階で

はないですね、はい、分かりました。ぜひ、いろいろな収蔵物、結構いろいろ懐かしいもの
だとかいい物があるので、ぜひ人目にできるだけつくところに展示とかしていただきたいと
思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

ほか、御質疑よろしいでしょうか。

では、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 2点お伺いさせていただきます。

まずは69ページのシビックセンター駐車場についてです。前年度予算の1万、失礼、10万
3,500台と比較して少し増えている。私は平日に時々車で来ますが、イベント時に満車とな
っていることが2度ほどございました。料金設定が安過ぎるのではないかというのが課題意
識でございます。近隣の駐車場を調べてみると、ラクーアをはじめ、おおむね30分400円前
後が多いように見えました。特に平日満車になってしまうと、来庁された区民の皆様の利便
性を大きく損なうことが心配されます。ただいま豪一委員から賃料相場の話もありましたけ
れども、混雑緩和の観点から、近隣の相場に合わせた料金への見直しが必要ではないか。お
伺いします。

次が81ページ、区民手数料について、証明書交付の手数料についてお伺いします。現在、
コンビニ交付が行われていて100円安くなっていると、先ほど岡崎委員に対する答弁でお伺
いいたしましたが、中野区では春の混雑緩和等を目的として、本年3月、4月の2か月間、
コンビニ交付を10円としています。渋谷区や世田谷区等でも行われておりまして、世田谷区
の保坂区長は朝日新聞の取材に対して、手数料の収入は確かに減るが、区民の負担時間は縮
減すると回答しています。行かない、書かない、待たない区役所の推進に向けて、混雑、混
雑期間の限定でインパクトのある大幅な金額の削減により、区民の負担軽減につなげてはい
かがかと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 シビックセンター駐車場の使用料につきましては、公共駐車場という位
置づけもございまして、開設当初から250円という安い料金設定でこれまで運営してまいり
ました。委員御指摘のとおり、周辺の駐車場と比べまして料金に差が生じている状況は認識
してございますけれども、公共駐車場の位置づけ、そして受益者負担の適正化の観点に基づ
きまして、全庁的な見直しの中で検討していくべきものというふうに考えてございます。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 繁忙期における混雑緩和対策のためにコンビニ交付手数料を減額してはというお話だと思います。委員、副委員長おっしゃったとおり、幾つかの自治体で10円キャンペーンというような形で繁忙期に手数料を下げるという取組があることは承知をしております。本区におきましても、既に条例手数料からコンビニ交付の場合は100円減額をするという対応をとっているところでございます。繁忙期、繁忙期間中、例えば2か月間だけ10円に交付手数料を減らしたという場合に、もちろん減収ということでは数百万単位での区の歳入に対してのマイナスの部分があるというふうに捉えております。今年度の交付実績を見たときに、先ほども御答弁申し上げましたが、既に4割以上の方がコンビニ交付を利用しているという状況でございますので、この大幅な交付手数料引下げが大幅な利用率アップにはなかなか直結していかないのかなというところと、特に繁忙期間中については、証明書を取られる方がその期間に特別に増えるというよりは、どうしてもやはり引っ越しシーズンになりますので、転入なり転出の手続が急増することによって窓口が混雑をしていくという仕組みになってございますので、まず、そちらのほうの混雑緩和対策で事務改善をしながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、現時点でのちょっと大幅な引下げというところは考えてございません。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 御答弁ありがとうございました。確かに届出が多くなるから混雑するというのはごもっともだと思いますが、一方で住民票を取りに来る方が大幅に減りさえすれば、事務の負担は軽減するかと思いますので、ぜひお考えいただけるとありがたいです。

それから、駐車場に関しては分かりました。すごくシビックの警備員の皆様が大変丁寧に管理していただいているので、快適に使えているのかなというふうに感謝したいなと思います。ただ、やっぱり使えないという状況があるとよくないので、混雑状況をしっかり見ていただいて、必要に応じて見直しをお願いしたいと思います。

最後に、もう項目としては出てこないんですけれども、69ページに該当する展望レストランの使用料、これ月167万円の場所だったんですね。以前はそれほどの価値が認められていた場所を、区民会議室として活用するという案は私は賛成できかねます。区民アンケートをとっていただきました。会議室をどのような活動、活用をしたいですかというような聞き方に対して、自由意見で、先日委員会にも報告ありましたが、遊び場ですとか様々な意見が寄せられたということは、どうか重く受け止めていただきたいと思います。年間約2,000万の減収に見合う、区民にとって価値のある場所としていくのだという意気込みをぜ

ひ聞かせていただきたい。

併せて、先ほど豪一委員からも御意見ありましたけれども、区民の意見を聞き取って、その時々で見直していただきたいと要望させていただきます。

○松平委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 先日の総務区民委員会のほうでも御報告させていただきましたとおり、25階の旧レストランススペースにつきましては、区民会議室を飲食可能な場所ということで機能移転するというので、10月に、昨年10月にアンケートをさせていただいた結果も踏まえて、その中でもイベントとか交流スペース、自主学习スペース等の御意見も多かったというところで、そういった用途でも使えるような場ということでこちらとしては考えてございます。

確かに、アンケートの中では、子ども遊び場ですとか、その他のほうで様々な御意見をいただいたところでございます。それを受けて、庁内の関係課のほうでも、その様々な意見に対して検討したところの中では、やはり安全面とか設備面の中でどこまでそこが採用し切れるのかというところを検討した中で、結果として、そういったところの活用案ということで今回お示しさせていただいているところです。一応、コンセプトとしては、そういった安全面を配慮した上で、多数の方が多目的に利用できるというような、そういった区民に親しまれる空間というところを目指して整備のほうはしてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。会議室ありきで検討したわけではなくて、様々な活用の案については御検討くださったといったところで、区民の皆様に寄せられた、皆さん書いてくださったことには本当にありがたいなというふうに思っております。25階はどのような活用ということは理解いたしました。今後、この意見が生かされることを期待しております。

質問は以上です。

○松平委員長 以上で、12款分担金及び負担金及び13款使用料及び手数料の質疑を終了させていただきます。

続きまして、14款国庫支出金及び15款都支出金の質疑に入ります。事項別明細書の86ページから119ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、14款から15款までの説明をいたします。

86ページをお開きください。

14款国庫支出金、1目民生費負担金154億5,212万3,000円、4番、児童手当給付費負担金、児童手当の制度改正による増でございます。

88ページをお開きください。

2目衛生費負担金5億4,424万7,000円、4番、障害者総合支援事業費負担金、障害福祉サービス費による増でございます。

3目教育費負担金1億5,409万9,000円、1番、公立学校施設整備整備費負担金、明化小学校改築及び柳町小学校・柳町こどもの森等改築工事による皆増です。

90ページをお開きください。

2項国庫補助金、1目総務費補助金3,920万1,000円、1番、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、氏名の振り仮名法制化対応による増でございます。

2目区民費補助金1億444万3,000円、1番、個人番号カード交付事務費補助金、実績見込みによる増でございます。

3目民生費補助金15億2,708万6,000円、14番、重層的支援体制整備事業交付金、事業実施による増でございます。

92ページをお開きください。

4目、衛生費補助金3億7,474万1,000円、8番、妊婦のための支援給付交付金、新規事業の実施による増でございます。

5目都市整備費補助金1億5,294万3,000円、95ページの2番、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費補助金、実績見込みによる減でございます。

94ページをお開きください。

6目、土木費補助金1,990万7,000円、2番、無電柱化推進計画事業費補助金、実績見込みによる増でございます。

7目教育費補助金5億7,670万4,000円、7番、学校施設環境改善交付金、実績見込みによる減でございます。

資源環境費補助金は、アスベスト除去工事に係る社会資本整備総合交付金の皆減でございます。

96ページをお開きください。

3 項国庫委託金、1 目区民費委託金390万円、2 番、中長期在留者居住地届出等事務委託金、実績見込みによる減でございます。

2 目民生費委託金7,226万6,000円、3 番、国民年金事務費委託金、実績見込みによる増でございます。

98ページをお開きください。

15款都支出金、1 項都負担金、1 目民生費負担金44億899万6,000円、16番、子どものための教育・保育給付費負担金、公定価格の改定による増でございます。

100ページをお開きください。

2 目衛生費負担金2 億4,734万円、2 番、障害者総合支援事業費負担金、障害福祉サービス費による実績見込みの増でございます。

2 項都補助金、1 目総務費補助金4 億1,243万7,000円、6 番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、定額減税補足給付金事業実施の、実施の皆増による増でございます。

2 目区民費補助金476万8,000円、バス車両更新等によるコミュニティバス導入支援事業費補助金の皆減による減でございます。

102ページをお開きください。

3 目産業経済費補助金3,456万4,000円、5 番、地域産業成長支援事業一般事業費補助金、事業承継総合支援事業の皆増による増でございます。

4 目民生費補助金57億6,681万4,000円、107ページの、107ページの34番、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金、第一子保育料無償化の実施による増でございます。

108ページまでお開き、お進みください。

5 目衛生費補助金5 億930万5,000円、111ページの18番、出産・子育て応援事業費補助金、出産・子育て応援給付金事業に対する補助の皆増による増でございます。

112ページをお開きください。

6 目都市整備費補助金1 億1,559万6,000円、3 番、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費補助金、実績見込みによる減でございます。

7 目土木費補助金2,903万、2,903万4,000円、1 番、区市町村無電柱化事業費補助金、実績見込みによる増でございます。

8 目資源環境費補助金125万円、1 番、吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業費補助金、建築物アスベスト除去工事費助成の実績見込みによる減でございます。

114ページをお開きください。

9目教育費補助金9億2,004万4,000円、17番、公立学校給食費負担軽減事業費補助金の皆増による増でございます。

116ページを御覧ください。

3項都委託金、1目総務費委託金9億1,602万7,000円、4番、参議院議員選挙委託金及び5番、都議会議員選挙委託金の皆増による増でございます。

2目区民費委託金2億83万9,000円、119ページの3番、国勢調査事務委託金、国勢調査実施の皆増による増でございます。

118ページを御覧ください。

3目衛生費委託金256万円、2番、医療費助成事務委託金、通院医療費助成事務委託金の皆減による減でございます。

4目都市整備費委託金17万1,000円、2番、福祉のまちづくり事務委託金、実績見込みによる増でございます。

5目教育費委託金1,694万3,000円、2番、学校運営管理費委託金、実績見込みによる増でございます。

14款から15款までの説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

では、田中としかね。

○田中（と）委員 90ページ、91ページにあります重層的支援体制整備事業交付金について伺います。

これ、共生社会、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案が提出されて、この採決が行われたのが、ちょうど安倍晋三総理大臣や加藤勝信厚生労働大臣の時代だったんですね。これによって創設されたのが、この重層的支援体制整備事業なんですけども、ちょっとね、見逃しがちなんですけども、この重層的という言葉が、この意味するところの、言わば画期的な意義をぜひ区民の皆様にも御理解いただきたいんですが、重層的という言葉ね、重層的だと、すなわち重なってるって言うてるんですよ。ダブってるということですよ。ええっと思いません。単純な経済合理性に照らし合わせるんだったら、重なっているのは無駄じゃないかという理解になりますよね。例えば、高齢者部門で、部分、分野でね、通いの場づくりが着実に進められてきて、あるいはその障害分野ではですね、この地域活動支援拠点がしっかりと整備されてきて、一方で子ども分野では地域子育て支援拠点が

と、それぞれ地域の中に整備されてきたわけですよ。重層的支援体制整備事業では、こうした各分野での地域づくりの取組を例えば一つにまとめるようなことは想定してないんですね。ばらばらにあるものを一つにまとめて、新しくつくり直して、無駄を省くといった発想のむしろ対極にそれはあります。そして、それは決して無駄ではないということなんですね。

それは、地域づくりの多層性ということは、これ維持されるべきだということでもあります。我々ね、いわゆる保守と言われる立場の者が保守すべきと主張しているものこそが、この地域の多層性なんですね。この生活者が日々の営みを積み重ねることで徐々に形成されてきたこの多層性なんですね。それは、例えば、毎日毎日、雨の日も風の日も通学路の横断歩道に立って、緑のおじさんみたいな人が「お気をつけてね、行ってらっしゃい」と子どもたちに声をかけている光景だったりします。当たり前の光景に見えますけれども、決して当たり前ではないんですね。長年の積み重ねで当たり前に見えてしまうということなんですね。このこと、このことをですね。

で、この質問ですので、歳入ですので、個々の事業についてはお聞きしません。こうしたそれぞれの分野でこの通いの場づくりなどが進められる中で、これまでのように、例えばこの補助金の交付項目の立てつけといったこの制度の壁にぶつかって、効果的な支援ができないケースがあってはならないということが、この法改正に基づく整備事業創設の趣旨なんですね。この地域主導の場づくりというのは、この行政の制度やこの仕組みに合わせたわけではない、独自の視点で進められることだってまああるわけですよ。この地域の現場においてね、それは制度の縦割りの都合は関係ありませんからね。これが福祉部マターなのかとか、子育てマターなのかって言って、逆に行政の側のほうがちゃんと柔軟なこの運用を目指す必要があるわけなんです。だから国は、この重層的支援体制整備事業では、地域づくりにおけるこの補助金の交付において、例えば、高齢者と子どもが地域で一緒になって交流するような事業の実施について、分野別に補助金制度が設計されている弊害をできる限り軽減するために、この各補助金の一体的な運用を認めたわけなんですね。

そこで、文京区のこの今年度の予算編成において、重層的支援体制整備事業ですが、この交付金が果たした役割を、その枠組みという点でね、お聞かせいただければと思います。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 今回、来年度から重層的支援体制整備事業を始めるに当たって、国のほうで法改正が令和2年にありました。その中で、こういった様々な集約をすることによって、先ほど委員がおっしゃられたとおり支援の幅が広がるということで、今回、国のほうで言わ

れている重層的支援体制整備事業の法定業務ですね、例えば、介護、高齢、子ども、障害、生活困窮、法定事業のものに関わるものは全て今回の私どもの今までやられている支援体制の中の補助金取れるものというのは、全てここで取らせていただいた。そして、そのまた枠を超えて、文京区の場合は、重層的支援体制整備事業においては、教育、保健、医療、そこも連携してやっていくというのが文京区の特徴でもございますので、そういったところも、そこは法定事業ではないですけども、例えばヤングケアラーとか、そういったものもこの枠組みの中で対応していくということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 しっかりその文京区の独自のものも手挙げして補助金を取ってくるということなんですね。じゃあ、この交付金の使い勝手はよいということで、理解でよろしいですかね。もっとこうしてくれとかって、工夫してもうちょっと何か使い勝手よくしてくれというのがあれば率直におっしゃっていただければ、前厚労大臣の武見敬三先生に速やかにお伝えして、特に、特に我が会派の団長である名取議員は、武見先生とは「なとちゃん」、「けいちゃん」の仲でございますのでね。

で、文京区の相談支援体制の構築についてですが、文京区全体でこの包括的に相談を受けて支援していく体制をつくっていくことが求められることになります。その対応の仕方については、自治体の規模やその状況によって様々であっていいというのがこの国の指針なんですね。文京区はこの間、重層的支援会議における実施計画の策定において、この総合支援、相談支援体制をどういった対応をとる方針になったのかという方針だけお聞かせいただければいいです。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 今回の重層的支援体制整備事業につきましては、重点のほうでも載せさせていただいているとおおり、なかなか重層的支援体制整備事業って言葉が難しいので、どうやったら区民の方にも伝わるかなというところで、今回、重点の中ではチームで丸ごと家族を支援するというのをキーワードにしております。というのは、やはり、例えば子ども一人だけを支援するのではなく、その家族を全体で、全体で丸ごと支援するというのがこの重層の役割でもございますので、そういったところで、文京区といたしましては、我々行政チーム、また、地域の方も含めて、そういった中で、そういった人たちが困っている方々をチームで丸ごとその家族も含めて支援するというのが文京区の、文京区の考え方でございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 そうなんです。その自治体によってそれぞれ特徴があるわけですし、そうした特徴を出していいという話で、国も調整を重ねて、それぞれの自治体はその体制をつくり上げていくことが大事であるというふうに言っているわけなんです。その属性やその世代を問わないその相談を受け止めるためには、何が来るか分からないという状況ですので、その対応するその支援員の資質の確保及びその向上というのは必須の項目になるわけです。

具体的な対応を考えれば、現在、その介護、障害、子ども、生活困窮の分野で支援を現場で行っていらっしゃる社会福祉士さんや保健師さんなどの専門職による対応がベースになることと思います。文京区が全体でさっきおっしゃった家族という単位もそうですし、文京区全体でこのチーム支援を行うために、関係他機関とのこのつなぎ役を担うその人材については、例えば社会福祉士等の相談援助に関わっている有資格者さんの方々や、福祉分野における相談支援機関で実務経験をお持ちの方などが想定されるわけなんです。この文京区の重層的支援会議においては、こうした文京区全体を網羅したそのコーディネート役の配置について、一体どのような方針が示されているのかお聞かせください。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 この重層においては、そのコーディネート役に対しては、まず私も福祉政策課のほうに対応してまいります。で、そこには保健師もおります、保健師も社会福祉士もおりますので、そういった中でリードしていくという形をとっています。

今まで、この令和7年から進めていくわけですが、この3年間、例えば支援機関であるとか、うちの庁内も含めてですけど、顔の見える関係をつくってやってきており、やってまいりましたので、そういった中で横のつながりを大事にこれからも進めてまいりたいというふうに考えています。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 文京区の区の専門職の方々がチームで動くということですので、頼もしい限りなんです。この日本のね、社会保障制度は、歴史的にも高齢者、障害者などで、この専門分野単位で制度設計されて、これまでは一定の成果を見てきたところではあります。しかしながら、昭和の時代、平成、令和と時代は変遷いたしまして、こうした単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分には生活課題に対応できないようなケースが増えてきました。けれども、それは、これまで見過ごされてきた制度のはざまに孤立してしまいがちな個別のケースが逆にクローズアップされるようになってきたということでもあります。それは個人の尊厳と多様性を尊重するために、どのように支援体制を新たに構築し直すかという大きな

課題でもあったわけです。

そこで提示された国における次の時代の目標設定が地域共生社会の構築ということになります。これね、私どこかで発言した覚えがあるなと思って思い返してみたんですが、令和元年度ですね、令和元年度の予算・決算でこれ質問してましたね。ちょうどね、文京区版の地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けて推進計画が策定、それが進んでいる状況でした。この地域特性を生かした重層的なセーフティネットの構築を目指していかなければなりませんということを話していたんですね。複雑化、複合化した課題を丸ごと受け止めるという、そう言うのは簡単なんですけども、多様化した福祉・保健ニーズに対して、各分野が連携してサービスを提供していく必要があるということで、それぞれの区のそれぞれある部署にしてみれば、これまでは、その事業は福祉じゃんとか、保健の担当者っていうふうにして結びついてただけで、それが、自分たちの結びつくとは思わなかった部署であってても、それがあなたの問題なんですよ、我が事なんですよということとして受け止めなくては、地域共生社会は成り立たないということになるわけですね、そのときに私はあえてその担当部署をもう完全に横断するような質問を繰り返したんですね。例えば、高齢者を含めた地域のニーズに応じたインフラの使い方の見直しを道路課とか、施設管理課に求めてみたり、先ほど出ましたふるさと歴史館を高齢者の居場所づくり、思い出づくりにもってアカデミー推進課に求めてみたり、高齢者ケア等の社会福祉サービスを担うソーシャルベンチャーの育成を経済課に求めてみたり、あるいは健康寿命の延伸に資する緑のウォーキングコースみたいなものの策定をみどり公園課に求めてみたいと、どの部、どの課、どの係であっても、それを我が事として文京区版地域包括ケアシステムの構築に取り組んでほしい、地域共生社会を実現してほしいという思いからであったわけです。

ぜひ同じビジョンで共有してほしいという思いから、当時の福祉部長からも、このビジョンの共有を働きかけてほしいと訴えましたところ、あのときは木幡福祉部長でしたかね、木幡節をもって、この文京区の福祉将来ビジョンを語っていただきました。あれから6年がたって、文京区のこの新しく地域包括ケア推進部長、あ、担当、地域包括ケア推進担当部長職も設置されましたよね。この文京区の重層的セーフティネットの構築をさらに進めるために、この事業全体をどうデザインするかをあえてまた部長にお聞きしたいんですけども、一つね、この事業が対象とする範囲をどう意識するのか。二つには、事業の前後で何が変わるということのことですね。で、最後に、行政の事業である以上、それをどう評価するのかなんですけども、これ全部部長にお聞きするのもあれなんで、この重層的支援会議のスーパーバ

イザーである福祉政策課長にもお伺いして、1と3は課長に、部長にはこの重層的支援体制整備事業の実施前と実施後で一体何が変わるのか、その意義について、まあ、福祉部長もいらっしゃると思いますけども、せっかくだから、地域包括ケア推進担当部長にお聞きしたいと思います。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 まず、この事業においては、これからやってみた中でいろんな課題も出てくるとは思います。ただ、まずは我々がこの今まで準備してきたものをこの4月から遅滞なくできるようにするのが大事だと思っておりますので、まずは今まで私どもが培ってきて、また、いろんなところを研修に行ったり勉強しに行ったりという中でこれから進めていきますので、そこのところをまずはスタート、スタートして、いろんなものが出てきて、またいろんな変化があるのかなと思っております。

当然、今、委員がおっしゃったとおり、この行政の事業でございますので、どういう評価をしていくかというのは当然必要なものだと思います。今、ちょうど国のほうでは、昨年、昨年の令和6年6月から地域共生社会の在り方検討会議というのが行われていて、その中でこの効果の検証、また定期的なPDCAサイクルについての議論をされている状況でございます。こちらのほうは令和7年度をめどに会議を進めていくということなので、そちらのほうも見ていきながら、そこも見守りつつ、私どもの中では、やはり「文の京」総合戦略の中で評価をしていくことになりますので、そういった中で効果的な施策の展開とか、また、この事業の見直しというのも、そこでは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 今、委員のほうから、これまでの歴史も含めて様々なお話をいただきました。ちょっとお時間をいただいて、私どもがどのようにこの事業を構築してきたかということも含めて、最後、前後で何が変わるのかということをお答えさせていただきます。

先ほど木村、ああ、ごめんなさい、福祉政策課長が答えました、御答弁しましたとおり、令和2年ですね、福祉、社会福祉法が改正になりまして、そこで初めての重層的支援体制整備事業という名前が初めて出てきたというところでございます。その中で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援というのが三つの柱として提示をされて、私ども、これが努力義務として自治体に課された段階で、これ私どもとしては既に文京区における地域包括ケアとして、障害、それから生活困窮、子どもといったそれぞれの課題を超えた地域共生社会

をつくっていくんだということを、もう既に地域福祉保健計画のほうに盛り込んでいたところでございまして、じゃあ、今、既にやっていることをどうすればいいのかというのがかなり議論があったところです。努力義務ということだったので、それに対して様々な御意見がある中で、私どももそれぞれの支援機関と様々な意見を交わさせていただきながら、また、先行する自治体という状況も見てまいりました。

その中で、厚労省のほうの研修の資料にもあるんですけども、導入した自治体の中ではなかなかうまくいかないと、重層を入れたんだけどもなかなかうまくいかない。それは、一つの支援機関に負担が偏ってしまう、そういったところがあって、負担があるところが潰れてしまうというような事例も出てきているんだという話もございました。その中で、やはり全ての相談機関が主体性を持って対応していくことの重要性というのが、私どもとして一番大事にしなければならないことだというふうに考えております。その中で、福祉政策課が重層的支援会議、こちらのほうを事務的に執り行わせていただいて、それぞれの皆さんの主体性、あるいはその連携の機能というのをしっかり強化していくというのが一番の効果かと思っています。

国の示している重層の展開における留意点というのがございます。既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解し、地域住民の主体性を最も尊重し、関わる住民の意見を聞いた上で、行政から必要な範囲で活動を応援するというボトムアップの視点が重要。それから、地域住民や関係機関と振り返りや議論を繰り返す行うことで、事業の実施状況を定期的に分析・評価し必要な見直しを行う。また、一部の相談機関等に負担が偏っていないか、地域住民による既存の取組等の主体性を妨げていないか、幅広い議論で今後の地域福祉、推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 これ前と後ろで何が変わったかということに関してはですね、ものが変わったわけじゃないんですよ。やっていることは変わってないって言っているわけですから。そうじゃなくて、何が変わったかというね、マインドが変わったんですよ。文京区の全体としてのマインドね、地域共生社会をつくり上げるんだということに関してのマインドが大きく変わったということに関してはどうでしょう。部長。

○松平委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 これからつながる相談窓口として全ての相談機関、支援機関を位置づけていくことになります。その上で、既に研修や意見交換を含めて意識の共有と

いうのは図っているところですけども、委員おっしゃったようなマインドの転換というのをさらに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 いいです。文京区の地域共生社会を実現するんだというね、この共通したマインドでもって着実に歩みを進めていただきたいと思います。

いいです。以上です。

○松平委員長 それでは、浅田委員。

○浅田委員 質問としては、105ページの人生100年時代セカンドライフ応援事業という高齢者の施策についての質問です。

ちょっと今の田中としかね委員のに関連してですけども、高齢者施策においても、やはり重層的支援、これはどうしてもやっぱり求められると思います。議論としては子育て支援とかね、そっちに比重はあろうかと思いますが、高齢者への支援、これはぜひお願いしたい。で、先ほど言われました重層的支援ということでね、地域包括ケアシステム、文京区全体が支えていこうという、全く私もそのとおりですけども、お願いしたいんですけども、その中でぜひお願いしたいのは、特に社協との関係ですよね、私は。社協との関係においては、区が本当に一体となって、これは社協の仕事ですよ、これは社協にお願いしていますよというのは、この間ね、あったと思いますけれども、そうじゃなくて、本当にその地域も、それから社協も、文京区も一体、一体というのはどっちが上とか下とか、あるいは横とか右とか左とかそんなじゃなくて、一体となってぜひ取り組んでいただきたいということとをちょっと前もってお願いをしての質問になります。

人生100年ということで、高齢者の施策なんです。文京区においても、取組がね行われていて、それについては私はすばらしいとは思っています。ただ、この東京都の施策を見ても、どう高齢者の方がセカンドライフ、いわゆる一般的に言えば仕事を退職して、次の世代、あ、世代じゃない、次の生活に移っていくというのをどう支えるかということですよ。でね、私は例えばサークルであるとか、ボランティアに参加であるとか、そういったね、あるいは仕事をしたいからどうぞという、何だ、あのアドバルーンのパフレットありますよね……。

（発言する人あり）

○浅田委員 そうそうそう、ちょっと名前が出てこないんですが、ああいうのを見ても、取組はいいと思うんです。ただ、これは率直に言って、高齢者の中でも、経済的に豊かな方と、それから、それから年金もかなり少なくて非常に困窮されている方がいらっしゃるというこ

となんです。特に文京区でいえば総体としては比較的豊かな方が多い。だけれども、これは全国の、厚労省のことを報道で出ていますけれども、全国の高齢者、65歳以上の方で、貧困の比率というのは20%だというふうに報道されています。じゃあ、その数字が文京区に当てはまるかといったら、それは私は違うと思うんですよね。文京区の場合は比較的豊かな方が多いですから、それは違うと思いますけれども、そういう経済的に困窮を抱えている高齢者の方、そういう方への本当の意味での豊かな生活、豊かというのは、精神的にもゆとりがあるとかというふうになっていただかないと、本来、本当の意味での100年のセカンド、人生100年ということがね、私はつながらないんじゃないかなという気がしているんです。

例えばって私に相談のあった例で言えば、80手前にして、何だ、ガードマンの仕事をしていたけれども、会社のほうからもうお疲れさまと言って言われたと。あるいは、ポスティングの仕事をしていたけれども、もう会社のほうからお断りされたというような事例があったりしながらね、そういう方へも含めてきちっとセカンドライフ、人生100年ということが考えられるような文京区であってほしいなと思うんですけれども、この辺についてのお考えをお願いいたします。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 委員のお話のあった、初めに重層的支援につきましては、高齢者の分野も併せて取り組むこととされております。重層的支援体制事業は、目に見える形としては予算の項目であるとか、チームで扱う、チームで事に当たっていくということもありますが、職員一人一人の意識も変わるものと思っておりますので、そのあたりは関係する職員一人一人が自分のこととして考えていきたいと思っております。

まず、社協との関係につきましては、今、高齢者の事業につきましても、地域サロンにおいて、とても社協の協力をいただいている状態でございます。また、今回お尋ねいただきました高齢者の100年、100年時代のセカンドライフ応援事業、こちらのほうは東京都が自治体が主体となつて行う事業に対して補助金を出すものでございます。文京区につきましては、いろいろ個別の事業ですとか、説明会とか、研修体験会とか、スマートフォンの教室などもここに含まれております。そうした事業を行う中で、余暇という考え方も人生100年時代変わってきているということなので、その方々の在り方を考えていただく機会を若い時点からつくっていただきたいと思っております。

委員おっしゃっていましたがセカンドステージ・サポート・ナビという冊子において、まず、60歳、65歳、70歳という定期にそういった冊子をお渡ししまして、考えていただくようにし

ております。あと、あとは余暇を使って自分の時間を過ごしていただくことと、また、人生生涯働いていただく現役という点でも、社会参画の面でも働いていただくということがございますので、シルバー人材センターでもそういった取組について紹介さしあげているところでございます。また、ちょっと認知機能が低下してきたとか、身体的にちょっと厳しいという方については、少しでもその働く機会をとということで、今回、来年度の重点では、チームオレンジ2.0ということで、支援がついた形での働くという形も提供していきたいと思っていますので、そういったところで、その方々の財政状況とか、身体状況とか、お考えとか、それぞれに基づいた支援が行っていただけるように努めてまいりたいと思っております。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 そこをぜひお願いしたいと思います。これはざっくりですけども、65歳以上、文京区で今、これは私が計算して4万3,000人ぐらいはいらっしゃるわけですね。いらっしゃるわけなんです。その中で、国が言う貧困率20%というのにこれを当てはめたら8,000人ぐらいになるんですね。文京区で言えば、もちろんそんな数字にはないと思いますけれども、それに近い方々というのは、経済的困窮という中に置かれている状況は私は間違いのないと思うんですね。その方に対して、やっぱり豊かな心を持っていただくというのは私は必要な課題だろうというふうに思いますので、ぜひ、身体的あるいは経済的に困難を抱えていても相談には丁寧にぜひ乗っていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。私どもで具体的にこんなことしてほしいというのを、もちろんね、一緒になって提案したいと思います。それが地域包括ケアシステムだろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、次、95ページの国宝重要文化財等保存・活用に関係してです。これは、端的に言いますと、あそこから始まっているわけなんです。諸井邸、本郷諸井邸ですね。行ってみましたら、もう跡形もない無残な状況で、トラック、ダンプが、もう通常の解体事業が実際行われているわけなんですよ。いろんな評価はもちろんありますけれども、明治、江戸時代から明治にかけての日本の和風建築の粋を集めるというか、技術を最先端を集めた建築物が、あんなふうな形で壊されていくというのは私は非常に残念であるし、これはね、文京区にとっても歴史的文化財の喪失というふうにやっぱりなったと思いますよ。それは思います。単に古いということだけではなくて、その所有者であったり、当時の建築技術であったり、それから、一例を言いますと、れんがを敷き詰めて保温、暖房・保温の当時の技術がそのまま残っていることに対して、非常に壊されていくということについては、私は非常につ

らい思いをしています。

ただね、教育委員会言われるように、個人の財産、確かにそれがネックだと思います。個人の財産があって、その所有者の意向、これは、それはもう今の日本の法律上で言えば絶対的なものですから、もちろんそれは分かります。ただ、そのものが文京区にあって、文京区の財産でもあるので、どうやったら今後ね、今後、こうしたものが文京区として保存あるいは活用ができるのかということについては、私はちょっと本気になって検討が必要じゃないかと思っているんです。

この直近だけでも言ってもね、ほら、あの本郷湯島エリアだけでも、豪一議員が言ってたすき焼きの江知勝さんとか、あるいは木造の本郷館ありましたよね。なくなっちゃったじゃないですか、どっちもね。本当に残念なんですよ。

ただ、文京区の姿勢としてはね、ほら、明化小学校のあの大正期の雰囲気を残そうということで、新しく新築になっても取り入れるとか、あるいは、ちょっとまだ見ていませんけれども、元町小学校、旧元町小学校の中でね、当時の校舎の雰囲気を残そうという、そういうことは私はもっとね、文京区として力を入れていただきたいというふうに思うんですよ。

で、言われていることは、いろんな地域の方も一緒になって、文京区に全部責任持てというふうに言っているんじゃないくて、一緒になってやりたいという声が上がっているんですよ。だから、その辺のことを、今後、具体的な計画をぜひ私はつくっていただきたいんですが、ちょっとこの辺まででいかがでしょうか。

○松平委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 文化財の保護につきましては、所有者の意向が大前提ということで、私もそれを前提に指定文化財とか登録有形文化財などの文化財保護制度を使って文化財保護行政を行っているというところでございます。こうした文化財保護制度について、いろいろ所有者の方はじめ、周知をしていくということは大事なことだというふうに考えておりまして、そうしたことは機会を捉えてやっていきたいなというふうに思っております。

あとは、また、その地域の方と一緒にやってというところにつきましては、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、なかなか個人の財産なので、地域の方でこれを保存すべきだというような方がいろいろ、まあ、口を出すという言い方はよくないかもしれませんが、そういったような形で所有者の方にプレッシャーを与えるということも慎重に考えなければいけないなというふうに考えております。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 その辺がね、これ、この間ずっと言われてきたことなんですよ。ところが、例えば鳳明館、これは松下産業さんが御協力というか頑張っていただいたとか、あるいは安田邸にしても、ナショナルトラストが協力いただいて、地域の方の力を借りて、今、保存と公開が行われているわけじゃないですか。それから、伊勢屋質店にしても、それはもちろんね、跡見学園大学が、今、管理及び研究活動に使っているにしても、文京区が協力している。今言っただけでもいろんな形があるんですよ。いろんな形が。ただ、所有者個人の財産というのを前面に出してしまえば、それはもちろんそのとおりなんですけれども、私はいろんな工夫をしながら、この文京区の歴史的遺産、財産をね、これについてはどう守っていくのかという、もう本当の意味の大局的な提案というのをぜひ文京区のほうからしていただいてね、その所有者の方にも御理解をいただく積極的なアプローチをしていくということは、がないと、これからね、どんどんどんどんまた同じように後手後手に回ってしまうんじゃないかなという。努力は伺っていますよ。今回の諸井邸についてもね、努力は伺っています。だけれども、結果としてはね、非常に無残な形になっちゃっている。これをどう食い止めていくのかということについては、私は検討をぜひお願いをしたいということです。

（発言する人あり）

○松平委員長 御答弁なしで。

（発言する人あり）

○松平委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 いろいろ、そのときの状況、ケース・バイ・ケースだと思います。いろんなその地域の方々の状況ですとか、その所有者の状況ですとか、そういったようなところを総合的に考慮して、区としてできることをしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 それでは、石沢委員。

○石沢委員 私からは、まず、91ページの1番、個人番号カード交付事務費補助金、いわゆるマイナンバー関連のお金と、あと、それから、97ページ、1番、自衛隊員募集事務委託金、これらのお金については、意見を留保させていただきます。

それから、115ページの、17番、公立学校給食費負担軽減事業費補助金、これについて伺いをさせていただきたいというふうに思います。

それで、今回、このお金が皆増ということで、初めて当初予算に計上されております。区が無償化している学校給食費の半分以上を東京都が財政支援ということで行っているということだというふうに思うんですけれども、この費用についてちょっとお聞きしたいんですけれど

も、文京区は区立小・中学校以外にも特別支援学校に通っている……。

○松平委員長 石沢委員、今、115ページから先に行ってます。

○石沢委員 あ、そうですね。ごめんなさい、115ページの……。

○松平委員長 公立学校給食費。

○石沢委員 ええ、そうです。公立学校給食費負担軽減事業費補助金。

○松平委員長 補助金から、今、御質疑。

○石沢委員 ええ、これについて、今、お聞きしているところです。

それで、このお金については、給食費の相当分を半分補助するということで、文京区は区立小・中学校以外にも特別教室に通っているお子さん、あ、特別支援学校ですね、に通っているお子さんの給食費相当分も支給するという対応をとっているというふうに思うんですけども、この東京都の2分の1の補助、これは区が行う取組のどの範囲までをカバーしている補助金なのか。東京都が補助の対象としているもの、これについてはどこまでを、今、これはカバーされているものなのかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○松平委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 これはあくまで文京区の区立学校ですね、こちらの給食に対する補助ということになっております。

あと、今、委員おっしゃった特別支援学校、今、東京都のほうは東京都のほうで独自に補助のほうをしておりますので、都立の特別の支援学校であれば、給食が提供されていれば、そのあたりは都のほうで無償化事業も実施しているという認識でございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。じゃあ、区立小・中学校の給食費の無償化の半分以上をこの東京都の補助金がカバーをしているということで分かりました。

それで、この学校給食費については、私たち共産党も、国もぜひ無償化に向けた取組を行うべきだということでは、この間、国会などでも質問をさせていただいてまいりました。それやっぱり国がね、やっぱり一定こう補助をしていくということも私たちは必要かなというふうに思っているところなんですけれども、こうした東京都は半分補助をした、文京区も今、半分補助しているという状況の中で、区としてね、国に学校給食費の無償化、こういうものの補助、一定負担、やっぱりこういうことを求めていくこと必要かなというふうに私たち考えているんですけれども、その点について区として国にこの無償化の費用の補助を求めている、こういうことはありますでしょうか。

○松平委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 区立学校の給食無償化につきましては、令和5年の9月、2学期からということで実施しているところでございますが、無償化実施に当たりましては、区のほうから国のほうに、公立学校だけではなく、国立だったり私立だったりというようなところで、給食の無償化を実現するよというところは、もう既に要望としては出しているところでございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。要望しているということで、今、私、補助とかって言っていたけれども、ぜひね、全額ね、やっぱり国が出すべきだということも私たち考えていますけれども、先日、石破首相がね、26年以降できるだけ早期に実現したい、目指したいみたいなことをおっしゃっておいりましたけれども、以降できるだけ早期という、まだ大分先の話なのかというふうにも思うような、そういう発言でした。それで、いろいろ現場で区としても求めていらっしゃるということだったんですけれども、どうでしょうか、この辺の国の姿勢というか見込みというか、そのあたりというのは、区としてはどういうふう在接受止めているか、見込み、国がやるかどうかの見込み、このあたり区としてどういうふう在接受止めているかというのをちょっと伺いしたいと思うんですが。

○松平委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 まあ、現在、国のほうでそういった議論がされているというところは報道等を通して私のほうも認識はしております。もともと、先ほど申し上げたように、学校給食の無償化については国の責任で実施していただくという形で要望を出しているところですが、早くこういう、それが実現すればいいというふうには考えてございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 私たちも国の責任でね、やっぱり無償化というのはやるべきだというふうに思いますので、ぜひ私たちも、共産党も国会で求めてまいりますので、ぜひ一緒に頑張ってやっていきたいというふうに思いますので、これは。

以上で終わります。

○松平委員長 あれ、ほかのマイナンバーと自衛隊はよろしかったですか。

（「意見留保で」と言う人あり）

○松平委員長 意見留保、ああ、分かりました。

それでは、沢田委員。

○沢田委員 私からは113ページです。15番、ああ、間違えました、すいません、15款都支出金の2項、6目都市整備費補助金の2番、マンション耐震化促進事業に関連して伺います。

まず、千代田区さんが分譲マンションの耐震改修助成を大幅に拡充するというニュースがありました。助成率を10分の9に、そして限度額も1棟当たり2億5,000万円拡充です。ただ、文京区は先日の総務区民委員会では、所管の地域整備課長さんから、文京区は今の助成で十分であるという答弁がありました。助成率は2分の1、限度額も2,000万円で、千代田区の10分の1以下です。本当に十分とお考えでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、御指摘いただいた千代田区の件は、新聞等の報道で私どもも確認しております。他区の状況というのも、これまでもうちの区の事業を考える中で、その都度、見てきたところでございますが、確かに千代田区さんは少しほかの区と比べて突出しているというのは確かかなと思っております。ちょっとその辺、どういった考え方で千代田区さんがそういう数字を出しているかというのは、まだ今の時点で把握しておりませんので、今後、耐震改修促進事業を見直すということも検討しなきゃいけないと考えておりますので、少し研究はしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 恐らく、この都心区である千代田区がリードして進んでいるという状況だと思うので、よく見ていただきたいんです。状況だけ御説明すると、千代田区のマンションもやはり老朽化が進んでいます。築30年以上が約4割、10年後は7割に迫ると。そして、そのうち6割以上が修繕積立金など改修資金が不足しているとのことです文京区も状況同じじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ちょっと我々として、そうですね、具体的に個々の分譲マンション等の状況というのは、申し訳ございません、はっきり把握してないところでございますが、ただ、耐震化率という意味では、一般の戸建ての住宅に比べると共同住宅で鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの建物についての耐震化率というのは、比較するとやはり全体としてはいいというような状況でございますので、これまでどちらかというと戸建ての住宅、木造の住宅に手厚く耐震改修促進事業を進めてきたというような経緯もございます。ただ、委員指摘していただいたように、今後、耐震化の促進をするという意味では、検討すべき事項の一つではないかというふうには認識しています。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 文京区にも少し前のデータですけど、あるんですよ。令和4年に実施した住宅マスタープラン見直しに関する調査の一つで、分譲マンション管理組合意識調査の結果があります。概要を説明すると、築25年以上が約5割です。築45年以上の旧耐震も2割あります。そのうち耐震診断を実施していないマンションが5割です。そして、やはり改修資金が不足していて耐震改修を実施できないというマンションが3割あるんですよ。千代田区とほぼ同じですよ。それから、昨日、総括質問で伺った避難所の問題もあります。今、都の避難所運営指針に沿ってスフィア基準を踏まえた避難所環境を整備すると、1人当たりの必要面積が増えて、避難所の収容可能人数が減って、区内でも避難者のあふれが危惧されます。マンション住民の在宅避難の重要性がますます高まる中で、これで本当に十分なのかということをお聞きしたかったんですね。これは、総括質問でも伺ったとおり、組織横断的な避難所運営の支援体制が必要な場面、今、まさにその場面だと思うんです。ですので、もしその検討はされるということですので、まあ、そうだな、検討はされるということですので、要望したいと思います。

（「ちゃんと言えよ」と言う人あり）

○沢田委員 ああ、言いますか。じゃあ、検討というのはちょっと甘いんじゃないかという話なんですよ。要は、今ここでできないと言うんだったら、その理由を説明していただきたいんです。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 耐震改修促進事業というのは、平成20年度ぐらいからかなり長い間我々やってきていまして、その都度、様々な課題に対応する形で見直しを頻繁にやってきているのが正直あります。我々としては、その時点その時点でできる限り効果的な事業となるように検討して改善してきたと思っております。それで、今年度につきましても、一般緊急輸送道路等の建物に対する耐震化事業を新たにつくったりという形で拡充はしているところですので、ちょっとすぐということとはなかなか難しいかもしれませんが、今後の状況を見ながら、様々一番、文京区全体の耐震化率を上げる中で一番重要なものというのを見極めながら、事業の見直しというのは常にやっていかなきゃいけないかなというふうに認識しているというのでございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 隣からこの辺でとめろという話もあったので、ちょっと最後に一言言わせていた

だきたいんですよ。要は、その時点時点で適切な判断をされているということです。都の避難所運営指針が改定されるのもこれからですからね、ぜひそれを見て、その時点時点で効果的な施策を御検討いただきたいと。

うーん……、はい、以上です。

○松平委員長 それでは、豪一委員。

○豪一委員 いや、今、関連で言いたいところなんですけど。

（「言えばいい」「やりましょうよ」と言う人あり）

○豪一委員 いや、まあ、規制緩和という法案もありますからね。ええ。

私は113ページ、7番、土木費補助費の区市町村の無電柱化事業補助金についてなんですけれども、おかげで根津の根津小学校、避難所に向けての動線も、今、無電柱化していただきまして、大変地域で助かっています。ありがとうございます。今年度、予算として2,715万円しか上がっていないけれども、東京都は結構無電柱化、結構旗上げてますよね。昨年まではチャレンジ無電柱化事業とか東京都でやっていたりして、防災だけでなく、商店街とか、あと観光の拠点になる、あと駅の前とか、そういうところも募集してやっていたんですけれども、あまり文京区では、東京都は旗を上げて結構無電柱化やろうってなっているのに、それほど文京区では無電柱化の勢いを感じない。また、都道だとか国道とかの緊急支援助道路については、都費だとか国費で無電柱化しているのは、当然、文京区内でやってても、あまり文京区の行政に関係なくちゃんと進んでいると思うんですよ。でも、やっぱり東京都がこれだけ旗を上げて、観光もチャレンジでやっていきましょうということをやっていたのに、文京区でも例えば湯島天満宮、根津神社だとか、やろうと思えばそういう無電柱化すれば景観がさらによくなって、来た人の心が踊って、また来ようという方が複数人、何十人も出る可能性だってあるじゃないですか。そうやって観光機運というのを醸成していくもんだと思うんだけど、まず、今年の2,700万に関して聞きたいのと、文京区の区道とかですね、東京都は防災に関しては木密に関しても予算とっていますし、独自で文京区が、今後、防災だとか、特に観光、観光についても聞きたいんですけど、観光だとかまちづくりに対しての無電柱化についてどのように考えてて、今後、どのような取組をする予定があるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 来年度の予算につきましては、補助金をいただいて事業を進めておりますけれども、各年度によってやる工種、工事の内容が異なるため、毎年度ちょっとその対象の工

種によって補助金が上下するということで、来年度約2,700万を計上させていただいたものでございます。

それから、無電柱化を推進していく路線につきましては、無電柱化推進計画に基づきまして、防災であったり、安全であったり、景観という目的を踏まえて路線を整備していくこととさせていただいております。来年度も、新たに2路線の無電柱化工事の路線に着手してまいりますけれども、委員御指摘のとおり、景観という観点ではなく、来年度は防災の観点からの新規路線の着手でございます。今後、景観の観点からも整備していく路線というのは重要だと考えておりますので、また、その次の路線については、三つの目的を踏まえた形で選定していきたいと思っております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 そうですね、文京区ではあんまり観光とか景観とかまちづくり、要はコア、中心部に対する無電柱化なんかというの、東京都ではかなり力入れてやっていたんだけど、5年以上やっているんですけど、まだ聞いたことないから、やっぱり、やっぱり観光拠点を無電柱化して、することによって、やっぱりにぎわいが出たり商店街が潤ったりするというのは皆さん当然お分かりになるから、その辺の無電柱化に対しての対策は文京区はやっぱり遅れているんじゃないかと思って、遅れているというか、もうチャレンジ、無電柱化チャレンジの商店街とかコアを無電柱化するというのは、東京都では今年の3月31日までの予算はついてたんですけど、来年度まだ決まってないので、これ通るか分からないんで、ちょっと遅れたんじゃないかなと思って、ぜひチャンスがあれば、観光だとかまちづくり、コアだとか商店街に対する無電柱化というの、区民、商店街だとか地域の人の声を聞いて、漏らさずしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松平委員長 それでは、品田委員。

○品田委員 すいません、今、無電柱化の話が出ましたので、113ページ続きで、東京都からの補助金ですが、私も都の無電柱化率が5%ぐらいしかまだ進んでないということで、気にしています。この間、台湾に視察に行かせていただいて、私も何年かぶりに行ったときに、ほとんど無電柱化されていてびっくりして、行政の方に聞いたら、もう一気にやっちゃいましたと。すごいですよね、その辺のあれは。もう私がちょっと行ってないまちだったんで、しばらく行ってないまちだったんで、一気に進んですばらしいなと思って、ぜひ無電柱化は、巻石通りも含めて私もずっと、この間、言っていますので、どんどん進めていただきたいという要望を出しておきます。

それで、111ページの真ん中辺のとうきょうママパパ応援事業補助金、東京都の予算を見ると、去年は33億だったのが、あ、ごめんなさい、91億だったのが、7年度の予算案では33億円、それから、その下の出産・子育て応援事業は、逆に国の制度と合わせて予算が増えていて、1人27万ぐらいの予算になっている、います。ちょっとこの今回の予算編成のとうきょうママパパ応援と、出産の金額の違いや、強化するのか、その辺を御説明ください。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 まず、とうきょうママパパ応援事業補助金と、111ページの一番下の出産・子育て応援事業費補助金の関係なんですけど、去年はこの18番の出産・子育て応援事業費補助金が、この8番のとうきょうママパパ応援事業費補助金の中に含まれて、それで申請していたんですけど、今回、この出産・子育て応援給付事業が新たに妊婦のための支援給付という制度が変わりまして、それで目出しした形で18番ということで新しく項目を設けた次第でございます。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 なかなかね、出産は大変なので、いろいろ経済的な面でも助けていただくと、妊婦としても、また、子育てしている家庭にも経済的支援になるので、ぜひこのところは強化していただきたいと思いますが、私ちょっと一つ東京都の予算で、無痛分娩の費用の等の事業が、今回、約新規で12億円、ここで議論するあれじゃないかもしれないんですけど、ちょっと気になっていて、もちろん出産費用にはお金がかかって、プラス無痛分娩だと最低でも10万ぐらいかかるということで、期待している、これから子育てしようとしている人にはあれなんですけど、現場は、では、いろんな無痛分娩の仕方があったりとか、その対応とか、果たしてその無痛分娩を推進するかのような政策については、立憲民主党のちょっと議員団で話したら、ちょっとちょっと言い過ぎじゃないかなとか、その辺の議論もあったんですけど、どういうふうに受け止めていらっしゃるんですか。

○松平委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 無痛分娩につきましては、たしか報道等で東京都のほうで今年の10月以降でしようかね、始めるというふうには伺っております。ただ、東京都のほうも全てを無痛分娩に推奨するとか誘導するという考えはなくて、選択肢として用意するというふうには伺っております。ですので、区としましても、そういったお問合せがあった場合は、そのあたりをきちんと説明してまいりたいと思います。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 都の予算のほうでは、費用やリスクを理由に断念する人がいるということもあるので、無痛分娩に対して補助をするという、一種、出産することへのリスクを回避したり安心して子どもが産めるという政策なので、決して何が何でもあれではないんですが、何かそこを強調すると、無痛分娩に何か誘導しているかのように思われるところもあるので、運用に、10月以降ですけど、運用にはぜひ細部にわたって気をつけていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○松平委員長 ほか御質疑はよろしいでしょうか。ないですね。

では、以上で、14款国庫支出金及び15款都支出金の質疑を終了させていただきます。

続きまして、16款財産収入から21款特別区債までの質疑に入ります。事項別明細書の118ページから145ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、16款から21款までの御説明をいたします。

118ページをお開きください。

16款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 3 億161万9,000円、120ページの3番、土地建物貸付収入の(1)区民部、元町ウエルネスパーク運営維持管理による増でございます。

2 目利子割、利子及び配当金7,137万3,000円でございます。

122ページをお開きください。

2 項財産売払収入、1 目物品売払収入727万7,000円、1 番、不用品売払収入の(2)資源環境部、清掃作業車売却による増でございます。

17款繰入金、1 項繰入金、1 目基金繰入金188億7,398万2,000円、1 番、財政調整基金繰入金76億円、当初予算の歳出に対する歳入の不足額を補填するための繰入れでございます。

続けて、5 番、学校施設建設整備基金繰入金66億6,200万円、こちらは小・中学校の学校施設快適性向上、小学校3校の改築工事等に充当するための繰入れでございます。

続けて、7 番、区民施設整備基金繰入金40億3,600万円、こちらは（仮称）小石川地方合同庁舎整備負担金、公園再整備事業、シビックセンターの各種改修工事等に充当するための繰入れでございます。

続けて、9 番、森林環境基金繰入金、こちらはカーボンオフセット・クレジットの購入及

び交流自治体自然体験プログラムの事業に要する費用に充当するための繰入れでございます。

続いて、2目特別会計繰入金8,555万6,000円でございます。

124ページをお開きください。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金17億円でございます。

19款諸収入、1項延滞金加算金、延滞金加算金及び過料、1目延滞金750万円でございます。

2目加算金1,000円、前年同額でございます。

126ページをお開きください。

2項特別区預金利子、1目特別区預金利子291万円でございます。

3項貸付金等元利収入、1目国民健康保険高額療養費貸付金返還金10万円でございます。

2目介護保険高額介護サービス費貸付金返還金10万円でございます。

128ページをお開きください。

3目生業資金貸付金元利収入52万6,000円でございます。

4目女性福祉資金貸付金元利収入2,000円でございます。

5目奨学資金貸付金返還金1,073万1,000円でございます。

6目入学支度資金貸付金返還金148万3,000円でございます。

7目災害援護資金貸付金元利収入2,000円でございます。

4項受託事業収入、1目民生費受託収入1億120万5,000円、1番、保育園受託収入の増でございます。

130ページをお開きください。

2目衛生費受託収入1億4,074万1,000円、1番、予防接種受託収入、定期予防接種事業による増でございます。

3目土木費受託収入3億81万8,000円、131ページ、4番の公共下水道枝線整備費収入による減でございます。

5項収益事業費収入、1目競馬組合配分金6億8,931万9,000円、1番、特別区競馬組合収益金配分金の実績見込みによる減でございます。

132ページをお開きください。

6項雑入、1目弁償金12万8,000円でございます。

2目納付金6億6,551万8,000円でございます。

3目違約金及び延滞金利子3万4,000円でございます。

4目管理費受入1億3,872万2,000円でございます。

134ページをお開きください。

5目延滞、滞納処分費1,000円でございます。

6目雑入17億2,066万2,000円、139ページの48番、デジタル基盤改革支援補助金、システム標準化対応による増でございます。

○松平委員長 進課長、すいません。途中でございますが、12時過ぎましたので、続きは休憩明けからということをお願いをいたします。

それでは、すいません、3分超過をしてしまいましたが、お昼の休憩に入りたいと思います。では、1時から委員会をまた再開したいと思います。

午後 00時03分 休憩

午後 00時59分 再開

○松平委員長 それでは、時間前でございますが、委員の皆様おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

それでは、休憩前に引き続きまして、財政課長の説明の続きからお願いをいたします。
進財政課長。

○進財政課長 それでは、142ページまでお進みください。

20款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金2億5,436万5,000円、1番、一般寄付金の(7)一般寄付金、ふるさと納税の見込額による増でございます。

2目指定寄付金6,707万4,000円、1番、指定寄付金の(4)子ども宅食プロジェクト寄付金、実績見込みによる減でございます。

21款特別区債、1項特別区債、1目総務費21億円、2番、文京清掃事務所整備費などによるものでございます。

144ページをお開きください。

2目民生費13億円、1番、本駒込二丁目土地取得費に係るものでございます。

3目土木費1億円、1番、元町公園整備費によるものでございます。

4目教育費20億円、1番、明化小学校改築費などによるものでございます。

16款から21款までの説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、まだ御質疑されていない高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。私、おとし、決算出席させていただきまして、このたび予算ということで、まだまだ調査不足、それから認識不足で、ちょっと至らない質問してしまうかもしれないんですが、こちらに出席されている理事、委員の方、それから理事者の方に様々御教示もいただきながら、1週間、務め上げていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

143ページの寄付金についてちょっとお尋ねしたいと思います。こちらは、ペイ、ふるさと納税の寄付金が含まれているかと思うんです。ちょっと関連があるので先に出ていくほうの、いわゆるアウトフローのほうのお話もちょっとさせていただきたいんですが、2月の議場で、たしか浅田委員だったかと思うんですが、区長の、ちょっと間違ってたらすいません、ふるさと納税の件で、流出が恐らく40億ぐらいなるだろうという御答弁があったかと思えます。先日、私もちょっとお調べしたところ、これもすいません、ちょっと間違ってたらあれなんですが、39億2,000万ほどになるんだろうという数字をちょっと出たんですが、現実問題に、ふるさと納税は、流出は現実問題、今、トレンドで止められないんだと思うんですよ。この40億がいきなり20億とか10億になるというのは現実的に難しいんじゃないか、止めていく手だてとか、その努力というのは続けなきゃいけないのはもちろんなんですが、そうすると、入のほうですね、入ってくるほうをいかに知恵を絞って文京区に還元してもらえるかということをやっぱりやっていかなきゃいけないと思うんです。

この委員会の冒頭、総括で自民党の山田委員も御質問、ふるさと納税でおっしゃったとき、たしか企画政策部長だったと思うんですが、魅力ある返礼品をつくり出すとおっしゃっていたと思うんですが、この協定大学地域貢献事業寄付金、これもそうだと思うんです。大分ちょっと増えてはきてはいるんですが、念のため、過去、去年、おとし3年分の流入のほうの入ってくるほうの金額ですね、その推移と、それから魅力ある返礼品をつくり出すというのは一体どういう企画をされているのか。あるいは、どういうタイミングで、企画政策課の中で、例えば月1でこういう話合いがあるとか、ほかの自治体に見に行って、そういう取組をやっているものがあるとか、どういう生み出し方をされているのかというのを、まず、ちょっと御答弁をお願いいたします。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 返礼品の拡充の取組というのは、令和6年度から実施しているというところでございます。ですので、昨年はたしか一部期間限定で、全国的に知名度の高い事業者さんですとか、大学のほうの返礼品を提供して、たしか大体1,000万弱ですかね、短期間で寄附

が集まったという状況でございます。今年の4月から新たに返礼品を展開、拡充してきたところでございますが、当初予算の想定では、初めてなので4,000万ぐらい集まればというふうに考えておりましたが、最終的に今年度ちょっと今の時点で既に1億円を超えてきているといったところで、返礼品のほうはかなり好評になっているのかなというふうに受け止めてございます。

こうした魅力ある返礼品の展開というところでございますけれども、やはり区内には様々、区を代表する事業者さんですとか、商品とかだけではなくて、文京区にお越しいただいて楽しめる、そういった返礼品というのも出しておりますので、ぜひ区の魅力があふれるようなものを区内の事業者さんに、今、いかがですかということでホームページなどで募集しておりますけれども、そういった形で、事業者の皆さんと協力しながら、この地域ですとか産業を発展させる意味も込めて、それが歳入の確保につながればというふうに考えてございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。先日の総務区民委員会でこれちょっと御質問なんです、組織改正で広報戦略課というのが新設されるとお聞きしました。この広報戦略というのは、要するに文京区の広報を発信するということですから、このふるさと納税についても関わっていくということで、すいません、ちょっと認識が私甘くて、よろしいんでしょうか。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 今、御指摘いただきました組織につきましては、区全体の施策をしっかりと伝えていきたいというところからつくった部署になりますので、お話の流れの中で、こういったふるさと納税の仕組みについての広報についても関わっていくものがあるかというふうに考えてございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。分かりました。先ほど課長も御答弁いただいた、今、共創フィールドプロジェクトとかスタートアップ企業、それ以外の既存の企業も、いろいろ民間のやっぱり知恵とか力というのも借りていったほうがいいと思うんですね。他の自治体なんかは、やっぱりそういう民間の力を借りて、ちょっとこう、成功報酬みたいな感じでやってうまくがんと伸びて、歳入、流入している自治体もある、ありますのでね、だから、例えばシティプロモーション、文京区のプロモーションをYouTube等でやっぱりつくるとか、ポータルサイトの打ち出し方、見せ方ですよ、様々な研究なんかもして、例えば、文京区

って大学多いですね。特に東京大学、東洋大学とか様々、お茶の水とかある。で、地方からこの時期なんかは、ちょっともう前ですけど、受験生の方々がやっぱり来られるときに、じゃあ、その時期に受験生応援ということで東京ドームホテルとかに泊まれるような、午後チェックインしたら夕食も部屋で食べれて、朝食も部屋で食べれて、人と非接触でインフルエンザとかも移らないように。で、そのまま大学の受験会場までこう行けますみたいなとか、今、推し活というのもよくあるんですが、東京ドームなんかは1年ぐらい先までもうスケジュールって、今、出てたりしますよね。だから、そういったときに、ドームホテルだけじゃなくてもいいと思うんですけど、推し活のキャンペーンじゃないんですけど、泊まれますと、東京ドームすぐ近いですとか、何かそういった文の京というのもありますし、何かこう、やっぱり物とかというよりも、事とか、消費する、体験するとか、そういうふうに、今、トレンドで重点がやっぱりなってきていますから、そういった打ち出し方というのもありなんじゃないかなと思うんですね。

もう一度ちょっと御質問させていただくんですが、その返礼品というか返礼、文京区にふるさと納税をしていただけるという取組の、何かこう知恵みたいなのが、今、何かお話しただけのものがあれば、ちょっと教えてください。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 まず、民間企業さんのほうの知恵といいますか、知見を生かすという点で申し上げますと、このふるさと納税の返礼品展開するに当たり、いわゆる中間事業者といいまして、こういった返礼品の提供をコーディネートしていただく事業者さんと、今、契約してございます。他の自治体においても同様の取組をされているということで、こういった例えばポータルサイトに写真をあげるのがよいかですとか、あと文面等も含めて、きちんとそういったところの、要するに何かポイントを押さえた、そういったところを活用させていただいて、事業者さんはプロポーザルにより選定したところでございますので、ただ単に平たく出すわけではなく、こちらのほうとしても、こういった形で効果があるのか、見込めるのか、そういった事業者さんといろいろと協力しながら、今、展開しているところでございます。

また、返礼品に関しては、委員おっしゃるとおり、例えば事消費といいますか、区内には様々宿泊施設がございますので、そういったところの返礼品も展開しており、特に大手のホテルなんかにつきましては、かなり好評いただいて、返礼品の件数、金額も多くなっているというのが実態でございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。引き続き、ぜひ頑張ってください、止めるのもそうですが、入ってくるというほうもしっかりと取組を、今もしていただいていると思うんですが、引き続きよろしく願いいたします。

少しだけちょっと戻るんですが、最後、態度表明にも加えたいので、123ページの財政調整基金繰入金ですね。これ冒頭で新名部長がおっしゃった10億、前回から減っていますと。これ、いわゆるいざというときの貯金のようなもので、いざというと、例えばその災害とか、今、様々な箇所で行っている公共施設、学校とかのリノベーションとか改築とか、それから社会保障費、経費とか、最終的にはこれ少ないというかゼロのほうがよいかと私は思っているんですが、そのあたり、この10億減って、今、76億になっているという区としての逆に評価、どう思われているのかということと、ただ、標準財政規模からすると大体20%、10から20%ぐらいかなと思うんです。これちょっと多い、30%ぐらいあるんですかね。これ、どのぐらい、今、76億という、そのあたりもちょっと教えていただきたいのと、まずそこで。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 簡単に言いますと、直近、歳出に対する歳入の不足を埋めるのがこの財政調整基金でして、今回76億円、昨年から10億円ほどの低減となっております。様々な観点からちょっと分析する必要はあるんですけども、結論、財政課の分析としては、健全な状態に向かっていると考えております。理由は二つありまして、一つは予算編成時において一定の財政調整金残高の維持につながるということがまず一つ。特に、今、委員おっしゃっていただいたとおり、不測の事態に備えるための一般財源が確保できているということになります。それから、もう一つは、よく国のほうでも、今、よく言われていますが、行政サービスの実施する財源を当年度分の歳入で賄うという、よく言われる、そのプライマリーバランスとか財政収支の均衡、そういったところにも近づいておりますので、結論、分析としては、健全な状況のほうに向かっているというふうに分析をしております。

もう一つ、御質問の標準財政規模の30%ですけども、「文の京」総合戦略に書いて、掲げているとおり、財政調整基金の一定の目安としておりますけども、あくまでも年度末残高での金額、約200億円程度になるんですが、その金額を年度末で備えておけば、これまでの実績からいくと当初で大体やっぱり70億、80億、基金を崩して予算編成を組むんですね。差引き大体120から100億ぐらいが残額として余ってきますけど、それを不測の事態、例えばコロナ禍で例えば令和3年度128億年間で使いましたし、令和4年度決算でも100億以上のコロナに対する対策費使っておりますので、そういったのも勘案しながら計算をしているところと

なります。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。区民税の上昇というのを予測してられるということも、冒頭、お話しされていましてのでね、最終的には先ほど申し上げたとおり少ないというか、ゼロが望ましいということの数字だと思いますが、これで10億減ったというのも引き続きやっぱり御努力いただいて、これだけ文京区も税収も増えてきていますから、ぜひ今後とも取組をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○松平委員長 よろしいですか。

それでは、高山泰三委員。

○高山（泰）委員 すいません、質問させてください。起債のところ、何ページかな、起債のところ、お金を借りてますという話で歳入に入っていますが、私、昨年ぐらいまで節約病、節約病で借金もしないのかなんていうこと言っていましたけども、いよいよ借金を大々的に始まって、私はいいことだなと思っています。低金利ですしね。これがどういう内容なのか、借入れの条件であるとか、それから、本来はもっと借りようと思えたら借りれたのに借りなかったのか、目いっぱい借りてこれなのか、その細かいところを教えてください。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 基本的には、適債事業に対しては極力借りるように充当、特別区債を活用しております。利率に関しましては、公的と、あと民間から借りるのとちょっと若干違うんですが、大体、今、財政課で把握しているのは、恐らく1.2%から大体1.5%ぐらいの範囲で利率がかかってくるかなと考えております。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 ありがとうございます。これって、もう実行されたんですしたっけ。まだ実行されてないけど、借入れの条件はもう大体決まっているということですか、利息も。それで、期間は何年ぐらいで、固定なのか変動なのかとか、債権なんで多分固定だと思いますけど、ということを教えていただきたいし、ですね。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 例えば民間から借りる場合は、ちょっと先んじて引受け、銀行、引受け金融機関とちょっとヒアリングをやっておりまして、貸付け条件からいくと現状では1.5%で10年満期の一括返済となります。公的資金から借りる場合は、5年間で返済をしていくという形になっております。

（「利息」と言う人あり）

○進財政課長 利息はまだちょっとその辺は把握はできておりませんが、恐らく今の時点では、恐らく1.2%程度かなと考えております。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 分かりました。民間だと手数料がかかったりとかするんだらうけれども、いずれにせよ、これだけの低金利で大きな金額を調達できるというのは、こんないい機会はありませんので、大変いいことをやったと思いますし、今後、ばんばんやってほしいというのが私のお願いです。

何か国のほうで、よく分かりませんが、日銀が引き締めているものですから、金利も上がってきちゃいまして、長期金利が昨日1.5%つけたって言って、今日、株が暴落していますけど、でも、そういったことでどんどん金利も先高感がありますから、いいときに借金してさすがだなということと、まだまだ低いうちは長期的には、もし物価2%の目標というのが達成された暁には、大体長期金利は3%ぐらいに落ち着くんでしょうから、金利が低いうちにまだまだ借りておけば文京区民のためになると思いますのでね、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

（「その関連」と言う人あり）

○松平委員長 はい、関連。

豪一委員。

○豪一委員 私、質問したけど、これ関連で終わらせます。今、高山議員から質問があった新たな起債の件なんですけれどもね、私も起債を恐れるなど、文京区は学校の定員数もそうだし、グラウンドも少ないし、土地が狭い文京区の中で区民が増えているから、収用に使うような起債は恐れずに、どんどん金利の安い今、起債するべきだというふうに私も常々言っていました。ただ、自民党の総括質問の中の答弁で、このところ答弁していきまして、10年後に一括返済の金利1.5%って言ってたじゃないですか。138億、おおむね140億で計算するとね、一括返済の場合は、普通の事業用の返済というのは毎年10年、9年、8年、7年と毎年返済していった元金も減っていくと。金利が固定で……。

○松平委員長 豪一委員、今って、東邦音大の138億の。

○豪一委員 ああ、ごめんなさい。今、143の起債の部分、区の起債の部分ね。あ、区債の部分です。

○松平委員長 大丈夫。

○豪一委員 特別区債の部分ですよ。

○松平委員長 特別区債で、はい。

○豪一委員 はい、特別区債のところね。

（「東邦音大なわけじゃない。特別区債」と言う人あり）

○松平委員長 じゃないのね。

○豪一委員 どこまで言ったかな、忘れちゃった。

○松平委員長 ごめんなさいね。

（「10年」と言う人あり）

○豪一委員 ああ、そう。要は返済がね、元金固定で、金利、金利も1.5で固定の場合、元金どんどん減っていくじゃないですか。そうすると、例えば5年後だと元金が半分になったものに対して1.5%、当然9年目は1割に対しての1.5%、ただ、10年固定となると、普通に返済するのの倍の3%の金利ということ、計算と等しくなるんですよ。皆さん、お分かりになると思うけど。そういう計算になるはずなんですよ。それは、分からないからもう一回いきましようか。要は、例えば分かりやすく言うと、1万円のものが10年かけて減っていくと、減っていったものに毎年金利がつくんで金利も減っていくんだけど、例えば140、約140億だと1.5%だと、毎年2億円ぐらいずつの金利を10年間、要は20億金利払うということなんですよ。それが減っていくと約10億なんですよ、1.5%だと。その後のことを言ってるんだけど、これって行政はそもそも金融機関と交渉するに当たって、金融機関はあんまり選べないのか。金利というのは交渉できないのか。その辺をちょっとお伺いできればと思います。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、金融機関なんですけど、実は昭和40年に特別区長会決定で、特別区債発行事務取扱要綱というのが定められております。この中で、特別区債の引受け機関は株式会社みずほ銀行とするというところで決定がされております。

貸付け条件につきましても、現状ではみずほ銀行のほうで決められておりまして、5年、5年で返済か、10年で返済か、また、あともう一つ選べるのが、開始、返済の開始年度、そういうところも一応選べるようにはなっております。

基本的には、文京区の場合は10年満期一括返済としているんですけど、その理由の一つとしては、例えば償還期間を10年から5年にした場合、5年間で返すとなると、いわゆる歳出側の公債費にはねてきまして、公債、公債費というのは人件費に、あ、ごめんなさい、義務

的経費になってくるんで、人件費とか公債費とか扶助費、こういったところの金額が増額してくると、結論、その財政指標でいう経常収支比率が上がってきまして、イコール財政の弾力性が失われる、イコール様々な施策を緊急的にやる場合に財源がなくなる、そういったところにもなりますので、結論、10年、10年でならして平準化を図っている、そういった、そういった判断をやっているところになります。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 今、昭和40年といいました。

（発言する人あり）

○豪一委員 昭和40年、41年、40年、分かりました。結構古く前に決まって、その後、今、皆さん、当時は昭和40年という高度成長期とかの前ですよ。近隣に関してはもっとまめに定期的に話し合っていると思うんですけど、うちなんかも事業で借入れするときは2.78%、9%、それぐらいの金利でお金を借りるんだけど、やっぱり市中の民間と同じような金利で地方自治体というのは血税で払わないといけないのに、みずほは3%もしっかりと取るということ……。

（発言する人あり）

○豪一委員 いや、1.5だけど、1.5なんだけど、一括返済となると結構いい商売になるということをやっと皆さん計算してほしいんですよ。これはちょっと議事録に載るように、みずほに対して大きな声で言っておきたいなというふうに思いますが、仕組みはよく分かりました。ありがとうございます。

○松平委員長 よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 よろしいですか。

高山泰三委員はもう、続きありますか。

○高山（泰）委員 終わりでいいです。

○松平委員長 終わりでいいですか。

そうしましたら、金子委員。

○金子委員 124ページ、5ページの繰越金でまず聞きます。

17億円計上されていると。これは2月の本会議でうちの石沢委員の質問の区長答弁で出た、6年度の決算剰余金見込み55億円の一部であります。55億円の半分は決算のときになると財調基金に積むということになりますので、もう半分あるわけですね、27億5,000万円。その

うちの17億円がここに計上されているというふうに見ていいと思うんですけど、そうすると引き算で10億円ほどあとどうなるのかということを知りたいというのが最初の質問でありまして、その10億円についても積算根拠はあるのか、積算根拠はあるのかということも併せて説明あれば聞いておきたいと思います。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 10億円分に関しましては、精算還付分として財源留保させております。仮に例えば今回の17億円を繰越金として計上していますが、例えばその10億円を、仮にですが、27億円とした場合、当初予算で計上しちゃうと、その歳入分は歳出に充てられちゃいますので、実際に9月補正で精算還付分の歳出の財源が必要となったときは、財調からおろすことになってしまいますので、それを見越して10億円分は事前に留保財源として残しているという仕組みになっております。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 事前に留保ということでね、これは仕組み上そうなっているのは分かりましたが、精算還付金ということなんで、3会計とかで還付金がいつも9月の補正予算出てきますけども、そういうのに充てるんだということで、これは一つまた9月のときにも議論したいというふうに思います。

それで、もう一つは、この繰越金の17億円の根拠によって55億円という決算剰余金の見込みについて、もう一回ここでただしておきたいんですけども、これは実質収支比率を8%として算出しているんだというのが2月補正の答弁でありました。それで、実質収支比率というのは、標準財政規模を分母として、分子が実質収支だと。繰越し財源というのは差し引くことになっていきますけども、それはちょっと置いておいて、大体そういう計算で8%ということです。それで、そうしますとね、標準財政規模というのは695億円というのは令和5年度の決算統計で出ている数字であって、令和6年度はまだだから分からないけども、ただ会計規模が大きくなっているのですね、当然、その分母の標準財政規模も大きくなるということです。そうすると、分子の55億というのがもう少し大きくなるんじゃないかと、増える傾向、これは明らかだというふうに思うんですね。そういう見通しで間違いはないですか。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 直近の標準財政規模のちょっと推移を見てみたんですが、大体毎年、今、委員におっしゃっていただいているとおり695億が直近の数字ですが、大体20億円ずつぐらい何かこう増えているような推移となっております。今、それで計算してみますと、今回、決算

剰余金55億と申し上げましたが、例えば20億仮に増えたとしても大体56、57億、大体2億円ぐらいが出てくるかなと。うちの予算規模1,470億ありますけど、それに比較すれば、そんなに大きな誤差ではないかなと認識しております。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 まあ、誤差ということでしたけど、増傾向というようなことですね。

それで、ここで最後に、この繰越金のところでもう一個追加で聞きたいんですけども、標準財政規模8%で計算しているんですね。それで、文京区の「文の京」の財政状況最新版というのは令和5年度版で、これは4年度の決算を載せたもの。毎年3月に発行しているので、まだ令和5年の決算についてのこの冊子はまだ発行してない。最新版でね、実質収支比率について何と言っているかという、おおむね3%から5%まで程度が適正と、こういうふうに言っているんですよ。だから、だけど、実際には8%は、何ていうんですか、目途というか、目標というか、それでやっていると。この「文の京」の財政状況で言えば、3から5なんだから、真ん中として4%としても、この倍の目途でやっているというのはね、これはどういうことなのかと。「文の京」の財政状況でいえば4%程度が適正と言っているの、倍ということになりますと、これは適正でないという認識になるのか。もしくは、これから発行する6年度版の「文の京」の財政状況では、適正値を実質収支、実質収支比については8%に書き換えるのか。これどちらになるんですか。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 委員おっしゃるとおり、適正値は3から5%というのが書かれております。ただ、さらにちょっと深掘りをしてみると、やはり各自治体の規模によって、そこは上下をするというふうな記載もあったかと思います。文京区の決算、令和5年度の直近の決算を見ますと、例えば決算剰余金って、結局は実質収支比率に影響してきますけど、文京区の5年度の決算を見ますと、歳入は実は全体で101%、これ以上ないぐらいの率で見込めると、全体を。それから、歳出に関しましても96.2%、もう少し上げる余地はあるものの、95%を超えていますので、そういったところを勘案して、まずは8%が適当というところで設定をしているところです。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 見解は分かりましたけども、これは事実上の黒字率というか、というようなものであってね、そういう点で私たちは暮らしの支援や地域経済の支援にもっと使える余地がある。逆の言い方すれば、私たちため込み金という言葉使いますけども、ため込む構えを示す

数字じゃないかというふうに思いますが、これは決算のときにも引き続きまた議論したいと思いますが、そういう指摘を今回しておきたいと思います。

それで、もう一つページが別になりますが、基金繰入金の123、あ、122、123ですね。財調基金のところでちょっと1点聞きたいんですけども、昨日の特別区民税の質疑で、私は昨年12月の時点の現金出納保管表に示された特別区民税が442億円計上されていると。これ現年調定分ということで賦課した分ですね。しかし、そのうちの46億円は、課長さんの答弁だと、令和7、令和7年度の歳入分には当初計上として含まれていないという答弁でありました。そうしてみますとね、この46億円というのは2月の補正にも入っていないという説明でしたので、何か宙に浮いているような話に今の瞬間なるわけです。どっかで必ず出てくるはずなんです。どっちで出てくるかというのを聞こうと思ったんですが、結論は、いいです、それは。6年度でも7年度でも入るわけですから。収入歩合はもう99%という話になっているんでね、それは誤差の範囲ですよそれは、46億円がどうなのかということ。結論として入るわけです、文京区にね。そうでしょう。皆さん頑張る、税務課さんがね。だからそれは聞きません。財政課に聞きたいんですけども、46億円分が2月の補正予算にも今回の当初予算にも予算としては計上されていないことは明らかなわけですよ。だけど入ってくるということは、この財政調整基金で、先ほども議論あった76億円ですよ、繰入れしているけれども、これは単純に考えれば、76億円の繰入れが46億円繰入れ抑制される効果をもたらすものだというふうに、この現金出納保管表からは見れるということによろしいですか。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 基本的には予算総計主義、御存じかと思いますが、予算、あ、すいません、総計予算主義の原則に基づいて必ず入ってくるもの、出るもの、そこは予算書に必ず載せることになっていますので、今、財政課としての繰入れとか、繰入れ抑制とか積立てというのは、この予算書の歳入に基づいてやっております。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 それははっきりお答えにならなかったけど、いいんです。だから、これからの補正予算、昨日は同時補正ですかってちょっと言ってみましたけども、6月でも9月でも補正予算出していただいてね、収入見通しはきちっと示していただきたいと思うんですね。ただ、上振れしている部分が46億というのは、今、出ている予算との関係では大きな上振れになる可能性があると思いますよ。現金出納上、保管表に出ている数字から見ればね。予算で見るといのは分かります。だから、議会に示すという点で、まだ示されていないということは、

これは明らかなんです、昨日から言っているとおりね。だから、それは私は繰入れ抑制の効果をもたらすものだというふうに指摘をしておくということです。

次……。

（発言する人あり）

○金子委員 いや、聞いてませんから。昨日で答弁終わってるの、昨日で答弁終わってるんですよ。

123ページ、123ページ。

○松平委員長 ちょっと、ちょっと。

○金子委員 聞いてないのに何で答弁するの。

○松平委員長 竹田総務部長。

○金子委員 じゃあ、これ私の時間じゃないからね。

○竹田総務部長 すいません、聞いてないところ恐縮でございます。昨日、税務課長がお答えしましたけれども、その調定の、先生は調定のところで見ていたと思うんですけども、調定については、例えば6月に当初決定をしたときに、12か月分、翌年度の4月分、5月分を含めて12か月分の調定額を全て計上、素帳簿上には入れます。ただ予算については、その4、5月分については実際に入るのは翌年度になりますから、翌年度の予算・決算に最終的には反映されます。ただ、7年度の当初予算については、昨年の計上した4月分については今回入っておりませんけれども、最終的に7年度の、今度、当初決定、賦課決定がされますけども、その段階で前年度分の4、5月分と合わせてまた調定はします。ただ、実際に税のほうについては、収納されたとき、その時点での予算・決算になりますので、最終的には7年度の決算のところにそれが反映されてくるものと認識しています。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 分かっているんです。だから、予算に出てくるのか、決算に出てくるのか。この間、決算のときの乖離の問題というのはさんざん言ってきたんでね、それは予算に出てないじゃないって僕ら言ってきたことがありますよ。ただ、それは総計主義ですというようなことで説明されて、説明としては収まるんだけど、僕たちは区民のニーズをどう満たすのかという点で、よくそこを見たいと。それが何か3万円とか4万円とかの金額じゃないのでね、ちゃんと見るべきだというふうに言っているわけであります。

もう二点聞きます。123ページの介護保険繰入金の(2)番の重層的支援ですね、これ8,500万円余り。先ほど議論が重層的支援でありました。これは非常に今までなかったタイプの財

政構造になっていて、3会計の特別会計に一般会計から繰り出すというのはよくやっていたわけですが、逆だということなわけでありますね。この意義については、先ほど、皆さんのお仕事されるマインドとか精神とかという答弁があったわけですが、こういうものがどう生きるのかという点でね、もう一回私は聞きたいんですけど、それについては、令和5年の3月31日の地域福祉推進協議会で、当時の地域包括ケア部長さんがこういうことを言っているんですね。この法律が、重層のね、法律ができて一番大きいと感じているのは、個人情報の件です。現場にとっては大きなメリット、こういうふうに言っているんですよ。だからね、マインドとか精神とかっていうんじゃなくて、この個人情報に関わってのメリットというのはどういうことを言っているのかね。ちょっとこれ説明をしていただきたいというのが1点。

それから、冒頭言った特別会計からの繰入れということでね、私はいろいろ困窮な状況に直面している区民の皆さんが困ったときにいろいろ相談したり助けを求めると、区の力を借りたいといってたときにね、縦割りの壁にあってなかなか、それはなかなか支援が行き届かないとか、いろいろあると思うんですね。そういうのを打開するツールになるのかのような説明をよく聞くわけです。本当にそういうことでもって生きるのかということについても確かめておきたいということでありますけども、お願いします。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 重層的支援体制整備事業の中での個人情報の話なんですけども、今まで各支援機関の中で、個人情報をそこの中で対応していたんですが、ただ、その圏域では、でしか使えないので、重層になると、ほかの人たちも、当然、その個人情報、本人の同意が必要になりますけども、今まで例えば要対協だったら要対協、ひきこもりだったひきこもり、この枠組みの中でしか使えなかったものが全体的に使えるようになりますので、そこがメリットということになります。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 区民の困窮にフィットした様々なケースワークをやっていくという点ではね、これ歳入だからこれ以上質問しませんが、例えば歳出見たときに、生活福祉のところから見ると、生活困窮者自立支援事業は重層になってるんだけど、一般的な相談はそうじゃないわけですね。私が相談乗ったケースでも、国保料と区民税を滞納されている方でね、税金を払うのは国民の義務だと思ってたんで一生懸命納税するんだけど、国保料を払ってなかったために資格証が来ちゃって、それでお医者さんにかかれなくて重症化すると。その方、亡く

なりましたが、その後ね。そういうようなことがやっぱりもっとうまくできなかったのかというふうに思ったようなケースありました。だから、そういうやっぱり本当厳しい事案とのときに、こういうやっぱりよく言う横串を刺してね、個人情報の枠組みでそれが壁にならないようにしていくというやり方でこういう仕組みが生かされるということが私は必要ではないかなというふうに思いますので、それはそういうふうにここでは言っておきたいと思います。

最後に、142ページの区債残高、区債の特別区債のところ聞いておきたいんですけども、私たちは総括質問で答弁をいただいております、7年度末の区債の残高というのをそれぞれ聞きました。それで、二つちょっと確認したいんですけども、この区債残高は7年度末になりますとね、今度、音大の土地を購入するので、323億円の負債残高になるんですけども、この中で、学校教育施設が約16億円、義務教育学校、義務教育等施設というのは84億円になっているんですよ。これ、いろいろ区債は起こしているんで、学校名言ってくださいっていうのはなかなか大変なんで、この学校教育施設の16億円を構成する施設、学校教育施設の数、義務教育学校、義務教育等施設84億円を構成する対象となっている施設の数、それをそれぞれ示してください。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、16億円のほうですが、令和7年度と令和6年度それぞれ認定こども園後楽幼稚園整備6億円、それから、認定子ども保育園湯島幼稚園の8億円等になっております。

それから、あともう一つのほうの義務教育費、ちょっとこちら数が多いんですが、ちょっと申し上げますと、本郷小学校改築工事、窪町小学校改築、それから第六中学校改築、誠之小学校、誠之小・中学校改築、明化小学校改築等になっております。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 じゃあ、学校教育施設は2施設、義務教育学校、義務教育等施設は1、2、3、4、5、5施設ということでもいいのかな。施設数はね。ちょっと、数をちょっとはつきりさせてください。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 すいません、ちょっと数は数えさせてください、ちょっと。

○松平委員長 金子委員、終わりでよろしいですか。

（「分かれば、分かったときに、じゃあ、聞きます」と言う人あり）

○松平委員長 続きを、そうですか。分かりました。

進財政課長。

○進財政課長 12か所になっております。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 数は分かりました。

それで最後に——、あ、これはいい。ごめん、ごめん、いいです。

○松平委員長 よろしいですか。よろしいですかね。

では、吉村委員。

○吉村委員 では、私からは139ページの48、デジタル基盤改革支援補助金について質問させていただきます。

現在、住民基本台帳や戸籍といった計20の基幹業務システムについて、地方自治体が運用する情報システムから標準準拠システムへの移行、すなわちシステムの標準化が求められております。システムの標準化については、2025年度末までが移行の期限となっておりますけれども、政府は2024年の12月24日、標準準拠システムへの移行に関する基本方針を再改定することを閣議決定いたしております。これは2025年度末を移行期限とする原則は維持しつつ、開発ベンダーのリソースの切迫で遅れる場合は、特定移行支援システムとして、国が移行経費を含め2030年度末まで支援するというものです。例外的に5年間、移行期限が延長したことになりますが、期限内の移行が困難となっている全国の自治体の声を聞いた上での延長となっております。

そこで、質問なんですけれども、システム移行における文京区の現状について教えてください。

○松平委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 本区のシステム標準化の状況でございますけれども、本区の状況は国が定める20業務のうち、都の事務である固定資産税と法人住民税に係る業務を除く18業務が対象となっております。この18業務のうち、子ども・子育て支援システムと生活保護システムの2業務につきましては、令和7年度末までの移行が難しいという状況でございます。

子ども・子育て支援システムにつきましては、幼児保育課が所管する保育システムでございますけれども、標準化に当たりまして、区独自のオプション機能も併せて実装しないと業務サービスが低下してしまうということが明らかであることから、期日までの移行が難しいという所管、所管課の見解でございます。

また、生活保護システムにつきましては、事業者のリソース不足が要因となっております。

て、こちらに移行が難しいということでございます。

区の現状としては、以上でございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、移行、国のガバナンスクラウドですかね、クラウドに移行するものが、18業務のうち、その2業務が移行が困難という状況になっているということで、子育て支援システムと生活保護システムだったんですけれども、こちら延長期限が5年間ということなんですけれども、その5年、でも、ただ、リソースの切迫とかいろんなものもある、あるので、どこまで今、現状で予定が組めているのか分からないんですけれども、今後の見通しというのはいかがなものなんでしょうか。

○松平委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 今後の見通しでございますけれども、今、申し上げました2業務以外にも、特定更新システムになるものが一定程度あるものと思っております。今現在、要件定義を含めて、鋭意、区の所管課、情報政策課、ベンダーと対応しているところでございますけれども、今現在、この業務ということをちょっとここで申し上げることは難しいんですが、2業務以上になる見込みがある状況でございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、今、5年以下、延長が5年となっておりますけれども、今は全部で20業務で18業務になっているところ、多分、基幹業務として、今、まずは少ない数でやっていると思うんですけれども、どんどんこれからそういった移行を求められる業務も増えてくるのかなと思われま。今回、2業務は、今、その区の独自のものとかも実装しなければいけないとかいろんな事情が、それぞれ二つのものにとってもそれぞれ事情が違ったと思うんですけれども、そういったものをよく分析をして、今後、また移行が絶対に将来的にはいろんなものが全部統一化、23区とか、今までシステムが仕様もばらばらだったものが、統一化が絶対に求められてきておりますので、そういった分析もしっかりとやっていただきまして、スムーズに移行ができるように、今、現状把握と、今後の見通しというものをしっかりと組立てていただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上になります。

○松平委員長 それでは、沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。私からは143ページ、20款、1項、1目(7)の一般寄付金

について、関連してですね、ふるさと納税の減収対策について伺います。

減収対策、こちらは区の方針について昨年の委員会で確認をしました。返礼品競争に積極的に参加するつもりはないと。また、対策は区民と一緒に考えていくのだという御方針でした。昨日の総括質問でも、区民から返礼品の拡充を求める意見があったため進めてきたという御答弁でした。結果、来年度の収入見込みも1.5億円まで大幅に増額をしたと。そして、危惧していたふるさと納税の流出も一定落ち着いてきているというようなお話があったんですが、減収対策については、これで一定の成果を確認できたという認識でいいのでしょうか。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 成果がしっかりとあるかどうかということは今の時点でははっきりは申し上げるところではないというふうに思っていますが、いずれにしても区の歳入から40億円近くの影響額が出ているということですので、我々と、区といたしましては、区民の皆様に、昨年度も区報で申し上げましたが、区に寄附をすることもできるということと、あと、ふるさと納税という制度についての御理解がいただけるよう、区のホームページのほうにも掲出してございますので、そういったところをしっかりと周知しながら、区、ふるさと納税制度自体といたしましては、国に不合理な税制改正についての抜本的な見直しということで主張していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 重要なところは、まだ区としては成果をはっきりと評価できてないという話なんですよ。ただ、来年度予算見ると、流出額もそこまで伸ばして、あ、見込みの中では伸びてないですし、いわゆるその返戻品の収入金額、収入の見込みも大分増やしてきているので、私としては、そこを区として御判断されて予算に反映されたのかなと思っていたんですが、まあ、そこはいいんです。確認しておきたいことがあって、それは何かというと、総括質問で今後も返礼品を拡充していくという御答弁だったんですけど、今申し上げたとおり減収も落ち着き、一定の金額、実績も出ているけれども、その対策はいつまで増やしていくおつもりなんですか。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 現行のふるさと納税制度の全体的な運用制度の範囲の中で、ふるさと納税の返礼品については引き続き拡充というふうに進めたいと考えております。これは、総括質疑の答弁の中にもあったかと思いますが、あくまでも制度に基づき区の魅力を発信して、地域産業の活性化、こういったことを進めることを目的としてございますので、現時点で拡充と

いうことの進捗は引き続きというふうに考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 引き続きということは、目途としていつまでというのは考えられてないということなんですよ。ただ、一方で、今後も返礼品競争には参加をしないというお話だったと思うんです。収入額の目標もないということなんでしょうか。どのくらいまで収入が上がればいいと思っているかという話です。つまり、これからも区民と協力をして進めていくんですよ。それが、目標もいつぐらいまでとかというめどもないまま進めようという話なのか、それとも目標やそういっためどを設定するとしたら、区民の意見を聞きながら設定をするおつもりなのか、伺います。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 この返礼品の拡充というのは今年度から始めたところでございまして、当初、6年度当初では4,000万程度と見込んでございましたが、結果として、拡充の結果、現時点で1億円を超える寄附実績があったところでございます。7年度につきましても、現時点で1億5,000万円ということで、まだまだ先行きといいますが、どれぐらい伸びるかどうかについて、なかなか見込みが立てにくいという状況でございます。

また、国の制度につきましても、今年10月には制度がやや改正されまして、ポイント付与というのが基本的にはつかなくなるような動きもございます。そういった、なかなか制度の先行きが見通し立ちにくいところもございますので、そういった推移を見ながら、今後のどれぐらいになるかというのは、実績を見ながらというふうに考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 私はですね、昨年度の実績4,000万円というところで、ある程度めどがあって考えられているんだろうなと思ったんです。それが大幅に拡充して1億5,000万なので、もうこれ以上拡充するとは考えてないんじゃないかなと思っていたんですよ。つまり、どのくらい伸びるか分からないとかじゃなくて、区としてはどのくらいまで伸ばすかというめどを持ってこれを進めているんだと思っていたんですけど、そうじゃないということが、今、御答弁から分かったんですね。

申し上げておきたいのは、ただ収入が増えればいいというものではこれはないですよ。つまり、やってみたら意外ともうかったから、もっともっと返礼品増やして、もっともっと人を物でつってやろうという、そういう発想でやっているわけじゃないはずなんです。この事業に関しては。ですので、返礼品の拡充については今後も丁寧に御検討をして、できれば

区民の方にそういう御意見も聞き、伺いながら進めていただきたいというのが1点で、それから、もう一つなんですけど、今回、減収対策の目玉として、総括質問で区民による事業提案制度というのを私から御提案したんですね。答弁は、区民のニーズは現場に一番近い各々が的確に把握して施設に、あ、施策に反映しているから、提案制度は不要だということだったんです。

私も、もちろん区民のニーズを皆さんが把握されているのは分かっているわけです。ただ、質問はそうじゃなくって、昨年の委員会でも指摘をさしあげたとおり、区民が区政に関心を持つきっかけになる対策、そして、区民の主体的な行動変容を促すことができる対策を優先すべきじゃないかというお話だったんですね。それから、同じ総括で質問したんです、私たちが望んでいるのはフリーライダーや消極的な選択者としての区民じゃなくて、能動的で主体的な区政の当事者としての区民じゃないんですかという問いにもここで答えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○松平委員長 進財政課長。

○進財政課長 たしか御質問は市民参加型予算についてだったかと思います。財政課としましては、例えば区民ニーズを把握するときに、その年度、どういった事業を実施するかといった場合には、御答弁申し上げたとおり、すいません、各々がやはり現場を把握して、区民のニーズを把握する、これは第一ですけど、それに加えて、アンケート実施とか、あと日々の会議体での区民代表からの方の意見とか、そういったことを吸い上げながら1年間かけて事業を構築して、予算編成を行っておりますので、そういった意味では現時点では直接の市民参加型予算というのは、まだ研究段階にあると考えております。

○松平委員長 沢田委員、ああ、失礼しました。

武藤総務課長。

○武藤総務課長 先ほど御質問のありました区民の意見のところでございますが、区民の御意見の中には、区の区内にある洋菓子、和菓子店、そういったところも魅力的だということで、そういう区民からの御意見も聞きながら、魅力的な返礼品ということで展開をしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 今、申し上げた繰り返しになっちゃうんですけど、要はどういった事業が適切かを判断するときに、今おっしゃった区民ニーズの把握というのを優先するんじゃなくて、区民の参加を優先していただきたいということを申し上げて、それについてのお考えをお聞き

したかったんですね。もうちょっと説明を重ねますけれども、これは皆さんが考える区民のための、区民のための区政って何なんだという問いなんです。要は、私たちの自治基本条例によると、区民の定義は区内に在住・在勤・在学の人、そしてその責務は、自主的に地域課題の解決に参画し、発言と行動に責任を持つことなんです。つまり、私たちが対象にしている区民は、そういう人なんです。そんな人たちを、そういう区民を主役にまちをつくらうとしているんです。確認ですが。

まあ、ちょっともういいです。話をちょっと整理させてください。こんがらがっちゃったんですけど、要は、御答弁でおっしゃっていた区民のニーズを把握するために職員の力を高めようというようなそういうようなお話と、私が言っている区民の主体性を向上する、つまり区民の力を高めるという話は主語が違うんですよ、主体が違います。そして、施策の適否を判断するとき優先されるべきはどちらかという話をお聞きしたかったんです。協働・協治の理念を掲げる文京区の主役はどちらなのか。つまり、職員が主役で、区民はお客様でいいのか。それとも、区民が主役で、私たちはその伴走者になりたいというのか。どっちが優先なんですかという話です。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 区政の捉え方の部分かなというふうに思っています。区政というのは、区民あって、様々な皆さんの生活の場が区政という状況になりますので、区民の皆様が主役であるということについては、変わりはないというふうに考えてございます。

そういった中で区政を進めるための手段としましては、ニーズの把握といったようなものも必要というところから、様々な現場のほうで区民の皆様から必要な部分を聞き取り、参加をしていただきながらも、我々もしっかりと考えてニーズから施策を紡いでいくといったような状況がございます。

先ほどございましたように、様々な御意見いただく中には、発言の責任であるとか行動の責任といったお話もございました。そういったようなことを捉えまして、いただいた御意見をしんしゃくして、区政として生かしていくためには我々もしっかりと考えていかなければならないというところを申し上げたところでございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 お考えよく分かりました。であればこそ、区民のニーズを私たちが把握するじゃなくて、区民自身が参加できる市民参加型の予算を提案をしたんです。それをぜひ検討をいただきたいんですよね。実際に当事者の区民の声を聞きながら御検討いただきたいという話

です。

これは、先月、先月です。文教委員会でこの協働・協治の理念を掲げた当時の文京区の副区長だった関賢二さんの言葉を紹介したんです。まちづくりは人づくり、まちづくりは人づくりなんですよ。区民を育てるのも私たちの仕事なんですよ。違います、違いますか。いや、今、お返事あれなので、関さんは住民に三つのタイプがあるというんです。ただ住んでいるだけの住民と、自分に関心のあることだけに口を出す住人、そして、自主的に一緒に考える自立した住人です。皆さんがこうあってほしいと願っているのはどんな住人なのか。住人を育てるのは私たちの仕事なんだと、今の皆さんもそう胸を張って言えるでしょうか。

○松平委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 今回の市民参加型の予算でございますけども、総括質疑の中でも御答弁申し上げたとおり、東京都をはじめ、他の自治体でそういった制度を導入しているというのは我々も認識をしております。確かに委員が御指摘をいただいているように、区民の区政への関心ですとか、参加意識を高めるといった一定の効果はあるというふうには思っておりますけども、結果的に、参加する方が一部の区民に限定されるといったことでしたり、区民への制度の認知、周知というのが課題になっているということも聞いてございますので、そういった他の自治体の事例等も今後は注視をしていきたいと考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 今おっしゃった、一部の区民に限定されるとか、区民の周知に課題があるとかというのは、要は技術的な課題なんですよ。そもそもの発想として、マインドとして、区民の参加をまず優先すべきだということでの御検討を依頼したものです。

話が長くなったんでこれ最後にしますが、総括質問の冒頭で伺いましたよね。誰のための区政なのか、誰のためのまちづくりなのかと。区民の皆様のためですという明確な御答弁があったわけです。区民の定義も、そして責務も、私たちの自治基本条例にはっきりと書いているわけですので、皆さんが考える区民のためのまちづくりというのはどういうものなのか、改めて御確認をいただきたいと思います。この先は、また歳出で伺います。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

それでは、石沢委員。

○石沢委員 私からは、131ページ、収益事業収入の競馬組合配分金のところでお伺いさせていただきますというふうに思います。

それで、先日、総務区民委員会でも、先日の総務区民委員会でも、この馬券のことでポイ

ント活動のことについてちょっと質疑させていただきましたけれども、そのときT C Kのポイントの仕組みについて質問させていただきましたけれども、民間の事業者でも実はこういうポイント還元というサービスが、今、かなり過熱しているということについて、ちょっと問題意識も述べておきたいというふうに思います。

それで、私、いろいろ調べてみましたら、楽天競馬ですかね、このサイトでは、初めてこの楽天の競馬というサイトで登録をして、馬券を買うという方に対して、総額2,000円分のポイントをプレゼントすると、こういうキャンペーンがやられております。それで、これさらによく見てみますと、初回登録をして7日間は、購入した、馬券購入した費用の10%をポイント還元をすると、そういうサービスもやられているということが分かりました。やっぱりこういった形で馬券を購入するというハードルを下げたって、ある意味、ギャンブルに誘い込む、のめり込む、こういうようなハードルを下げているというふうに、私、この仕組みを見ているとそういうふうには感じるんですけども、さらに、的中レース数に応じて加算されるポイントも上がるというような仕組みも、この楽天のサイトではやっているということも分かりまして、的中ミッションということで、的中レース数に応じて最大5,000円分の投票マネーをプレゼントすると、こういうような取組もやられているということも分かりました。こうした敷居を下げる、それから、ある意味、射幸心をあおるというような広告がかなり展開されているわけですね。

それで、やはりこうした過度な、こうポイント還元サービスですとか、射幸心をあおるような、やっぱりこういう広告というのは、私やっぱり問題があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この点は御認識いかがでしょうか。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 ネットでの投票運営事業者、こちらのポイント事業ということでの取組かと思えますけれども、直接競馬組合のポイント還元事業というわけでもございませんが、まず、競馬組合では、以前から御答弁しているとおり、ギャンブル対策依存法、依存症の基本法に基づきまして、各事業者において、利用者が購入限度額を設定できる仕組みを設けるですとか、購入制限を視覚的に訴える、訴えるための表示をするですとか、そのような取組を既に実施しているというふうな状況でございます。競馬組合に関しましては、購入上限額の設定で、一つの運営事業者の中では1万8,000件以上既に設定されているというところがございますので、このポイント還元事業をもって直ちにギャンブル依存症を誘引するですとか、そのような取組ではないというふうに認識でございます。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 このサイトでは、やっぱり当然、大井競馬の馬券もやっぱり購入できるわけですね。購入した馬券のうちの費用の2%を還元するというような表示もされておりました。それで、こうしたやっぱりポイント還元の問題については、やはりこのギャンブル依存症を考える会というところの患者団体の方なんかは、やはり入り口はポイント無料でかけられるところまで敷居が下げられてしまい、やはりギャンブル依存症に罹患する若者たちの増加の一途をたどるやっぱり要因になっているのではないかというような、こういう指摘もされておりました。また、精神科医の帯木さん、私も何度か取り上げますけども、はまる人を誘う、増やそうと誘い込むシステムだと、のめり込みを奨励、やっぱり先導しているという、こういう警鐘を鳴らされているところです。

ですから、民間事業者がやっていることではありますけれども、先ほどいろんなね、公式のところではそういうギャンブル依存症対策ということをやっているということもおっしゃられますが、このサイトを見る限りは、もうどんどんやってくれというようなね、ことを推奨しているようにも私はやはり見えるわけですね。やっぱりこういうギャンブル依存症というのが、今、非常に問題になっていて、闇バイトにやっぱり応募していくというようなことで、犯罪に加担をしてしまうということも、今、問題、社会問題としてやっぱり出てきているところでもありますので、やっぱりこういったところはぜひ競馬組合の所管である総務としても、ぜひ問題意識を持ってこの点はぜひ規制の方向に動くように働きかけをしていただきたいというふうに思います。

それで、この競馬組合の配分金については、やはりこうしたギャンブルでもうけたお金を区の財政に使うということはやはり認められないということで、意見留保をしておきたいというふうに思います。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 まあ、繰り返しになりますが、競馬組合としては、ギャンブル依存症対策、しっかり行っているところでございます。ネットでの表示に関しても、しっかりと注意喚起というものを行ってございますので、区といたしましては、この競馬組合の取組について共有しながらというふうに考えてございます。

○松平委員長 御質疑は、石沢委員、よろしいですか。

それでは、田中としかね委員。

○田中（と）委員 それでは、131ページの東京都競馬株式会社の株式配当金の分配金に対し、

ついてですね、問題提起という意味合いも含めまして少々質問をさせていただきます。

これね、今、石沢議員が言った配分金じゃなくてね、その下の3のほうの配分金ね、配当配分金ってやつです。これ、文京区からね、この特別区競馬組合さんに無償譲渡された東京都競馬株式会社の株式数に応じて配当金を受け取るということなんですね。無償譲渡です。そう、ただであげたんですよ。でも、こうして持っていればもらえるはずの配当金に相当する額を、特別区競馬組合さんからちゃんと配分してもらっているということになっているわけなんですね。また、最悪、競馬組合さんが解散するようなことが、そういう事態になっちゃったとしても、ちゃんと文京区に株式が戻ってくるように約束されています。じゃあ、何でわざわざ無償譲渡したのでしょうか。そのまま持っていれば普通にね、配当金は受け取れたのに。何ででしょうかって、これ聞いていい。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 こちらの経緯でございますが、トゥインクルレースというのが昭和61年にスタートしたところでございまして、それに向けてお客様に喜ばれる施設にするためには、その施設の整備というのが大変重要であるということでございました。そのとき、今後の競馬事業を主導して実施していく上では、施設会社への発言力を確保する、そういう必要があったというところでございます。そこで、各区が保有いたします株式、これを無償で組合に譲渡し集中化させることで、株主としての発言権強化を図ったというところでございます。

○松平委員長 田中委員。

○田中（と）委員 これね、端的に言えば、特別区競馬組合として、このまとまった相当数のこの株式を取得することで、経営に対する発言権を強化することができるからなんですね。それ、実はこれ、23区、はい、そろってほんと譲渡したわけではないですので、その間の経緯とか話し出すと面白いんですけど、そうは時間がないですので、ここはやめときます。

何でこんなことを聞くかといいますと、東京都競馬株式会社と特別区の競馬組合の関係性ね、これをちゃんとこれ整理していかななくてはならないからという、そういうフェーズに入っているからなんですね。本来は、立てつけ上は、東京都競馬株式会社はあくまで施設の所有者であって、特別区競馬組合がその賃料を支払って競馬場やスタンドを借りて競馬開催を行っているというふうになっているわけなんですね。言わば大家さんと店子の関係なんですね。にもかかわらず、今現在どういう状況になっているかという、土地購入であったり、改修費の負担であったりというのは、本来、大家さんがやりゃいいじゃんて話なんですけど、店子に押しつけているんじゃないかということなんですよ。それひどいと思いません。

これ、私が別に勝手に言っているわけじゃなくてね、競馬組合の決算審査の意見書の中で、監査委員の方から指摘されていることなんですね。こういうことをね、もっと皆様に問題意識をぜひ共有していただきたいと思うわけなんです。一体、東京都競馬株式会社の経営陣って何考えているんだという、思うわけですが、東京都競馬株式会社の代表取締役社長には元東京都副知事が就任しております。だから何というかもしれませんが、東京都競馬株式会社の最大の大株主は東京都ですからね、隠然たる影響力を東京都が行使しているわけでございます。競馬組合は残念ながら2位にとどまっております。だからこそ、ここでね、発言権の強化のためにも、競馬組合がさらに株式を取得しなくちゃならないわけなんですけど、これも皆さん知っておいてほしいんですけども、特別区の区長会から東京都の東京都議会議長宛てに、それこそ都議会の改選ごとに陳情書が出されているんですね、ずっと。何をかといいますと、東京都の持ち株を譲渡、お譲りくださいというお願いなんです。で、駄目ですって、ずっと駄目ですと言われ続けて、最終的には絶対駄目って言われてね、もう見解は不変ですって言われたので、そういう回答があったために、平成29年を最後に陳情とか要請は一旦休止ということに、そういう形になっているんですが、株式取得による発言権の拡大というのは、これは23区共通の課題であるわけなんですね。

じゃ、どうするか。株式を購入するしかないんですよ。TOBをかけるぐらいやってもいいと思うんですよ。あらあらで計算しますとね、これ、570億円ぐらいあれば株式の過半数を取得できるわけなんですね。一体どこにそんな金あるんだというふうになるんですけど、競馬組合にはあります。総売得金額は年間2,000億超えてますかね。その中から、ここにもあります特別区の分配金が出るわけで、1区当たり6億、6億だから、掛ける23区で総額138億なんですね。

（発言する人あり）

○田中（と）委員 共産党さん、要らないというんだったらね、これね、ここだけでも4年間それプールし続ければね、その金額が株式の過半数で確保できるぐらいたまるんですね。

今後ね、何でこんなこと言っているかというのと、東京都競馬、東京都競馬は、大井競馬場の再整備について乗り出すんですね。大規模な文化スポーツ施設を新設して、エンターテインメント機能拡充を目指すっていうふうには言っちゃっているんですね。だからこそ、特別区競馬組合と東京都競馬の関係性の役割分担、この明確化のみならずは、さらに進んで、特別区から大井競馬場に対してこういうふうにしたいという提案ができるような発言権の拡大に働きかけてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 今、委員御指摘のとおり、東京都保有の株式会社の株というのは、平成29年で一旦陳情等中止となってございます。これの先行きというのも当然ちょっとまだ不明なところがございますけれども、今の時点で新たに株を購入するですとか、そういった見解は全く示されてございませんけれども、やはり今の株主としての発言権の中で、まずしっかりと株式会社のほうには発言権を持った形で訴えるとともに、今後の施設整備につきましては、ここ数年は右肩上がりで売得金が上がってきているところもございますので、そういった売上げの状況を見ながら、我々としても動向は注視していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 よろしいですか。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 はい、関連。

高山泰三委員。

○高山（泰）委員 やっぱりね、田中としかね先生の話、目の覚めるような面白い話多いですね。僕、もう感動しちゃった。さすが議長経験者だなと思いました。

都競馬については、上場してましてね、皆さんも買えるわけですがけれども、東京サマーランドというプールもやっていたりしてね、夏はプールで楽しめたりするね、なかなか悪くない株なんですけどね。

それで、さっき1位の株主が東京都だって話言っていて、今、見ましたらね、東京都が27%持っていて、それで、その次は特別区競馬組合が持っていて、それが13%弱持っているんですね。その次がね、誰かというとな、これがね、ファンドだと思うんですよ、ファンド。いろんな信託銀行とかの名前になっていますけど、オアシスというファンドでしょ、みんな、あれ、何か聞いたことあるなと思った人も多いかと思いますが、東京ドーム、以前上場してまして、東京ドームがそのオアシスというファンドから株、何ですか、配当増やせとかって言われて、それで三井不動産に買われたというような経緯がある、いわくつきの文京区も浅からぬ縁があるファンドなんですよ。そこ結構ね、こわもてなんで、東京都のお役人さんたちが本当にそんな怖い人たちとちゃんと対峙できるのかというのが株式市場ではニュースになって話題になっているわけです。だから、何て言うんですか、そんなね、ファンドに買われて短期的な利益でというわけでもないかもしれないけれど、田中としかね先生の言っているような、特別区競馬組合で買ってね、自主財源にもなるし、我々が主体的

にリーダーシップを持ってやっていこうというのは、これ荒唐無稽な話じゃないですよ。全然荒唐無稽な話じゃない。

それで、東京都競馬というのは、有価証券報告書を見てもらえば分かりますけど、大井競馬場を持っているだけじゃなくてね、あの辺の物流センターだったり、ショッピングセンターだったり、かなり土地も持っているんですよ。その土地の、多分、時価評価しただけでも、今、ざっくり東京都競馬の時価総額は1,250億ですけど、その土地の時価総額だけでも2,000億以上あると思いますよ。それで、大井競馬場は、もちろん都市計画公園ですから、あそこにビル建てろっていうわけにはいかないんですけども、かなりいい話だと私は思いました。やっぱりね、そういう目の覚めるような話をさせていただいて私も面白かったと思うし、競馬もね、よく共産党さんの請願での審査見ていると、何か物すごい悪いことやっていてね、何かそのギャンブル依存症でギャンブル中毒みたいな人をたくさん生み出しててね、たくさんの御家庭に悲劇生んでいるみたいな感じの議事録ばかり残っちゃいますけど、人間そもそも賭けをする生き物ですし、やっぱり文化ですから、そういうものを残しつつ、今、東京都競馬は大井競馬場の再整備ということで、大規模な設備投資をする経営計画出しています。やっぱり文化としてしっかりとね、これ逆に競馬というものを守っていかなきゃいけないと私は思っていますので、特別区としてもね、何ていうんですかね、今のままでいいんちゃうと、東京都の人がどんどん天下ってきていいんじゃないのという感じで、配分金が来ればいいじゃないという感じじゃなくて、もうちょっと主体的にこの競馬という事業を、この田中としかね先生の質問をきっかけにね、考えていただきたいというのは私からもお願いしておきます。

以上です。

○松平委員長 これは御質問ではなく、よろしいですね。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 分かりました。

ほか御質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうかね。

では、以上で、16款財産収入から21款特別区債までの質疑を終了させていただきます。

続きまして、一般会計予算の歳出の審査に入ります。

御移動は、よろしいですかね。はい。

それでは、1款議会費の質疑に入ります。事項別明細書の148ページから149ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 歳出の説明に先立ちまして、職員給与費について簡単に各項に計上しておりますので、冒頭、一括して御説明させていただきます。

職員給与費の総額は183億2,126万7,000円で、前年度に比べ12億6,088万円、約7.4%の増となっております。このうち、特別職を除く一般職の給与費総額は1,966人分、182億3,703万2,000円で、前年度に比べ約7.3%の増でございます。令和7年度の給与改定分につきましては、前年度と同様、計上を見送っております。また、一般職の予算人員1,966人分は前年度に比べ59人の増でございます。

職員給与費の説明は以上となります。

それでは、歳出について御説明申し上げます。

148ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 5 億5,322万6,000円、11番、議会関連フロア改修工事関係経費による増でございます。

2 目事務局費 1 億5,287万円、1 番、職員給与費、職員配置による増でございます。

1 款の説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます、ありがとうございました。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

3 名の方——え、なし。

では、板倉委員。

○板倉委員 議会費の議長交際費についてお聞きをしたいと思います。

議長交際費は、2023年、令和5年は190万円、今年度も190万円でした。来年度、10万円上がって200万円ということになるんですが、2023年のときは190万の予算に対して150、決算は156万2,043円ということで、執行率は82.2%でした。ですから、そういう点で、7年度にこういう形で上げていくということの根拠をお聞かせをいただきたいということと、あと、区議会のホームページというのがありまして、そこを見ていきますと、議長交際費については各月ごとに内訳がずっと出ております。私もしばらくぶりに見たんですけれども、その各月についてですけれども、例えば令和、令和6年、今年度でいうと1月から、あ、そうですね、1月から12月までという形、令和6年度ではなくて、令和6年の1月から12月までというふうに一覧表としては出ているわけなんですけれども、この予算、予算では、予算の会計年度

は4月から翌年の3月ですよね。ですから、そういう形で交際費についてもきちっと会計年度に合わせた形で出していただかないと、ちょっと毎月々の支出を見ながら計算しようにも、ちょっとなかなか難しいあれがあるので、これは書き方というか表示の仕方を変えていただいたほうがいいというふうに思いますので、その辺はぜひお願いをしたいということと、あと、私もしばらくぶりに議長交際費の内訳を何年かぶりに見たんですけれども、何年か前からずっとそうなんですけれども、議長さんと副議長さんが一緒に会合に出席をされているときに、副議長さんの分も議長交際費として出ているということについては、どうなんだろうかねという思いは、前にどなたか指摘された人もいたんじゃないかなとは思ったんですけれども、それがずっと続いているわけで、副議長さんについては、議長さんが行っているわけですから、その辺は、副議長さんの分は御自分で出されたほうがよいのではないかなというふうに私は考えるんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 議長交際費につきましては、コロナ禍が明けて、そういった交流等、また議長の公務も増えているという状況でございます、今年度の実績で申しますと、1月末時点で既に180万を超えているという実績がございます。恐らく今年度については190万という当初予算では足りないという状況になっていると思ってございます。そういうことも踏まえて、想定よりもちょっと実績のほうがむしろ多いぐらいですので、来年度はそういったことも踏まえてちょっと増額をさせていただいたという経緯でございます。

それから、二つ目のホームページについては、ホームページの見せ方として月ごとのやつを年ごとに並べているという状況でございますので、そちらが年度ごとのほうが分かりやすいということであれば、そういったことの区分の仕方の問題でございますから、そちらについてはちょっと事務局のほうでも検討していきたいと思います。

それから、議長と副議長の交際費で、会費ですけれども、議長、副議長が両方出席されているということは、それぞれが公務として出席されていますので、私費ではなく公費で負担するのが妥当ではないかというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ホームページの記載の仕方はそのように改善というか、やっていただけるということです。で、ぜひお願いをしたいと思いますけれども、やはり今、姉妹都市というか、交流都市の数が最近すごく増えてきているということでは、議長さんがそういうところの方々、いろいろお会いして、お話もする機会が増えてきているということでは、なおさらですね、

副議長さんの分で支出しなくてもいい分があれば、それは議長さんの役割として議長さんが使っていただければいいことではないかなというふうに思いますので、そこは逆に逆説的に言いますと、議長さんが出席しなきゃいけないことが多くなれば、そういうところの見直しも一緒にやっていかなければいけないということだというふうに思いますけれども、改めて。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 議長がお一人で参加する場合、また、議長の代理として副議長が参加する場合、また、正副議長が双方で参加する場合、様々あると思いますが、それは正副議長の判断の中で、それは公務ということであれば公費として支出するということかと思ってございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 もう最後にしますけれども、そういう点では先ほどの意見の繰り返しになってしまいますけれども、そこは考慮が必要だというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○松平委員長 関連ですか。

（「関連というか、ここで」と言う人あり）

○松平委員長 ここで。そうしましたら、先に手を挙げた沢田委員。

○沢田委員 私からは、148ページ、1款議会費の1項、2目事務局費に関連して3点伺います。

まず、前回に続きDX人材の登用についてなんですが、総括質問では、DX専門スタッフと、あとDX推進サポーターを各所管に配置をされるという御答弁だったんですね。これ議会事務局はいかがでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 議会事務局の職員につきましては、その業務の内容に応じて適切に配置がなされていると思ってございますので、議会としても、字幕、リアルタイムの字幕の配信ですとか様々取り組んでいる状況でございまして、今、そういった人材を配置するという考えにはなってございません。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 推進サポーターという名称ではかの所管に合わせて配置することはないということなんですよね。

私、ちょっと危惧しているのは、議会のDX化が区長部局やほかの庁舎、庁内に比べて遅れていかないかということなんですけど、要は、今日の予算もそうですし、あと、自治体の

基本ルールである条例もそうなんですけど、その最終決定権は議会にあるんですよね。でも、その割に区民の関心が低過ぎるんじゃないかという声を伺ったんです。私は、意思決定のプロセスが分かりにくいのが、その一因なんじゃないかと思うんです。つまり、今の議事録を読んでも、区民には、一般の区民には決定の経緯とか結果がよく分からないんですよね。身近なテーマで議論しているのに、十分に伝わっていないというような声もあったんですけど、これも、本来であればですよ、前回提案を差し上げたんですが、A Iを用いた議事録検索サービスを使えば、意思決定のプロセスも明確化できるし、過去の議論も含めて区議会ではどんなテーマがこれまで扱われてきたかというのを、もう全て可視化できるわけなんです。

繰り返し申し上げていますが、区政の主役は区民なので、区議会もそうだと思うんです。導入すれば区民にもっと分かりやすく情報提供ができると思うんです。これに関連してなんですけど、委員会の議事録が永年保存になったんですけど、これまでの電子データは事務局としては何年分保存をされているんでしょうか。つまり、今後、A I 議事録検索サービスを活用することになった場合には、その重要なデータになるんですけども、確実に保存していただければということなんですけど、いかがでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 議事録の永年保存については、今後、それに向けて検討していくという状況でございまして、今の現状でいうと10年、それから、ホームページ上に表示しているのは5年ということでございますので、確実に、確実にデジタル化されているものについては、今、5年分は確実にあるということでございます。

先ほどの話の中で、デジタル化の人材の専門職を配置するということではないわけなんですけども、今いる人材に対してそういった研修等を行っていく、そういったことについては、区と歩調を合わせてやっていきたいと思ってございますので、そういった中でできることを確実にやっていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。ただ、ちょっとですね、その電子データ、結局5年しかないんですねという話。本当であれば、その5年過ぎたものを全部粛々と破棄しているのかと言われたときに、実はここには残っていましたみたいなものもあると思うので、それがもしあれば、せっかくこの永年保存になったんですから、5年で全部削除しましたということのないようにしていただきたいという話が1点です。

あと2点目の委員会ネット中継に関してなんですけど、今のこの中継ですよ、これ試験導

入ではあるんですけど、平日日中に傍聴に来られない人にも議会を身近に感じてもらえる大切なツールだというふうな声を伺いました。一方で、質問者である私たちがよく見えないというような声とか、あと、答弁しているのは誰なんだという、映ってないですからね、画角に、そういった声もあります。これはカメラを複数台設置するか、全天球カメラにするだけで解決するので、なるべく早く改善できたらいいなと思っているんですけど、今回のこの試験導入について、その成果はいかがでしょうか。この導入をした後のP、PV数と言わないのか、ネット中継のビューの数であるとか、実際に傍聴される方がそれで増えたりとかということはいかがでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 決算・予算審査特別委員会のネット中継については、昨年度、試験的に導入して、今年度は導入をしたという認識でございます。今年度の決算、それから今回の予算審査特別委員会のネット中継の状況を見て、課題等を整理して、これから特別委員会や常任委員会に拡大していくのかというのは具体的に検討していくというふうに示されている、議会運営委員会で示されているというふうに承知をしております。

また、最近、議会のほうの傍聴者のほうは、今、具体的な数字は手元に持っておりませんが、増えてきていて、注目度も上がっているものとは認識をしております。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 私も、もうざっくりとなんですけどね、昨年度の区議会のあらましとか見ると、この2年間で1.5倍ぐらい傍聴者数増えているんですよ、特にこの委員会の傍聴者数が。個人的にも関心の高まりを感じているんです。ですので、全委員会でのネット中継は区民の請願も全会一致で採択したものですので、一日でも早く実施すべきだと思うんですけど、事務局の人員や技術的な問題はもう既にクリアしていると考えていいでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 議会のほうでそのネット中継を拡大していくということで決められれば、当然、事務局としては、それに適切に対応できるように体制を整えていくと思いますし、業務の分担についてもそれに合わせた形で整えてまいります。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 あとは議会内部の決定だけということでしたので、安心しました。

それで、3点目なんですけど、政治倫理条例についてです。一昨日、全員協議会で議論をしたんですが、区民の信頼回復を目的に政治倫理条例の検討に入るということで、私からは公

開の会議体で検討すべきと申し上げたんですね。要は、検討にも費用がかかるものですから、同じ予算を使うなら、より区民に分かりやすく、区民が関心を持ってもらいやすい方法で検討すべきだと思うんですが、事務局の見解いかがでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 幹事長会などにおいて、政治倫理条例のほうを検討していこうという合意がなされたということは承知してございます。それに向けて事務局のほうで、今、具体的にどういう形でほかの区などがやっているかというのを、今、調査をし、また、お示しするという段階になってございます。それを踏まえて、また御意見をいただいた中で、実際にどういった会議体でそれを検討していくのか、そういったことを順次検討していくものと認識してございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 ぜひその他区の事例も研究いただきたい。そこで、特に公開性や非公開性についてそれぞれの議会ではどのような議論がされたかということを調査いただければと思うんですね。要は、これも他区の例なんですが、江東区議会では区民を最優先に考えるということで、公開の検討会を設けて検討しているんですね。ただ一方で、文京区議会では、これまでの検討は多く今後の議会運営に係る懇談会で行われているんです。懇談会の名のとおり、非公式そして非公開の会議体で区民には経緯が分からないんです。既に2回、懇談会で議論していると思うんですけれども、議会としてその説明責任を果たせるように、例えばですけど、事務局から議員に共有されているその内容報告のようなものを区民が見られるようにしてはいかがでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 情報を公開するという点で言いますと、例えば幹事長会などの会議体につきましても、事務局のほうで概要のメモをつくって、そちらについても最近では情報公開なども出てございますし、公開できるように事務局としてもできるだけフォローしていきたいと思ってございます。

また、その会議体について、政治倫理条例をつくる際の会議体についてどのような形でやっていくかというのは、まさにこれからの議論になってございますので、ちょっとその議論、検討の経緯によるのかなというふうには思っています。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 公開のフォローはされるというのは、つまり情報公開請求があれば出しますよと

ということだと思うんですけども、ただ、その請求を待つというのも受け身だなとかねがね思っているんですね。もっと積極的に情報公開をしていくべきなんじゃないかと、区民の関心を深めるという意味では、思いますので、今後検討していきたいということですので、来年度は事務局も増員を予定されているということですので、一層区民に分かりやすく関心を持ってもらえる情報提供のための御協力を今後お願いできればと思います。

あと一点、あと一点あるんですけど、あと一点あるんですが、じゃあ……。

（発言する人あり）

○沢田委員 いいんですか。この関係でもう一個だけいいですか。すいません、あと一点、ちょっとこれだけ終わらせてもらっていいですか。もうあと3行で終わるんです。

○松平委員長 いいですよ、はい。

○沢田委員 すいません、あと一点だけ。政治倫理条例の対象は何も議員に限らないわけですよ。実際に、文京区には区長や副区長、そして教育長を対象とする倫理条例や規定も現状はないと思うんです。全国の自治体でも制定をされているので、同じ予算を使うなら一緒に検討してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 幹事長会等で合意を得ているのは、あくまで議員に対しての政治倫理条例というふうに承知をしてございます。

○松平委員長 白石議長。

○白石議長 関心を持っていただきまして、ありがとうございます。政治倫理条例をつくるか否か、方向性は決まっていますけども、まだ何も具体的に進んでいないところで、今、調査をしているところは、佐久間局長からお話があったとおりです。

しかしながら、文京区議会、今までも様々な議論がなされてまいりました。例えば議会基本条例を制定しようといった18年ぐらい前のときには、区議会だよりで区民の皆様アンケート調査を行ったと。そういう経験もございますから、区民と共につくり上げていくという姿勢については昔から持っているということは御存じいただきたいと思います。

○松平委員長 金子委員は関連ですか。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 関連。

では、金子委員。

○金子委員 今の政治倫理条例についての幹事長会の議論は、議長の発言のとおりだというふ

うに私も理解しています。その中で、うちの会派としては、今後、その議論を具体化するときの方法などについては、やはり今、沢田委員が触れたような公開という点、それから、いわゆる少数会派って言えばいいのかな、についても代表が入り、全会派の参加の下で行う必要があるというふうに私たちは考えています。そのことも含めて、これから幹事長会ないしは全体の皆さんとの話合いが進められる必要があると。これはこれまでもそういった幹事長会の下で申し上げてきたことでありますけど、この機会に私たちの考えについては、そのように皆さんにお伝えしておきたいと思います。

○松平委員長 では、高山泰三委員。

○高山（泰）委員 質問しますが、まず、上のほうからで、議長交際費のところ、板倉委員もいろいろ言っていました。だけど、私、率直に言って、どうですか白石さん、偉いでしょ。そんな毎日毎日毎日、あっちこっち会合行って呼ばれてね、それで議長交際費で副議長が代わりに、それは忙しいから副議長が代わりにだって行く。代わりに行ったら、何かその使い道がどうのこうの、大変じゃないですか、そんな。いや、やっぱりまちの人からしてみたらね、いろんな会合にね、じゃあ、議長が来てくれました、区長が来てくれました、副区長が来てくれました、で、挨拶してくれましたといったら、それはやっぱり会が締まるねということになるよ。そういう当たり前の人付き合いがないからね、やっぱり社会のネジがもう非常に単刀直入になってきて、いろんな重みとかね、複雑さとかね、そういうものがなくなっていくんですよ。やっぱり人付き合いをもっと、要らない、一見要らないと思えるようないろんな交際がいろんな広がりが出るんですよ。議長が韓国行ってね、いろんな外国のお友達つくってきてくれて、これ文京区の財産じゃないですか。そういったことに、あんまり細かくね、白黒つけなくてやったほうが人付き合いがうまくいくという、私は思ってますよ。なので……。

（「否定しているわけじゃないでしょう」と言う人あり）

○高山（泰）委員 まあ、私の意見です、それは。

（「事実誤認でしょ。事実関係ちゃんとはっきり」「事実誤認なんて言われ
たら違うでしょう、それ」と言う人あり）

○高山（泰）委員 今、ちょっと今やじがあって、事実誤認だとか何とか言ってましたけど、僕は別に板倉さんが事実誤認しているとは言ってません。

（「あなたが事実誤認だって」と言う人あり）

○高山（泰）委員 それで、10番の区議会ICTというところなんですけど、これ、今、中継

されてますよね。これ中継を見ている人も結構いるんですよ。で、僕、沢田さんが言ったこともそうだなと思って、私のことをね、すごい応援してくれているお友達のお母さんのおばちゃんというのがいてね、泰ちゃん、頑張っているわねということだね、よくこれ聞いてくれているんですよ。でも、家事の合間とかでね、あと、ちょっとお散歩行ったり、もう高齢者ですから、お散歩行ったりして聞いているんだって、こうやって携帯で。だけど、これ動画でね、悪いけど、泰ちゃんね、これつまんないって。だって、誰が話しているかも分からないし、遠くからね、ぽーっとしてね、何かよく見たら居眠りしているかどうか分かるかもしれないけど、つまんないって。悪いんだけど、ギガ数を食うので音声にしてくれって。うん。ギガ数をめちゃくちゃ食うから。外へ行って見れないんだって。で、そのおばちゃんは楽天モバイルで何ギガかしか買ってないから、議会の聞いてるともったいない、ギガ食われちゃって嫌だから、泰ちゃん、軽いのにしてって言うてくれというわけ。俺もそうだなと思った。音でいいじゃない、これ。これ何でこれ画像要るんですか。さっぱり分からない。

それで、さっぱり分からないし、今、佐久間さんが手挙げて答えたりしているとき見て、みんなちょっと何か狭そうでかわいそうだなと思わなかった。狭そうじゃない。これ何とか中継やってこれ映せとかっていう声がね、誰かか知らんけどあって、それを映しているから狭くなっているんで、ごちゃつくじゃないですか。ごちゃつく、線だらけですよ、画面に映ってないけど。本会議場だって。だから、このICT、これ試みでやってるんだったらいいけど、あんまりね、やり過ぎるとギガ数も食っちゃうので、音量のほうがいいと思いますよ、私は。こういう区民の素朴な御老人の御婦人の意見もありましたし、これ私、一人のおばさんじゃない、結構複数からいただいている。中継して何になるのって、音でいいじゃないって。それよく言われますから、それについてはどう思いますでしょうか。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 開かれた議会という観点から、決特、予特についてネット中継するという際に、いろんな方法を御検討いただきながら、最終的にこのネット中継という形に落ち着いたものと承知をしています。

先ほども答弁しましたがけれども、今後どうしていくかについては、今年度の決算、それから予算の審査状況、課題等を整理した上で、議会の中で御議論いただくものと承知してございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 分かりました。いろいろそれは議運とか幹事長会で皆様で、もちろん議会

の中で議論する話と思いますが、私ね、ネット中継はまってね、ギガ数をおばちゃんが食っちゃうのは別にしようがないと思うけれども、一番問題だと思うのは、やっぱりパフォーマンスっぽいのが何か増えた気するんですよね。これ気のせいかな。というのは、何か予算委員会とかで時間制だっていってみんな急いでさ、何か最後、何か箇条書でだーとか早口で要望読んでね、これは答弁いいんで要望ですとか言って、これ議論しに来ているんでしょう、僕たちここに。それなのに何かこれは議事録に残さなきゃ、これは言っとかなきゃ、私の手柄になんきゃ、何か早口で言い散らかしてっていうのがね、私、なんか増えた気するよ。これ気のせいかちょっと分からないけれども。そういうのをやめません、この予算委員会は少なくとも。そういうのがもしね、あんまりあるようだったらね、これネット中継とか全部ね、全なし。もう全部終わりにしたほうがいいと思う。もうそんなことばかりになるんだったらね、だったら。

あと、何ていうんですか、一言とか言って、議論して、キャッチボールして、何か気に食わない答弁だったら一言とか言って、何か——（削除部分）みたいなこと言って、全否定して、とんちんかん全否定して、もうあとは答弁要らないとか言って逃げる。それって小学生が何か教室に入ってって、「おまえ、——（削除部分）」って言って逃げるのと同じじゃないですか。やっぱりちゃんとね、議論したほうがいい。

（「委員長」と言う人あり）

○高山（泰）委員 ちゃんと議論したほうがいいと私は思いましたということで、ICTの予算ね、これ2,200万もかけているんですから、効果的にやりましょうよ。そして、もっといい議論しましょうよというのが私の主張です。

○松平委員長 ちょっと先ほどの御発言の中に、ちょっと一部、不適切な発言等がございまして、ちょっと後ほど確認をいたしまして、議事録のほうは整理をさせていただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

では、最後に、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 2点確認させていただきたいと思います。議会だよりについてと、ICT化経費についてですね。

ICT化のところは、ああ、ギガ食っちゃうという視点があったんだなと。私は高評価しかもらってなかったんで、一つは議員さんがこうやって議論しているんだ、こうやって私たちの税金の使い方を決めてくれているんだという、非常に高評価をいただいていた。あと、

それからもう一つは、やっぱり視覚、ああ、ごめんなさい、聴覚に障害ある方、早く文字化をしてくれというふうな話がありました。そこも含めると、やっぱり映像があったほうがうまくいくんじゃないかなと私は考えています。

I C T化については、先ほど沢田委員からも議論がございました。カメラですよね、今年度新しくしたものだと思います。お預かりした税金は、やっぱり効率よくうまく使っていくべきだと考えるのは、予算委員会の皆様、議員の皆様、同じ方向向いているかなと推察いたします。つまり、常任・特別委員会のライブ配信の導入、加速していただきたいなと主張いたします。

このI C T化の費用の中に、委員会のネット配信の今やっている配信費用、入っていると思うんですけども、委員会、今日の1日当たりの配信費で割ると、大体幾らぐらいかかっているのでしょうか。

それから、参考までに、今現在ライブ配信で何名くらい視聴されているのでしょうか、お伺いします。

それから、議会だよりについては、非常に情報量が充実しておりまして、私も毎定例会後に確認して、ああ、こんな議論あったなというふうに振り返る大変いい資料になっていますが、一方で、区民の方からは、字がちっちゃくて見にくいといったような指摘がございます。市町村議会公表、広報表彰という企画がありまして、その入賞者作品見ていきますと、本市の紙面はちょっと時代遅れかなという印象を持っています。ぜひ議会だよりの全面刷新を図ることを議員の皆様には提案させていただきたいなと思います。

文京区のほうでは、区報ぶんきょうでは、既にどなたでも読みやすいユニバーサルデザインのフォントを採用されているなど、非常に見やすい紙面づくりになっております。組織改正によってさらに広報のレベルアップも期待されるところでございます。事務局には、他自治体の情報収集と区の広報戦略担当課と連携を強化するようお取り計らいいただきたいのですが、御見解をお伺いします。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 まず、ネットの配信でございますけれども、こちら1回当たりということで金額は出してございませんけれども、年間で大体1,200万ぐらいかかってございます。それに対して、本会議、それから予算、それから決算の特別委員会ですので、大体25日分ぐらいかなというふうに思っております。こちら、配信の委託だけではなくて、機器のリース代も入ってございますので、仮に委員会に拡大した場合は、その配信の分だけ増えていくと

いうことになろうかと思います。

それから……。

（「視聴者人数」と言う人あり）

○佐久間事務局長 ああ、視聴者の人数について、失礼しました。視聴者の人数は、基本的に24時間後にカウントが見れるような状態になりまして、参考までに、昨日の午前中で92人の方が見ていらっしゃる。昨日の午前中ですね、午前中2時間ということでございます。

それから、議会だよりについてですが、こちら基本的に議会広報小委員会のほうで検討されるものと承知してございますけれども、事務局としても、広報戦略課などと情報共有を図って、その小委員会のほうで情報提供していきたいと思っております。

○松平委員長 あと、区報との連携はよろしいですか。

（「区報との連携は、まあ……」と言う人あり）

○松平委員長 やるということ。

（「やっていっている」と言う人あり）

○松平委員長 いっている。はい、分かりました。

たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 この委員会室での傍聴席は25人が上限となっておりまして、92人ですか、アクセスされているということで、傍聴よりも多くの方に御覧いただきました。もっと多くの方にぜひ見ていただきたいなと思っておりますけれども、より開かれた議会づくりのためには大変効果的な取組かなというふうに受け止めました。いろんな拡充については、議員の皆様と一緒に話し合っていきたいなというふうに思います。

なお、オンライン配信を見られた方がチャットで区民同士でやり取りをしているということで、推し議員に限らず、いい発言はいいよというふうに区民の方が評価してくださるというのは、パフォーマンスにつながらないかという視点は非常に重要な指摘だなと思う一方で、私としては、非常にいい緊張感につながってくるのかなというところで、見てくださっている方には感謝を申し上げます。

以上です。

○松平委員長 はい、関連。

高山泰三委員。

○高山（泰）委員 ちょっとね、今の質疑の中でね、何、ネット配信一千何百万かかっている、びっくりした。僕が言った音ってすごいいいっすよ。ツイキャスという機能があってね、

iPhone一つで音だけだったら無料でできますから。やっぱりね、画像は重いしね、ハンドリングが大変だと思った。

何かさっきオープンチャットの話出てたけどね、何か私もね、そのおばさんから聞いた。何か泰ちゃんの悪口随分書かれてるの悔しくなっちゃうわよっていうので、嫌になっちゃってね、僕も嫌になっちゃって悔しいんですけど、そんな感じです。

はい、以上です。

○松平委員長 ほかよろしいでしょうかね。

以上で、1款議会費の質疑を終了させていただきます。熱心な御審議ありがとうございます。

では、続きまして、2款総務費の1項総務管理費と2項企画費の質疑に入ります。事項別明細書の150ページから161ページまでの部分です。

残り4分ですけれども、財政課長大丈夫かね、ここは。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、2款、1項から2項までの説明をいたします。

150ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費62億3,791万3,000円でございます。153ページの23番、会計年度任用職員雇上、人員査定及び給与改定による増でございます。

152ページを御覧ください。

2目男女平等事業費5,382万円、155ページの上段2番、男女平等センター関係経費の(1)施設管理運営費、男女平等センター休館に伴う指定管理業務の休止による減でございます。

154ページを御覧ください。

3目福利厚生費1億889万9,000円、1番、職員被服費、新規貸与者数による増でございます。

4目衛生管理費9,413万円、1番、職員健康管理の(2)職員健康相談、定期健診等対象者数による増でございます。

5目財産管理費1,386万円でございます。1番、区有財産維持管理、普通財産の境界確定事務の終了による減でございます。

156ページをお開きください。

6目会計管理費9,436万1,000円、4番、公金取扱手数料、口座振替収納の手数料改定によ

る増でございます。

7目用品購入費1,393万2,000円、1番、指定用品一括購入、備品の在庫精査による減でございます。

2項企画費、1目企画調査総務費36億6,845万6,000円、旧元町小学校整備事業の皆減による減でございます。

158ページをお開きください。

2目財産管理費239万1,000円、1番、予算関係事務、予算書の印刷による増でございます。

3目広報広聴費2億3,927万9,000円、5番の広報メディア調査、5年ごとに実施することによる増でございます。

4目電子計算事務費36億6,498万2,000円、3番、内部管理システム経費の(1)内部情報システム経費、ガバメントクラウド利用料による増でございます。

2款、1項から、2款、1項から2項までの説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

間もなく、では休憩に入りますので、では、御質疑のある方、挙手を願い確認をさせていただいて休憩に入りたいと思います。

ありがとうございます。では、休憩明け、では、山田委員から始めたいと思います。

それでは、3時の休憩に入ります。

午後 03時00分 休憩

午後 03時29分 再開

○松平委員長 時間前ではございますが、委員皆様おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

それでは、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。それでは、私からの質問は、155ページの職員互助会補助、それから職員福利厚生施設管理、次に広報のところで159ページの広報活動というところで質問させていただきたいと思います。

まず、初めにですが、福利厚生ということで、職員の互助会補助というものもあるわけですが、いわゆる役所での職員の福利厚生というのが、まず、福利厚生があって、その下に互助会というのがあるんでしょうかね。この中身というんですか、それをちょっと教えていただけますでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 正規職員、会計年度さんも含めてなんですけども、職員互助会というものを組織しております、その中で様々な福利厚生の事業をやっているということなんですけども、大きく分けまして、給付の事業と、あと貸付けの事業、それから補助・助成の事業、それから厚生事業といったような、大きなくくりでいうとそのような分けになっております。

○山田委員 大きいというよりも、もう少し……。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 あ、はい、すいません。大きなくくりだとちょっと分かりにくかったんで、もう少し具体的に、例えば給付はこんなのがあったか、貸付けもですけども、もう少し具体的に教えてください。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 失礼いたしました。まず、給付事業につきましては、例えば結婚祝い金、それから、お子さんが生まれたときの出産祝い金、お子様が学校に入ったときの入学の祝い金、また、卒業のときの祝い金、それから、満43歳、53歳になったときのリフレッシュ休暇と、その充実資金の給付等がございます。それから、病気の見舞金ですとか、災害を受けたときに罹災の見舞金、御家族に不幸があったときの弔慰金、退職したときの餞別金などがございます。

貸付け事業については、言葉のとおりでございまして、一般の貸付金、それから特別貸付金とございます。

それから、補助・助成事業といたしましては、病児・病後児保育の利用の助成金ですとか、あとはインフルエンザの予防接種の助成金、あるいは人間ドックの助成金等がございます。

それから、厚生事業といたしましては、指定宿泊施設利用ということで、指定の宿泊施設の割引利用ですとか、あと東京ドームホテル等ですとか、そういった指定施設の割引等が行われております。

○山田委員 ありがとうございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 あ、そうだ、ごめんなさい。ありがとうございます。ここでどうして福利厚生のことを聞いたかといいますと、総務区民委員会的时候にも御報告があつて、勤務状況の今度条例、いろいろ変わったりとか、手当が変わるということでの御報告、条例案が議案があつて、それが通つたときに、私、そこでも意見をさせていただいたのは、全国的に育児休暇制度を取って働く男性、女性、育児休暇制度を取られている男性、そして女性の数字がありま

して、全国で見ると男性の割合が30%に対して、文京区は男性が職員が77%という数字があったということで、大変非常にいい職場の積極的なね、やっぱり理解とか、それは中には全てがそうではないですけども、いい傾向にあるのではないのでしょうかということを、私、そこで述べさせていただいているんですね。

要するに、今、何が言いたいかというと、給与も上がってきました。民間が上がることによって、今回、公務員の給与というのもそれ相応に上げることができました。やはりね、仕事をするというのは、そういったやっぱり環境だとかも、もちろん給与や条件というのももちろんあるんですけども、リフレッシュしたことで、また新たなモチベーションにつながったりとかというふうにするわけであって、非常にこの福利厚生というのは、給与所得が上がるのと同じようにね、やはり大切な部分であるというふうに私は思うんですね。

そういうふうに考えているところで、13階の食堂が今回なくなってしまうということで、ここに挙げられているのが、1,220、あ、違うか、職員の福利厚生施設管理というところで、7月で食堂が閉鎖になってしまうというところで、ここで椅子の撤去だったりとか、テーブル撤去ということで経費が上がっているわけですけども、これの代替案というんでしょうかね。これも、ある意味、この社員食堂というのも福利厚生の一つの提供だったと思うんです。それに代わるような食事の提供というのを、まず、どういうふうに考えていらっしゃるのかなというのをお聞きしたいです。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 食堂の閉鎖に伴う代替の福利厚生ということで、職員互助会のほうで話を昨年来ずっと続けてきたところでございます。先日ですね、代替の事業といたしまして、13階の北側のスペースを活用してお弁当の販売をやろうということでの方向性は決めたというところでございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 お弁当販売というふうなことなんですが、やはり私も他区の状況を調べてみたんですけど、その区によって力の入れ方はもちろん違うんですけど、やっぱり、この食事というのは、温かいものが食べられたりとか出来たてを食べられるという、何ていうんでしょうか、たった1時間の休憩だけでも、そこでやっぱり職場から離れて、違うところの中でお茶をしたりとか、のどを通して食事したりって、そういうことというのは非常に大切なことだというふうに思うんですね。で、お弁当がいけないとは別に言いません。お弁当はあって別にいいと思うんですが、それがサブ的なものであるのであればもちろんいいと思うん

ですね。ランチの仕方、昼食の仕方というのはいろんな仕方があると思うし、本当に忙しいとなかなかレストランまで行けない人もいるので、一つの手段としてはいいんですけども、そのレストランの代わりになるものがそれだけというのは、私はちょっと違うのかなというふうに感じました。

今、実際にメトロ、メトロ・エムと提携して職員さんに割引をしていただいているというふうなのをお聞きしました。そういうのがもしできるのであれば、メトロさんだけではなくて、私もうこれ常日頃、前からも話したことがあるんですけど、例えば再開発のところにつくられたガストさんだったりとか、そういう大手飲食店だったり、また、近所の小売店、またはラクーアでもいいんですけども、福利厚生観点で少し例えば食事券を出すとか、そのスキームはちょっと分からないんですが、そういったところに、何ていうんだろう、そう、そういったところを考えてみるのはいかがなものなのかなって。実際にそれができるのかどうかは分からないんですが、もう少しそのお弁当、代わりがお弁当ですというのではなくて、そういう考え方もありますよねというふうに思ったので、そこをちょっと教えていただけたらと思います。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 今、例に挙げていただきましたメトロ・エムのほうですけども、こちらは何か区と提携ということではなく、メトロ・エムさんのほうの御厚意で、お店によってその割引の内容というのは様々なんですけども、御厚意でやっていただいているというような状況は確かにございます。また、それ以外のお店についても同じようなことをやっていけないかということは、現状、そういうことを考えてはおりませんでしたけども、確かにそういうほかのお店についても同様のお願いということは可能性としてはあるのかなというふうには考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。互助会で話し合ってお弁当になったというふうなのが、少し何か、本当にそれでいいんだろうかなというふうに私は感じたので、やはりこのメトロ・エムさんの自主事業みたいなことを、今、お話しされましたけど、それを近隣の飲食店さんに引き合いに出してできないだろうかという話は、可能性としてあってもいいのではないかなというふうに思いましたので、今、ちょっと御提案をさせていただきました。

求職者、あるデータによると、求職者の大体89%だったかな、が、その企業を選ぶときに、やはり福利厚生というところを非常に重きに置くというデータがやっぱりあるんですよね。

なので、お弁当にしましたってなるのではなくて、やはりそのところをしっかりと考えて、やはり職員さんのそういったところでモチベーションが上がったりすれば、仕事の効率もよくなって、区民サービスにももちろんつながるものだというふうにも考えております。また、もしそういうことができないのであればね、取りあえずね、例えば職場に、私、区の何か見ていましたら、電子レンジがないという、そういう声が上がっているのを見ました。電子レンジとか置いてあげるのも一つかなと。レストランが使えなくなってしまうのであれば、やはり大事ですね。食というところ、たった1時間の休みかもしれないけど、季節によってはやっぱり外に出てって、少し外の空気を吸うということは本当にいいことですし、日を浴びるのもいいことなので、その辺ところをもう少し考えていただけたらなと思って御質問をさせていただきました。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 今、お話しいただいた電子レンジの件なんですけども、職員の中でもそういった要望が実はありまして、検討をしたところではあるんですけども、この建物の電気容量等の関係で、なかなか電子レンジの設置は難しいということでした。残念なんですけども、ちょっと難しいということで、電子レンジの利用はできないというところで、今回、お弁当の販売ということで検討はしているところなんですけども、求職者の方のお話もありましたけども、職員、働く方にとって魅力のある福利厚生ということについては、今後も互助会全体で検討していきたいと考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 電子レンジ、そうなんですかって、今ここで皆さんざわついていましたけどね、せめて各フロアに1台、2台とかね、その各所管に置けなくても、そんなふうに配慮してあげるのもいいんじゃないのかなんていうふうに思います。お弁当を温めるというのはね。今、コンビニではね、いろんな、ほらラーメンだってチンすれば食べれたりとか、すごく便利じゃないですか。やっぱり食にはちょっとこだわってさしあげるのはいいいことなんじゃないかなというふうに思います。

次に、広報戦略行きます。非常にね、私このやはり広報戦略の戦略という言葉は大好きで、推進というのは岡崎委員の総括にもありましたよね、たしかね。推進というのは事業や物事を前に進めていくことが推進、でも戦略というのは、成功のための方向性や考え方を指して全体像を見据えながら練るというのが戦略だというふうにいわれる一般的には言われています。行政における広報戦略って何なんだろうって調べたところ、住民に正確で分かりやすい

情報を届けることが一つと、それから、あるまた違った側面では、行政サービスの利用促進や地域の活性化を図る役割があるというふうに言われ、これに関しても私、よく説明会であったりとか、それからパブリックコメントなんかでも、区民の声をしっかりと聞いてほしいという声がある一方で、区のほうもいろんな媒体を使ってこれまでもやってきたと。その辺のやっぱり、うん、ずれというのかな、そういうところもこの広報戦略の中でやはり解消していかなくちゃいけない部分だというふうには思っています。

今日は、今、その部分のところよりも、今、お話ししたこの広報戦略ということに、じゃあ、どういう、具体的にはどういうことがあるのかって言ったらば、間違っていたら後で答弁で訂正してください。手段としては、多様なメディアの活用ですね。それが区報だったりとか、あとホームページ、それからあとSNSだったりYouTubeだったりLINEの公式アカウントなどがあるわけですね。それとあと地域メディアですね。地元の新聞社とかテレビとか、それから自治会・町内会の掲示板だったりとかというのがあって、ターゲット別の情報発信ということも考えなければいけない。それは子育て世帯向けだったり、高齢者向けだったり、外国人住民向けだったりということも考えなくちゃいけない。そして、それからあと双方向のコミュニケーションの強化ですね。さっきも言ったみたいに、やってますというだけではなくて、しっかりとそれが届くのか、また、その意見をしっかりと聞いて、それに対して答えているのかということですね。そういったコミュニケーションの強化もこの戦略の一つであって、それからあと、イベントとか、広報、キャンペーンというんですか、行政施策のPRイベントだったりというところがあるというふうに思っております。

今、私のほうでこうやって先にこういうのが戦略ですよというふうにお話をしましたけれども、これらのところについてどういうふうにお考えなのか教えて、今年からあげられた広報戦略という部署で何を狙ってやっていくのかというところを教えてください。

○松平委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 広報戦略課ということで、今、先生がおっしゃったような取組を前に進めていくということになります。現状の課題というところでは、やっぱり必要な情報が必要な方になかなか届かない部分があるというところを課題として大きく認識しております。ですので、今、今後、これから具体的な取組はこれから進めていくんですけども、現状の広報媒体、例えば区報であるとか、SNSであるとか、ホームページであるとか、またはプレスリリース等の対応について、ただ単に情報を発信するということではなくて、まさに戦略を持

ってどのようにしたらターゲットにちゃんと情報が伝わるかと、伝えるかというところが必要なのかなというふうに思っております。ですので、そういったところの今の広報媒体、必要に応じては新しい広報メディアについても検討が進むかもしれません。そういったところで、様々な手法を考えながら取り組んでいきたいと思っております。

広報、広報というだけじゃなくて、先生が、今、委員がおっしゃったとおり、広聴ですね、区民の方の意見を聞くということも広報課の業務、もともと広報課の業務としてはございますが、そちらのほうの取組も必要であるというふうに考えております。パブリックコメント等、あと区民の声、いろいろそういったツールをまたどういうふうに生かしていくかということも必要になってくるかと思います。そういったところの相乗効果で区民の皆さんとコミュニケーションを取りながら、よりよい広報、相手にちゃんと情報を伝えると、正確に早く伝えるということを取り組んでまいりたいと思います。そうしたところが区民の皆様にも共感、愛着、誇り、そういったところにつながっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。本当にそのとおりだと思うんですね。ちょっと初めにお聞きしようと思った質問が、ちょっと忘れてしまったんですけど、今、課長がおっしゃったように、住民の多様なニーズに対応するということでは、本当にいろんな情報の発信を効果的に打っていかねばいけないというふうに思うんですね。

これ一つお聞きしようと思ったのは、先、先日じゃないな、よく新聞を見ると、下町版みたいなのところにいろんな区がいろんな情報を上げているんですね。あれ、これ文京区もやっているよなというところを見たりするんです。その、そういうのはどうしてそういうふうに生じちゃうのかなというのと、あと反対に、大分前ですけども、b-lab（ビーラボ）のことが読売新聞で取り上げられていました。私も読んで非常にうれしく思ったんですが、そういった新聞に掲載してもらう方法というんですか、向こうから言ってくるのか、それからまたこっちから言っていくのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

○松平委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 マスコミとかマスメディアのほうの情報ということでございますけれども、委員のおっしゃるとおり、それぞれこちらから情報発信するもの、またはマスメディアのほうからお問合せが来て対応するもの、両方ございます。区の情報がほかの区やってるのに何で文京区が載らないのという点につきましては、今年度についてもお声をいただいた

ものもございます。こちらですね、その新しい情報というか、区の情報として発信したいものについては、各所管課と連携しながら迅速にプレスリリースをして皆さんにお知らせするという対応をしておりますが、よりそういったところも来年度の取組になるかと思いますが、そういったところのより迅速に早く情報を発信するということも必要かと思います。

また、お問合せもいろいろマスメディアの方からいただいた中で、今、先ほど委員おっしゃったb-lab（ビーラボ）であるとか、いろいろなところでお問合せいただいたところについても丁寧に対応しながら、区民の方により伝わるような方法については考えてまいりたいと思います。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。今、課長がやっぱりしっかりと手を打っていくためにも各所管と連携していくことがやはり一つ課題というか、今後、その辺を強くしていかなければいけないのではないかとおっしゃられたと思います。杉並区さんの事例なんですけれども、やはり広報戦略というのにすごく力を入れているようで、杉並区さんのほうでは、区全体の広報活動をレベルアップさせるために、それが広報戦略課の課だけの仕事ではなくて、各所管の職員一人一人が広報の重要性を深く認識する必要があるというふうに言われているんですね。そのためにどうしているかという、広報の研修を職員の人にされているらしいんですね。それと、あとはアドバイザー、民間の人を使つてのアドバイザーを広報課に置いたり、いわゆるそういった民間の力を入れているところがやはり最近は多いです。我々もいろんな手段でいろんな区政報告発信していきますが、やはり自分で考えているだけではなくて、専門家の人にお願いすると、もう本当に見せ方も違うし、だから、そういった意味ではですね、やはりそういったところから広報戦略を広報戦略課だけでやはりやるのではなくて、その考え方としては、各所管のそれぞれのところに広報という仕事が、職務が一つどなたかがやるのか、もちろん、そういうものが追加されていく、いかなければ、全庁的にはうまくいかないんじゃないかなというふうに思いましたが、そういった民間さんのアドバイザーとか、その辺のところをお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいです。

○松平委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 他区の取組というところでの広報、各所管課が、当然、各所管課のほうで例えばポスターをつくったり、チラシをつくったりというところの広報活動というのは当然行っているところでございます。そういったところの庁内全体での広報力といいますか、そういったところの向上というのも、一つ、大事な要素なのかなというふうに考えております。

文京区でも、今の広報課でも、一応、チラシのポスターのよい見せ方みたいな研修というのは、希望者向けですけども、一応、催してはおります。ただ、そういったところだけでは不十分な部分も当然ございますので、そういったところにつきましても広報力の底上げといったところに対応できるような研修というのは、適宜実施していきたいなというふうに考えております。

また、外部人材というか外部のというところでございますけども、そういったところを常に取り入れている自治体も多くあるというふうに聞いておりますので、そちらも必要に応じてちょっと考えてまいりたいなというふうに現在では思っているところでございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 すいません、何度も。b-lab（ビーラボ）さんのことを先ほど挙げましたけれど、メディアのほうから聞いてきたというふうに言われて、それもびっくりしたんですけど、やはりそういったいい事業があれば、やはり自ら発信していくということが広報だと思っているんですね。だから、そういう体制を本当に全庁でちょっと考えた方がいいんじゃないかなと思います。

それと、あと、今回、八潮で道路陥没して、総括の質問にもありましたけれど、文京区は大丈夫なのという声がありました。それから、もちろん地域住民からもいっぱい声が上がっていました。それを調べていくと、きちんと道路課さんで平成22年度から調べていて、令和2年度からホームページにアップされているんですね。でも、それがアップされているだけじゃ広報じゃないんですよね。それをやっぱり大丈夫ですよって、文京区の道路は大丈夫なんですよというのをお示ししていくという、やはり意識を醸成していかなければいけないと思うんです。なので、戦略という中にはそういうこともありますので、ここは本当に重い、重いというか、やり方によっては非常に、何だろう、効果が得られるところではあると思うので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

文京区の方というのは、シビックプライドというんですか、ありますよね。すごく文京区に対して愛着とか、ゆかりとか、文京区愛がありますよね。その地域であったり、自治体にだったりとか。やっぱりそういうのをより育ていくためにも、広報としての役目というものもあると思うんですね。そこが相互にうまくかけ合っていくようにすると、もっともっとよりよくなっていくのじゃないのかなというふうに思いますので、アドバイザーを置くというのも方法だと思いますので、その辺のところも含めて進めていってほしいと期待いたします。よろしくお願いします。

ごめんなさい。

○松平委員長 はい、山田委員。

○山田委員 すいません。あとですね、名取先生からもよく言われていまして、今日は2回、名前が出ましたが、ドローンなんですけど、いろんなところでドローンの活用あるんですけども、広報戦略の中で、今後ね、ドローンって実際には使われる場所というのが非常に少ないよねというふうに言われているけれど、例えばイベントだったり、そういうときにドローン飛ばして、もちろん手続は必要ですけども、それを例えばスポーツの大会の様子だったりとか、つつじまつりだったりとか、それからあとマラソンだったりとか、今やってる湯島の梅まつりだったりとか、文京区いろんないいところがいっぱいあると思うんですね。だから、そのドローンを使った撮影というのも、今後、そういうのも視野に入れていただけたらと思うので、ドローンの購入なんかも、区で1台持つので、それが防災のときにも役立つわけですので、そういうのもちょっと視野に入れていただけたらと思います。御答弁あれば。

○松平委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 一つ、ドローンということでございます。広報素材を集めるというところでの、多分、有効性はあるのかと思います。いろんなところで自治体が行っている事例もございますので、そういったところをいろいろ調べながら研究していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 それでは、続きまして、宮野委員。

○宮野委員 152ページの男女平等事業費のところでお伺いしたいと思います。

幾つか伺いたいんですけども、昨年、NHKの連続テレビ小説の虎に翼の冒頭で、憲法第14条の法の下での平等の条文が登場して話題になるということがありました。男女平等が憲法に定められたのは戦後改革の一つであって、それからもうすぐ80年が経過しようとしておりますけれども、いまだに日本社会は男女平等の実現とはなかなか言えないところです。ジェンダーギャップ指数も、日本は146か国中の118位ということで、G7の中でも最下位となっております。これまで区でも様々な取組をしてみましたが、なぜ日本はいまだに男女平等が進んでいないというふうに区は課題意識を持っているか伺いしたいと思います。

○松平委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 それでは、男女平等がなぜ日本の中で進んでいかないかというお尋ねについてお答えをさせていただきます。なかなかこちら、私どもの推進会議の

中でもお話をしている内容でありまして、なかなかその部分、進まない部分というのは大きな課題として捉えております。

まず、各分野においては、各所管から男女平等の意識を醸成する取組が徐々に広がっているというところは認識としては持っておりますけれども、やっぱりその家庭であったりとか社会の役割ですね、地域の活動であったり、そういったところの中で、まだ構造的な部分として、まだ、今までずっと残ってきた部分が根強くあって、それがなかなか阻害要因として働いてしまっているというふうに課題としては認識をしております。

例えば、女性活躍の推進といった分野においても、共働きが増えてきたというところに対して、逆に女性の役割がそれについて単純に家事の役割がまだなくなったというわけではなくて、そこに働くという部分が上乗せをされていると。逆に、その部分を解消するために、男性に対しても共働きと共育児といいますか、そういったサポートをする体制が同時に整わないと進んでいけないというふうには考えております。

このように様々な部分で課題としてまだ根強く文化が残っているところがありますので、そういったところについては、私ども推進会議の中でも情報共有をしながら、何とかそれについて有効な手だてがないかというのを検討していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 詳しくありがとうございます。今、家庭とか地域でまだずっと残ってきた形がそのまままだ変換されていかないというようなお話がありましたけれども、では、なぜそういったところがまだ好転していかないんだろうなということが、ずっとここ何年も、私、課題だなというふうに思っております、区も男性の育休推進していただいたり、時短勤務ですかね、子育て家庭の時短勤務などにも取り組んでいただいたり、そういった啓発活動も随分力を入れてやっていたっているなという感想を持っているんですけども、でも、それでもなお当たり前に子育てをやる男性というのはすごく希少で、というふうに私は感じております。

男性も育児参加していても、やっぱり当たり前にはなっていないなというふうに感じるところが多々あります。そういったところを、今後どう、どういうふうにアプローチしていったら、そういったところがもっと改善されていくのかなというふうに思うんですが、それに対して具体的な施策ですとかお考えがありましたら教えていただきたいというふうに思っております。

○松平委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 有効な具体的な手だてというところで、なかなか難しい部分、御質問いただいたというふうに思っております。なかなか啓発活動というところでは、私どもも会社さんに対してですとか、職員向けの研修の中でもいろいろなワーク・ライフ・バランスの関係ですとか、そういったアプローチはしているところですが、なかなか効果が出るには、すぐには効果が出るという状況には至っていないのが現状でございます。

まず、いろいろなその推進会議の中でも、団体から推薦をされていらっしゃる方々の御意見等をお聞きすると、会社とかその団体の中でどうしても役割として男性がどうしても持てずずっと担っていた部分とか、そういったところが残っていて、そこを速やかに劇的に変えるというのが難しい状況があるというのは意見として聞いているところです。そういったところに対しては、引き続き粘り強く現状の社会のこの変革といいますか、こういった波の中でこういう、例えばその一つの企業ですとか団体の好事例ですとかを共有したりとか、そういった形で、なかなか一つずつほぐし、解きほぐしていく。そういった継続的なアプローチを私どもはいろいろな皆さんとお話をする中で情報共有としてした上で、今後、区の中에서도どのように広がっていくか、いい効果として生み出すものが何かないかというのをそこで考えていきたいというふうに思っております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひ具体的に前にそれが進んでいくようにお願いしたいというふうに思います。

それから、今、国のほうで選択的夫婦別姓について議論がされております。今、この2月議会でも意見書（案）が提出されて議論になっておりますので、この機会にぜひ区にも選択的夫婦別姓についての考えを伺っておきたいなというふうに思うんですけれども、区は選択的夫婦別姓についてどのようにお考えでしょうか。

○松平委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 選択的夫婦別姓についてのお尋ねでございます。こちら、国で昨年から、昨年末あたりからですかね、議論が始まっているものというふうにこちらでも認識をしております。今後、やはりまだ区として国の議論を待った上で注視をした上で、その様子を見ていきたいというふうに考えて、今のところはいる状況でございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 国の動向を注視ということですが、やはりこういった男女平等の推進計画を持っている一つの基礎自治体として、国で議論がもう確実に始まりましたから、そういっ

た状況にもなっておりますから、ぜひ文京区としてもそういったことに関して明確な見解というのを聞かせていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○松平委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらに関しては、様々な御意見があるというふうには認識をしております。いろいろな姓を変更することによるアイデンティティーの喪失であったりとか、今後、そういったところが避けられるといったメリットですとか、複雑な変更の手続をしなくても済むとか、そういったメリットがあるというふうには確認をしておりますが、一方で、現状これまで続いてきている伝統的な制度に由来しているものに反するといえますか、それに変えていくべきものというところもありますので、様々なそういった御意見をまず見た上で、こちらについては、あくまでもう少しその国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 まあ、国のほうで議論がされている中で、なかなか表明していただくのは難しいというのは分かるんですけれども、先ほど私がお聞きした、男女平等がなぜ進まないかという質問に対しては、これまでのずーっと残ってきた古い形が、社会の形という、地域の形、家族の形というのが残っていることがネックになっているというふうにおっしゃっていらっしゃいましたけども、今の御意見を聞くと、昔からの伝統がというふうにおっしゃっていたので、そこがちょっと疑問に感じました。結婚による改姓によって約7割の人が何らかの弊害を感じていて、姓の変更をしているのは約95%が女性ということで、女性活躍を阻害する象徴的な制度というふうになっていると私は感じておりますので、ぜひ基礎自治体としてそのような国の制度に対する改善の意思も示していただきたいなというふうに思っております。

それから、最後の質問なんですけれども、もう一つ気になっていることがあるので伺いたいと思います。文京区男女平等参画推進計画の歴史を振り返ってみますと、昭和57年に、区として初めての女性施策に関する計画として文京区婦人行動計画が策定されました。平成6年に、それが文京区女性行動計画というふうに婦人が女性に変わりました。平成13年に文京区男女平等参画推進計画という、今の名前になって現在に至っております。一番新しい改定が令和4年になっておりまして、その中には、男女平等参画という言葉とジェンダー平等という言葉の両方が使われています。また、近年はLGBTQに関する問題についても、この計画の中で取り扱っております。

そこで質問なんですけれども、男女平等参画推進計画であるのに、これが男女平等ではな

くてジェンダー平等としているのはなぜなのか。その言葉をどのように使い分けているのかというのが一つと、ジェンダー平等、男女平等参画とLGBTQの問題は同じものというふうに捉えているのか、あるいは別のものとして捉えているのか、そこら辺の考え方を伺いたいと思います。

○松平委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 男女平等とジェンダー平等、こういった概念の違いについてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、男女平等参画推進計画の中でも、一つのジェンダー平等という視点の中で施策の方向性の一つとして、その計画の中に包含するような形で、一緒に推進を目指しているところでございます。まさにジェンダー平等ということなので、社会での役割ですとか、そういった広い分野を含んだ広い意味での平等といった考え方というふうに認識をしております。近年、いろいろな考え方が、様々な要因増えている中で、なかなか全部切り分けるというのは難しいんですけれども、一つのジェンダー平等も、その社会の役割が増えている中で、それを捉えているという意味合いで、一緒にそちらをその中で、計画の中で考えていくというスタンスでおります。

もう一つ、今、LGBTQ、そういったお話がございました。男女平等の視点に加えて、広く社会を見ていくと、それだけではなくてSOGIですとかLGBTQといった問題、あらゆる問題が出て、出てきているというふうには認識をしております。こちらの平等推進計画、推進計画の中では、あらゆる人権を尊重する視点というのも一つの目標というか、そういったところで考える必要があるというふうに考えておりますので、こちらのこういった要素、必ずしも一緒というふうには認識をしておりますけれども、相互に関係性を持つといった概念として捉えておまして、こちらにつきましても推進会議等の中でこういった視点についても一緒に検討していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございました。LGBTQに対する理解が進んできて、文京区でもパートナーシップ宣言、宣誓制度が始まって、今はもう男とか女とか、そういったもので分ける時代じゃないよねといった言葉を聞くこともあるんですね。なんですけれども、そういった風潮によって、この男女平等参画の問題意識のベクトルがぶれてしまうんじゃないかなというふうに私はちょっと一抹の不安を覚えております。男女共同参画基本、社会基本法の中で、男女共同参画というのは、そもそも男女平等が前提になっていて、これが今でいうそのジェンダー平等に当たるのかなというふうに思うんですけれども、私は女性というものの中にレ

ズビアンとかバイセクシュアルとかトランスジェンダーの方などが含まれて、それらの方の人権が守られることを前提に、この男女共同参画を進めていくべきだというふうに思っているんですね。なので、常にセットで、でも、決してこの目的があやふやにならないように、分かりやすく区民にも伝えていただきたいなというふうに思っているんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○松平委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 LGBT、そういったところと男女平等の概念がうやむやにならないように分かりやすくといったお尋ねでございます。こちらにつきましても、確かにいろいろな要素を取り入れていくことで、当初の目的がうやむやになったりですとか、目的を達成するその方向が曖昧になるというのは防ぎたいというふうに認識をしております。推進会議の中でも、その委員の中にLGBTQの当事者の方、委員としていらっしゃいます。その方の意見等も聞きながらですね、その男女平等参画の推進においてLGBTQの視点ですね、そういったところも取り入れながら会議の中で議論しているところになります。引き続きそういった御意見にも丁寧に耳を傾けながら、推進計画を前に進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 よろしいですか。

（「関連していいですか」と言う人あり）

○松平委員長 はい、関連。

品田委員。

○品田委員 今、宮野さんの男女平等やジェンダー指数の、昔、ちょっと勉強したことがあって、欧米のほうは、やはり男と女の戦いだったんですね。それで勝ち取っていったところがあって、日本の場合は女と社会の戦いなんですよ。だから、社会がまだ女性を認めてくれないとか、そういうところでまだ平等がなっていないんじゃないかなというのが私の考えで、要は経済的な賃金の格差とか、やっぱり女性が働きながらとか子育てしながらの経済的な関係が男と女と平等になっていないところが社会の中で生き、生きづらさというか、なっているんじゃないかなというふうに思っています。

それで、東京都の予算を見ると、中小企業に賃金格差を解消するような政策もあったりなんかしていますので、社会が女性を支えてくれるような、そういう施策も一緒に構築しながら、男女平等が少しでも格差が縮まるような、そういう政策もぜひ考えていただきたいと思います。意見として申し上げます。

○松平委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 確かに、そういった社会の構造的なお話ですとか、会社の中での役割ですとか、そういったお話あるというふうに認識をしております。推進会議の中でのお話、そればかりになってしまって恐縮なんですけれども、そういった中の団体の推薦の方のお話を聞いても、そういったところで徐々に企業の中でもそういった意識が徐々に浸透しているという実感があるというお声はいただいておりますので、そういった会議の中でもいただいた意見を関係所管のほうにもお伝えをした上で、広くそういった男女平等参画が進むように前に検討していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 では、浅田委員。

○浅田委員 意見ですけれども、先ほど男女平等で、文京区は平塚らいてうの「青鞥」の発祥の地で、その碑が千駄木の五丁目、ちょうど森鷗外記念館の向かい辺りにありますから、ぜひ皆さん、お越しになってください。

で、それと、もう一つちょっと気になっているのは、先ほど何だっけ、競馬組合の話がありましたけれど、151ページの中にね……。

○松平委員長 すいません。あ、151、はい。

○浅田委員 何だっけ、この辺、14番というのがありましてね、競輪再開反対関連経費というのがあるんですけれども、これは文京区及び文京区議会が東京ドームにおいて競輪を再開することに反対をするという声明を出されていますので、その辺についても十分判断材料にしていきたいというふうに思います。

それは今の前置きで、私は10番の平和事業経費についての質問です。

文京区が平和都市宣言、非核平和都市宣言を持って、この間、平和事業を推進していただいていることに本当に心から敬意を表したいと思います。特にヨーロッパ、東ヨーロッパ、あるいは中東において、本当にもう悲惨な戦争が起こっている中で、こうしたことは私は必要だろうというふうに思っていますので、感謝申し上げます。また、ここではちょっと変わりますが、学校教育においても、沖縄に中学生を派遣して平和教育、これをまた具体的に行われているということに私は本当に感謝申し上げます。

その中の一つで、これどうかなというのは、教育の森、茗荷谷のね、教育の森に、被爆樹木というのが記念植樹をしていただいたんですね。区長以下、広島を訪問した中学生たちにね。このアオギリの木を私はもっと広く文京区の各例えば学校であるとか、あるいはいろんな地活であるとか、様々文京区の関連する施設にも広げて、そのことの意味ですよ、世界

中から、この社会から核兵器を廃絶していこうという訴え、そのことをぜひ広げていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、ちょっと併せて伺いますが、平和事業の中で、昨年ですか、文京区が映画会をされています。この映画会の内容が、「アオギリにたくして」という内容なんですね。これは沼田鈴子さんという実際に被爆体験をされた方を、その方を描いた映画なんですけれども、こういう映画についても、8、7月の終わりに文京区が行う事業のときの上映だけではなくて、せっかく借りているんだったら、もうちょっと何か所かでも上映していただけないかなというのがあります。例えばほら、根津のふれあい館の地下とか、本駒込の地活の地下とかね、上映に最適な場所もありますので、何か所かはそういったものを上映しながら、子どもたち、あるいは区民の方にこういう平和、文京区の平和行政、平和施策について、ぜひ知っていただくというのはいかがでしょうか。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 平和事業に関する御質問で、ありがとうございます。まず、被爆のアオギリ2世の件でございますが、令和5年度の平和特派員事業の中で、教育の森公園に植樹をさせていただき、少しずつ苗木につきましては大きくなっているという状況でございます。御提案いただいているほかの学校ですとか、広げてみてはというところでございますが、今後の被爆樹木の展開については、我々のほうでもちょっとまだ検討しながらというふうには考えてございます。長崎のほうにはまたクスノキですとか幾つかありますので、引き続き苗木のことについては検討していきたいというふうに思っております。

また、映画ですね、昨年、アオギリに、あ、今年度ですね、の平和事業の中で、アオギリの植樹に絡んだ映画を上映させていただきました。この映画が非常に好評であるというところでございますけれども、年ごとに映画の題材といいますか素材は変更しながら展開しております。御意見を踏まえて、今後の映画会につきましては進めてまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ここにいらっしゃる方はどこに植えてるか知ってる。知らない人多いんじゃないですかね。ぜひ、ああ、知ってる。あ、金子さんは知ってるんですね。教育の森公園行かれたらぜひ。ちょっと今説明すると面倒だけど、自転車に乗らないで押しながら歩いていくと、50メートルぐらい入っていくと右手にありますから。

それと、同じページで、ちょっと職員の何ていうのかな、お仕事に関係することで、そう

そうそう、お願いします。これは報道なんですけれども、今、公務員、地方公務員の中で、若い方、若い方というのは、文京区でいえば入区して約20代であるとか、あるいは30代前半の方が、非常に今、退職が多いという報道がされています。このことについて、文京区としては当てはまるのか、ちょっと、ちょっと現状分かればお願いをいたします。できれば数字も、はい。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 定年退職を待たずに普通退職をされた方ということで申し上げますと、年齢ということではちょっと数字持っていないんですけれども、勤続年数で分けたもので申し上げますと、やはり10年未満の方というのが割合としてはかなり多いという状況です。令和5年度の直近の数字で申し上げますと、全体で31名の方が退職されているんですけども、そのうち10年未満の方は22名という状況でございます。ですので、報道にあった状況と文京区も同様の状況にあるという認識でございます。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 実はね、このことは、ちょっとたまたまなんですけど、世田谷区のちょっとその人事というか、その関係をされている方に伺ったら、世田谷区でも非常に増えているということで、いや、実は困っているんですよという話を伺いました。でね、じゃあ、その理由は何ですかって聞いたら、必ずしも賃金だけではなくて、ちょっと一般的な表現になるんですけど、仕事をやって頑張りを評価してもらえないとか、それから、組織がマンネリ化しているとか、チームとしての一体感を感じにくいとか、自分がいろんな提案をしても孤立感があるとか、あるいは昇給に不公平感があるとかという、そういうところでの声があるというふうに聞きました。これは似たようなことは報道でも言われています。

先ほど伺っても、どうなのでしょうね。若い夢ね、夢を持って入ってきて、なかなかそこで夢というか自分の頑張ろうという気持ちはもちろんあると思うんですけど、なかなかそれが合わないということで退職される、同じような傾向にもあるんじゃないかと思うんですけども、こういうことについては改善なり、あるいは声をきちっと受け止めて分析したり、改善なり、こういうふうにしなきゃいけないねというようなことを所管を中心に研、研究じゃないよね、これね。反省も含めた検討というのは庁内では行われているんでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 10年未満で退職される方、理由は様々ございまして、個別になかなか聞き取りということまではできておらないというのが現状でございますけども、今、御指摘あり

ましたような理由というのは、文京区を辞めた方についても見られるのかなということは推察はしております。

こういったことが起こらないようにということについては、今、挙げていただいたところで考えますと、やはり職場でのコミュニケーションが不足していることに起因するのかなというふうに考えておりますので、現状でもチューター制度ですとか、所属長とのヒアリングの機会等、対話の機会というのは設けてはおりますけども、なお一層そのコミュニケーションの活発化ということについては取り組んでまいりたいと考えております。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 ここにいらっしゃる方は、そんな問題は何だよ、ちゃんと自分でクリアしろよという、あるいは勝ち残っている方がここにはいらっしゃるわけで、これから山を登ろうって、これから一緒に仕事をしていこうという若い方には、やっぱりもうちょっと角度を変え、温かいというだけじゃなくて、角度を変えた今の若い方たちへの率直な声については受け止めていただきたいと思うんですね。俺らの若い頃はなという考えをお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、やっぱりでもね、これほかの会社の、会社というのは、私たまたま子ども食堂やっててね、大手の保険会社の方がずっと応援に来てくれて、この方と話をしても、やっぱり従来どおりの会社運営というのはもう通用しない、はっきりおっしゃっていますよね。本当にその率直なまず声を聞く、受け止める、それがどう共有できるかということが問われるというふうにおっしゃっていましたが、ぜひ文京区においても新しい人材についてはしっかり受け止めて、それをちゃんと成長していただけるようにね、皆さんよろしくお願いします。

以上です。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

では、岡崎委員。

○岡崎委員 153ページの22番のふるさと納税関係経費ですけども、歳入のところでも議論が一定ございましたけども、歳出という点では、今回、あ、今回じゃない、ごめん、令和、令和7年度、8,900、約8,900万円の予算計上ということで、昨年が2,000万円ですから、かなり増額をされたということで、先ほどの議論から一般寄付金として1億5,000万ほどを見込んでいたということもあつてのことだと思うんですけども、そんな中で、いわゆる返礼品については、ホテルの宿泊券とか、食事券とか、また入浴券など主立ったところ、あと巨人軍のグッズとかもありましたっけね。時間がたつにつれて区内業者の方などの御協力もいただ

いて、かなり返礼品も増えてきたというふうにもお聞きしましたが、現在、何社ぐらいあって、また、何品目ぐらいあるんでしょうかね。また、先ほどから議論がありました文京区の魅力あふれる品という点では、そういった品がございましたら教えていただければと思います。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 返礼品についての御質問ですが、まず、提供していただいている事業者の数は、1月現在で33の事業者さんになってございまして、返礼品の提供の数ですが、108までいっているという状況でございます。月ごとに増えているところもございしますが、魅力あふれる返礼品につきましては、まず、事業者さんのいろいろと御提案ですとかそういったものを踏まえてということになりますけれども、区ならではの、要するに、何というんでしょうか、事業者さん、ホテルですとかそういうところが多いところもございしますので、そういったところがあったり、東京ドームさんのような全国的に知名度があるところもございしますので、そういった中での提供もでございます。そのほか、最近ではちょっと数が出てきたのは、児童書のセットというところで、そういった返礼品についても、文京区が印刷関係の事業者も多いというところで、そのようなところも含めて魅力がある返礼品というものが展開できればというふうに考えてございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。先ほど山田委員も文京区愛という話もございましたけれども、やっぱりそういった形で、やはり文京区を愛する人、また、住み続けるために住んでいる人という人も多くいらっしゃると思いますし、また、企業さんもそういった思いで文京区で働いているし、会社を持つ方も結構いると思います。そういった意味では、本当に、先ほど返礼品の競争をするつもりはないというお話でもありましたけれども、やはり、その中でやはり区民税の減収を抑制するという大きな目的もある。そういったことでは、やっぱり返礼品の考え方というか、その辺ももう一度整理するところもあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○松平委員長 武藤総務課長。

○武藤総務課長 繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、あくまでも返礼品の展開につきましては、区の魅力を発信するということ、そして地域産業の活性化に寄与するということを目的として行っております。少しずつそれが効果としてあらわれてくればと思ってございますけれども、こういった情報もきっちりと区のほうから発信していきたいというふ

うに考えてございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。引き続き、そのあたりもしっかり、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、次に、153ページの、同じ153ページ、30番の職員研修なんですけども、この4月から、東京都でカスタマーハラスメント防止条例が施行されるわけなんですけども、文京区においても今年度からカスハラ研修をされたというふうにお聞きしましたが、どのような状況で、また、今後の方向性も併せてお伺いしたいと思います。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 今年度、今、お話ありましたとおり、カスハラの研修ということを新たに始めました。それまではクレーム対応というような名称での研修をやっておったんですけども、それに加えて、カスタマーハラスメントに特化したものを開催したということでございます。一般的にこのカスハラというのはどういうものかという一般の知識的なものの習得に始まりまして、それに対してどのように対応していくかというようなことを講師の先生からお話をいただいたという状況でございます。研修に加えまして、区の対応といたしましては、今年度初めから名札を変更したということもございすけども、現在、東京都のほうで、つい先日、公務部門向けのマニュアルというものも示されましたので、次年度に向けては、そのマニュアルを整備していくということなんですけども、今年度、この3月中につきましては、カスハラの対応の基本方針というものを、今、準備しておりまして、それをお示しできるように準備をしているというところでございます。次年度以降はマニュアルの策定も含めて、カスハラの対応ということをより具体的に進めてまいりたいと考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ぜひそういった形でクレーム対応からカスハラに対する研修ということで、研修という点では、昔、接遇についてデパートに派遣という研修に行ったこともあったと思うんですけども、やはり研修の成果というか、それをやはりどう実務に生かされていくことがやっぱり大事なのかなというふうに、具体的な形で生かされていくのが大事なかなと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 まさに御指摘のとおりでして、研修を受けた者が実際に実務にどのようにつながっていくのかということの実感が得られないと、研修を受講するということに対しての

気持ちも高まっていかないというような状況がありますので、その点については課題というふうに認識をしております、こちらまた事業者との相談になりますけども、研修を受けた後の実務に生かしていくためのプロセスということについては研究をしていきたいと考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 そうだと思うんですよ。やっぱり研修を受けても、それがやっぱりね、現場というか職場の中でやっぱりどう生かされていくかということによって、また研修をやる本人にとっても、やっぱりやりがいがあるという部分も多くあると思いますので、その辺も含めてですね、今後もしっかり職員研修取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 はい、関連。

山本委員。

○山本委員 カスタマーハラスメントが出たので関連で入らせていただきますが、東京都のほうで条例が制定されて、やっぱりこれは東京都だけの問題ではなくって、やっぱり全国的な問題、そしてまた東京都がいち早くそういう対応をしたということで、各自治体もね、そういう動きがあるのかなと思いつつ、文京区においてもということを言いたいですけれども、取りあえず、取りあえずというか、東京都のほうで包含されるということは存じておまして、ぜひ東京都との連携なんですけども、条文の中にもちょっと書いてありましたが、市区町村との連携をして実効性のあるものにしていくということで理解をしております。

岡崎先生が言うように、私もこの自治体における職場の中でのカスハラ対策という意味では、非常にこれまでも様々な取組をしておりますし、また、これからもぜひ本当に今、職員の方々もそういう問題で疲弊をして、本当に仕事に影響が出ているという声も聞いておりますので、ぜひ対応していただきたいというふうに思っておりますが、これがいかにそうした民間の企業に波及していくかということが非常に大きなポイントでなってくるのかなと思います。

特に業種でいうと、サービス業ですとか、あとは介護の現場ですとか、そういうところが非常に調査によるとカスタマーハラスメントというか、そういった行為を受けることが多いということが言われております。自治体が旗を振って取り組むことによってのことだと思

ますけれども、そうした民間企業やいろんな業者に対して注意喚起やさらなる取組が期待をしているところがございますけれども、まずはそうしたまだこれから始まったばかりでございますけれども、始まるところでございますけれども、東京都の連携というのがどのような形でやっていくのか。今、基本指針ですとか、そういったものをマニュアルを策定するというところでございますが、こういった関わりが持てて、例えば全体的な大きな都区の協議体みたいのがあって、しっかりとした中で話が進められるのか、ある程度、東京都が中心となって進めていく中で報告を受けながらやっていくのか、その辺の連携のもう少し具体的な形を教えてくださいたいのと、あとは、行く行くは民間業者に波及するような条例になっていただきたいということですので、区はどのように取り組んでいくのかというところを教えてくださいたいと思います。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 現状、都との連携というところでは、具体的な、今、例に挙げていただいたような協議会ですとか、そのような形はまだ動きはないんですけれども、現状はそのマニュアルの案が示されて、それに倣って整備をしていくという段階というふうに考えておりますので、実際に具体的な動きが各自治体で始まっていく中で、それから東京都との具体的な連携というものも見えてくるのかというふうに考えているところでございます。

それから、民間企業への波及ということにつきましては、今回、我々は公務部門ですけれども、各産業別のマニュアルというものも示されておりますので、そういったものを基に各企業等でマニュアル等を整備していくことになると思うんですけども、それは各それぞれの区にも各それぞれの所管がございますので、関係所管がそういう各企業の作成に関してはある程度助言をするですとか、そういう立場での関わりはできるのではないかと考えております。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。各企業でのそういった取組や指針、マニュアルもできると、つくっているんだろうと思います。そこへ、今、最後の答弁で、そういったところに企業や業者に対して指導や助言ができるというようなことでございますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

○松平委員長 高山委員は関連ではなくて。

（「関連じゃない、すいません」と言う人あり）

○松平委員長 じゃなくて。はい、分かりました。

（「手を挙げてなかったので」と言う人あり）

○松平委員長 はい、分かりました。

では、続きまして、金子委員。

○金子委員 159ページの電子計算事務費となっているところを聞きます。

行政のデジタル化というふうに言われるわけでありますけれども、デジタルの標準化のほうのお金は、この前、DXと違うというふうに御説明聞きましたので、この1、2、3とかいうところになるんですかね。それで、ここに関わって聞くわけでありますが、今、そういうことで標準化は少し国が目標とした年限から少し先送りしたということになっております。今、その業界というか、そういう領域はどうなっているかという、ベンダーの人員不足とか、人件費の高騰などで、自治体の負担が増加するんじゃないかということが心配というか危惧されているし、論点になっているというふうに理解をしています。

そこで、このデジタルの標準化というところでね、移行、移行費、要するにイニシャルコストの部分ですよね。これについては、国は、今日のこの予算書の158ページにこの財源のほうにも出ていますけれども、デジタル基盤改革の支援金というのが出ますよというふうに言っています。だから、この令和7年という点ではね、これ十分にというか、国が移行費については出しますって言っているわけだから、全額出ているということに、この7年で言えばなるのかどうかというのが1点ですね。

それから、国はこのデジタルの標準化について、このランニングコスト、クラウドの管理とか運用については、これは自治体負担が基本なんですよというふうに言っているわけですよ。これはまだ標準化始まったわけじゃないので、これからというところになる。じゃ、今のところの見通しとして自治体の負担というのはどれぐらいなるということになるのかということを知るわけですが、これについては国はどう言っているかと。国は、標準化の重点計画っていうんですか、その中で、標準化の移行完了後は、2018年度と比べて少なくとも3割、これ経費が削減されることを目指すというふうに言っているんですよ。まだこれ文京区の標準化してないので、この3割削減されるというのは、文京区でいろいろ聞いたり調べたりされていると思うんだけど、根拠があるんですかね、3割というのは。この点については調べはどのようになっているのかというのを聞きたいというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○松平委員長 野村家情報政策課長。

○野村家情報政策課長 まず、1点目の標準化に係る国の補助、令和7年度分がどうかという

ところですけども、これについては令和7年度分については全額、10分の10補助されるという認識でございます。

2点目のランニングコストのところでございますけれども、国が特にガバメントクラウドの利用料、こちらにつきましては、普通交付税等におきまして、国が費用を持つということの方針をこの前示したところでございます。それ以外の標準化のシステムの運用に係るランニングコストにつきましては、国がまだ一定ですね、方針を示しておりませんけれども、各自治体が共通の課題といたしまして、その点についても引き続き国に求めていっているという流れがございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、交付税措置となると、不交付団体は全額自己負担ということになるんですか。それから、私が聞いたのは、2018年と比べて3割削減されるというこの国の説明ね、これについての区の認識ですよ。これ聞いたけど、認識あれば後でお答えいただきたいと思うんですが、そういう3割削減なりますよって国が言ったのは、2018年度の前ぐらいの話だというふうに思うんですよ。その後、しばらくたちました。デジ庁のガバメントクラウドの先行研究というのがありまして、2023年になって国は研究したんです、研究というか調べたんですね。そうしたら、投資対、投資対効果の検証をやっていると。削減じゃなくて経費増になる自治体が出るということは、これはもう国は正面から認めているわけなんですね。

じゃあ、どれぐらい増えるのかと。ちょっと23区のあれは出てこなかったんですが、中核市の市長会が調べていまして、62市入っているそうなんですね。全体ではこの標準化やった場合にシステムの運用経費は2.3倍ぐらいなる。62市のうち30市は2倍以上になる。最大は5.7倍になるという市もあるという、こういうのが公表されているんですね。一体これどこまで財政負担増えるのかと。不交付団体なんかは全部自分持ちということになってしまうのかどうかと、今の先ほどの答弁聞くとね。そういう状況まで今なっているんだけど、そういう状況があるわけだけでも、それで、そういうやっぱり費用については、ランニングコストの部分についても国が主導して、いろいろ壁にぶち当たりながらシステム全部標準化できるのかいろいろやって、できるというのと、できないというのと整理されたところだと思うんだけど、これやっぱりちゃんと費用を要求していくということが、不交付団体であったとしても私は必要だと、かなり大きいんですね。その点については、そういう方向性についての認識はどうでしょうか。

○松平委員長 野苺家情報政策課長。

○野苺家情報政策課長 移行前と比べて3割削減というところですけども、それが文京区でかなえ、達成できるかどうかというところにつきましては、現状ではかなり厳しい状況というまず認識でございます。これは文京区だけではなくて、恐らく日本全国の自治体同じような状況かなと思っているところでございます。

参考までに、GovTech東京が数字を出しております、これはまだ速報値ですので、確定値ではございませんけれども、都内全体で移行前と実際移行した後にどれぐらい経費が膨らむかという速報値を出しております。増加率としましては、比べて約1.7倍、金額にしますと2億1,600万程度が、年間ですけども、経費が増えるという速報値を出しております。これは平均なので、文京区はこのとおりということではございませんけれども、これに近いものになるかなという認識でございます。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。だから、そういう費用についてはね、国がやりましょうって言って実験しながらやってきていることなので、経費についてはちゃんと要求していくということとは私は必要だというふうに思います。

それで、まとめに入っていきますが、そもそも行政のデジタル、デジタル化というのは、私この間も総務委員会で少し質問しましたけども、やはり個人情報や住民の人権を守ることがかなうものである必要があると。それから、国はもともと行政に集積される膨大な個人情報や行政情報のオープンデータ化、ビッグデータ化を通じて、企業の収益獲得の場としての領域を広げるという意図があるというふうに私たちは思っています。それではなくて、そういう企業の収益戦略とは一線を画して、住民の自治の参加や、本当に無駄なくしていくと、効率化していくという形での活用をするときには、それは適切な形で費用かかると思うんですよ、うん。ただ、それを考えられるのは現場にいる、本当に住民を目の前にした自治体の方々なのでね、国のそういう思惑もいろいろあるんだけど、今、格闘されているということで、経費の問題等聞きましたけども、本当はそういう人権や住民自治の発展という方向でね、真に役立つ、住民自治に役立つデジタル化に進んでいく必要があるというふうに思いますので、その点は指摘をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○松平委員長 それでは、高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。すいません、ちょっとお待ちください。

職員費、151ページからその次のページに会計年度職員の方の職員給与費のところにちょっと触れたいと思うんですが、先ほど来、様々な委員の方が触れられていると思います。最終的にはカスタマーハラスメントの話にちょっと持っていきたいと思うんですけども、先日、総務区民委員会で総務課長、武藤課長が新規採用で100名ほどを採る、特に30以下の若い方が非常に採用が多いということをお話しされていました。その中でも係長級の方が非常に離職、退職される方が多いというお話も、私、耳にしております。職員数も2,180人まで一気に増員をする、一気にというか増員をするということをお話をされて、先ほども浅田委員がですね、離職される方の中で、頑張りを評価もらえないとか、それからマンネリ化をしているとか、不公平感がある、確かにそれもあると思うんですが、ちょっと仕事を覚えてもらう前にワーク・ライフ・バランスって言われちゃうと非常に理事者の方はつらいもんが、マネジメントされている方はつらいところもあるかもしれないんですが、ただ、それだけじゃなくて、やっぱりカスタマーハラスメントというのも一つ原因があると思うんですね。これは東京都で条例ですが、都道府県では全国で初。それだけやっぱり非常に社会問題にもなっているという私は認識をしております。

冒頭の会派の総括のところでお答えいただいた、私、関連して後ろの317ページに退職金が昨年よりも減っていて、これ何でかなと思ったら62歳の方が退職金をお支払いするところというのが少ないというのもあるんですが、ただ、もう一方で、退職金が出る前にやっぱり去ってってしまうという方も、優秀な方も、今、市場、今、雇用情勢というか、非常に売り手市場というか、賃金も上がっていますから、そういったところで移ってしまうというのもあるんですが、やっぱりこのカスタマーハラスメントというのがやっぱり社会問題にもなっているのも原因なんだろうなと私は考えているんですね。

なぜ、じゃあ今回、東京都で施行されるのかというと、厚生労働省が今年の5月17日に職場のハラスメントに関する実態調査というのを報告書を上げています。この中で、ハラスメントって様々あるんですが、パワハラ、セクハラ、それからマタハラですね。それから、就活のときのハラスメントというのもあるんですが、全てこれ、今、減っている中で、この顧客等からの久しい迷惑行為、パワハラというのだけが増加しているんですよ。これは官民間問わず増加しているというデータがもう出ています。

やっぱり職員の方をしっかりとやっぱり守っていかなくちゃいけないというのも我々の課題として、先ほど職員課長も御答弁いただいているんですが、というやっぱり認識をお持ちだと思うんですが、この条例の中にですね、カスハラとは何かというと、顧客等から就業者に

対し、その業務に関して行われる久しい迷惑行為があつて、就業環境を害するものをいうと書いています。具体的にやっぱりカスハラというのは一般的な定義として暴行、脅迫、傷害、強要、名誉毀損、侮辱、威力業務妨害、不退去、正当な理由のない過度な要求、要求内容の妥当性に照らし合わせて不相当であるもの、また、大きな声を上げて秩序を乱すというふうになっています。で、特に居座りとか、それからクレームの主張を続けてしゃべり続けて電話を切らない、あるいは同じことを繰り返し要求する、これもカスタマーハラスメントの定義になっています。やっぱり区の中でもしっかりと、先ほど課長も基本の方針をつくられるっておっしゃっていましたが、やっぱり今まで線引きが甘かったところをこれからはしっかりとつくって毅然と対応するんだと。もういったら電話切っちゃっていいんだ。1時間も来る窓口の方に、もう以前会派の、我々の会派の宮崎幹事長が議場で一般質問でカスタマーハラスメントのお話をさせていただいたときに、区長の御答弁が、今はいらっしゃらないんですが、カスタマーハラスメントとは、職員の人格や尊厳を侵害するばかりでなく、区政の事業継続に関わる重大な問題とお話しされています。また、以前、名札から個人情報を検索され、区の決定や判断に不満のある区民から対応した職員の氏名がインターネット上で公開される。もう言語道断ですよ。

質問なんですが、しっかりとやっぱり線引きをしないと、働いている職員の方も一定数やっぱり、一定やっぱりどこまで対応したらいいのかって不安な方がいらっしゃると思うんです。職員の方を守る、やっぱりそれは離職につながらないようにするというのも大切なことだと思うので、3月中につくられるということなんですが、しっかりとした毅然とした内容をつくられるというおつもりはあるんでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 今回3月にお示しする方針というものについては、今、委員のほうからお話ありましたように、区としてはそういったものに毅然とした態度で対応していきますよというまずは宣言といいますか、そういう内容のものになります。

具体的に、じゃあ、実務でどのように対応していくかと、今、おっしゃったような電話を何分たったら切るのかとか、そういうことについては、マニュアルを検討していく段階で細かく詰めていくということになるんですけども、このカスタマーハラスメントということ言われていますけども、我々の仕事はまず区民の方、お客様のお話を丁寧に聞くということが大前提ですので、カスハラということに乗じて、何でもかんでもカスハラにしてしまうというのは我々の姿勢としてはよろしくないというふうに認識しておりますので、そこはしっ

かり聞くべき意見と、カスタマーハラスメントというものはしっかり線引きをしなければいけないということは私たちも認識しておりますので、その点は慎重に丁寧につくってまいりたいと考えております。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、確かに線引きが難しい、何でもかんでも、来られる方は自分が絶対的に正しいと思って来るわけですから、なかなか対応も難しいかと思うんですが、ただ一方で、そこを緩くしていると、他の区民の方のサービスにやっぱり影響が出てしまうというのもあると思うんですよね。ですから、私は何度も繰り返すとおり、しっかりとそこはルールをつくって、そうすれば職員の方も安心されると思いますし、また、何というんですかね、カスハラ防止になるということは、いわゆるほかの区民の方にとっての利便性が高まることにもなると思うんですよ。それがいわゆる区の満足度にもつながっていくと思いますから、そこはしっかりとつくっていただきたいと思います。

で、この第9条に、事業者は基本理念にのっとりカスタマーハラスメントの防止、主体的かつ積極的に取り組むとともに、都が実施するカスタマーハラスメント防止策に協力するよう努めなければならないとなっていますから、先ほど山本委員もおっしゃっているとおり、東京都としっかり連携をして、つくり過ぎて厳し過ぎるのも駄目だと思うんですが、でも一方で、やっぱり最初申し上げたとおり、この条例ができるということは、それだけ問題になっていることが多いということですから、しっかり取り組んでつくっていただきたいと思います。

で、今やっているかどうか分からないですけど、例えば自動音声ってありますよね、区に連絡したときに、何々については1を、何々については2をみたい、そういうのを取り入れて、あれはいわゆる録音もされていますから、当然、後からその録音を聞き返して、どこまでがカスハラだということも分かりますし、何ていうんですかね、いわゆる自動音声IVRみたいなものってあると思うんですけど、そういうのをやっぱり取り入れていくということも必要性がある、いわゆるテクノロジーを活用していくということも必要だと思うんですが、そのあたりは御見解いかがでしょうか。

○松平委員長 畑中職員課長。

○畑中職員課長 まず、職員を守るということはもちろんやっていかなければいけないということで、現状でも区の職員で、区民等からの対応に苦慮している事例も多くございますので、

職員を守るという視点でしっかりつくり込んでいきたいと考えております。

そのつくり込んでいく中で、技術的な部分として、今、例に挙げていただきましたような電話の録音ですとか、そういったことも含めて検討していきたいと考えております。

○松平委員長 よろしいですか。まだ質問続きますか。

（発言する人あり）

○松平委員長 そうですか、分かりました。

それでは、間もなく5時となりますので、本日の委員会の質疑はここで終了とさせていただきます。

熱心な御審議、ありがとうございました。

午後 4時59分 閉会